

社会保障国民会議 第4回所得確保・保障
(雇用・年金)分科会(平成20年5月19日)
において報告された資料

社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度 に関する定量的なシミュレーション

[シミュレーションの内容]

1. 基礎年金の将来の保険料負担や国庫負担の財源規模を示したマクロ的な試算
 2. 現行制度と税方式化案がそれぞれ家計・企業に与える影響を示したミクロ的な試算
 3. 基礎年金をとりまく様々な状況や提案等に関連するその他の試算
- ※ 現在各方面から提案されている年金改革案を念頭に置き、現行制度、現行の社会保険方式を前提にした修正案、税方式化を前提とした提案について複数のシミュレーションを行い、中立的な比較検討を行うことができるよう作業を行った。
- ※ シミュレーションは、一定の仮定を置いて機械的に行ったものであり、その結果については、相当の幅をもつて解釈する必要がある。なお、試算の前提是、平成20年4月30日に行われた第3回雇用・年金分科会で決定されたものであり、また、今回行った試算の詳細なデータを以下のURLで公開することとしている(5月20日以降を予定)。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyoukokuminkaigi/>

[目 次]

1. マクロ試算(基礎年金の将来の保険料負担や国庫負担の財源規模を示したマクロ的な試算)	3
(1) 現行制度における基礎年金にかかる保険料と国庫負担の財源規模の見通し	5
マクロ試算1 国民年金保険料の納付率の前提を置き換えた場合の影響	6
(2) 現行の社会保険方式を前提にした修正案の個別の提案内容の影響評価	
マクロ試算2－1 基礎年金の満額を7万円に引き上げる案の影響評価	9
マクロ試算2－2 低年金・低所得の高齢者世帯に5万円の最低保障年金を創設する案の影響評価	10
(3) 税方式化案のシミュレーション	
○ 基礎年金を税方式化する各提案の整理	12
○ シミュレーションを行う税方式化案の前提	14
○ シミュレーション結果	
マクロ試算3－1 各移行パターンごとの追加財源の規模と消費税率換算	16
マクロ試算3－2 基礎年金税方式化への移行にあたり、国庫負担割合を段階的に引き上げ、20年後に税方式に移行する場合の影響	21
(4) マクロ経済スライドを行わない場合	
マクロ試算4－1 現行制度で、マクロ経済スライドを行わず、保険料を引き上げるとした場合の影響	26
マクロ試算4－2 税方式化案で、マクロ経済スライドを行わない場合の影響	28
(5) 経済前提を置き換えた場合	
マクロ試算5－1 現行制度で、経済前提を置き換えた場合の影響	29
マクロ試算5－2 税方式化案で、経済前提を置き換えた場合の影響	30
2. ミクロ試算(現行制度と税方式化案がそれぞれ家計・企業に与える影響を示したミクロ的な試算)	46
ミクロ試算1 移行パターンのケースAの場合	49
ミクロ試算2 移行パターンのケースBの場合	53
ミクロ試算3 移行パターンのケースCの場合	57
ミクロ試算4 移行パターンのケースC'の場合	61
3. 基礎年金をとりまく様々な状況や提案等に関連するその他の試算	65
(1) 高額所得者に対する基礎年金減額措置(クローバック)を導入した場合の影響について	66
(2) パート・アルバイトに厚生年金を適用した場合の年金財政への影響	68
(3) 税方式にした場合に、低年金・無年金問題が解消されることによる生活保護受給者数及び給付規模の縮小の影響	70
(4) 税方式にした場合に、厚生年金・国民年金の積立金を活用する場合の影響	71

マクロ試算

(基礎年金の将来の保険料負担や国庫負担の財源規模を示したマクロ的な試算)

《 マクロ試算を行う上で必要となる前提 》

(1) 経済前提

足下の経済前提については、2007年1月「進路と戦略」内閣府試算を用い、2012年度以降の長期の前提是、以下の4とおりとする。

足下の前提

	2006	2007	2008	2009	2010	2011
物価上昇率	0.3%	0.5%	1.2%	1.7%	1.9%	1.9%
賃金上昇率	0.0%	2.5%	3.0%	3.5%	3.8%	4.1%
運用利回り	1.7%	2.4%	3.0%	3.7%	4.1%	4.4%

2012年度以降の長期の前提

	ケース I -1	ケース I -2	ケース II -1	ケース II -2
物価上昇率	1. 6%	1. 1%	1. 0%	1. 0%
賃金上昇率	3. 7%	2. 6%	2. 5%	2. 1%
運用利回り	4. 9%	4. 0%	4. 1%	3. 2%

(注) ケース I -1及びケース I -2は、平成19年10月17日の経済財政諮問会議に示された「給付と負担の選択肢について」の試算における成長ケース及び制約ケースの前提、ケース II -1及びケース II -2は、「人口の変化等を踏まえた年金財政への影響(暫定試算)：平成19年2月(厚生労働省年金局)」における基本ケース及び参考ケースの前提をそれぞれ踏まえたもの。

(2) 国民年金保険料納付率の前提

比較のために、現行制度において、国民年金保険料納付率の前提を変化させた場合の試算を行う。前提是、次の3とおりとする(2009年度以降一定)。

65% : 実績程度 (平成18年度66.3%)

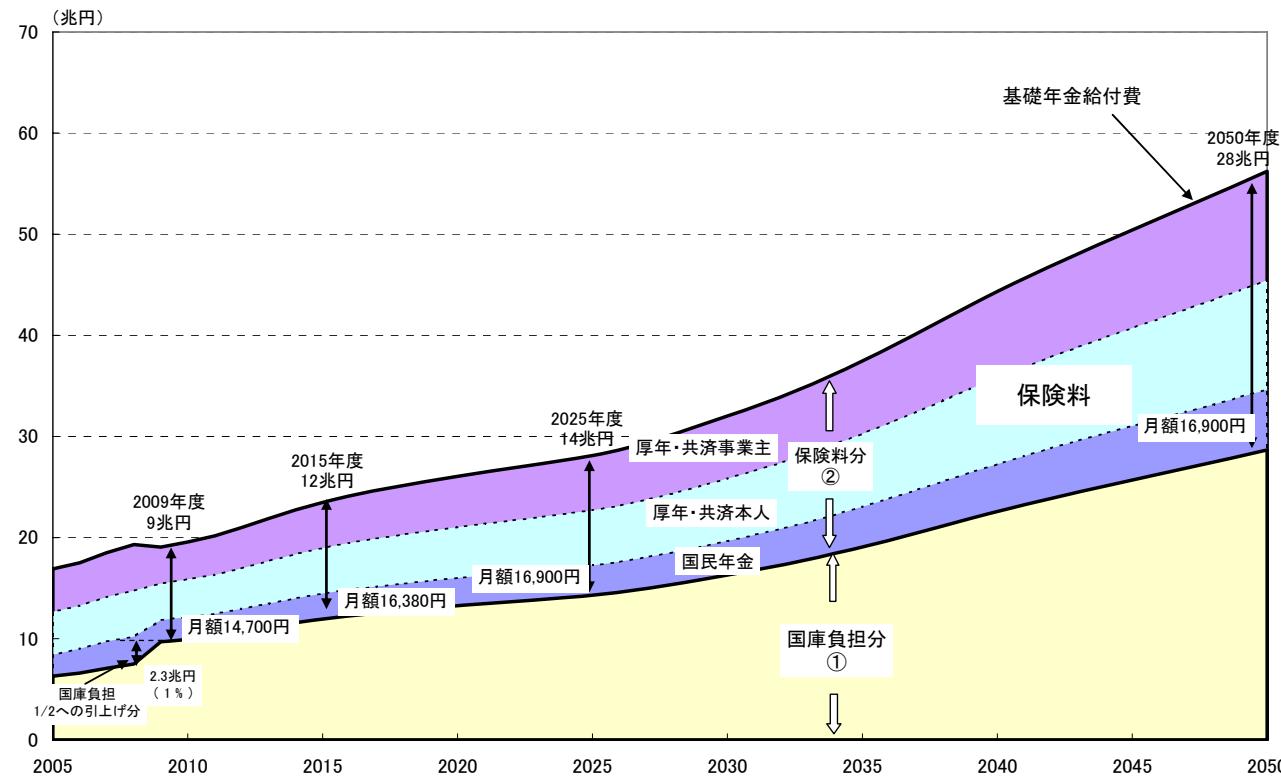
80% : 暫定試算の前提

90% : パート労働者に対する厚生年金適用拡大、職権による保険料免除などにより、未納対策を徹底する場合

※ 国民年金保険料納付率 = 国民年金保険料納付月数 / (全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予に該当する者を除いた者にかかる加入月数)

なお、免除率については、法定免除、申請(全額)免除及び学生納付特例を合わせて24.9%(2005年度実績)で一定で推移するものとして計算している。ただし、納付率90%のケースでは職権による保険料免除などの影響を勘案し、免除率が28.8%で推移するものと仮定して計算している。

(1) 現行制度における基礎年金にかかる保険料と国庫負担の財源規模の見通し



※月額の数値は、国民年金の保険料(平成16年度価格)である。

年度	基礎年金給付費 ①+②	国庫負担 ①	保険料 ②	国民年金分	厚生年金分		共済組合分	
					事業主	本人	事業主	本人
2009	兆円 19	兆円 10	兆円 9	兆円 2	兆円 3	兆円 3	兆円 0	兆円 0
2015	兆円 23	兆円 12	兆円 12	兆円 3	兆円 4	兆円 4	兆円 1	兆円 1
2025	兆円 28	兆円 14	兆円 14	兆円 3	兆円 5	兆円 5	兆円 1	兆円 1
2050	兆円 56	兆円 29	兆円 28	兆円 6	兆円 10	兆円 10	兆円 1	兆円 1

※上記の保険料は、各制度が拠出する基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

※ここでの試算の前提是、経済前提: ケースII-1、国民年金保険料納付率の前提: 80%のケースとなっている。他のケースはマクロ試算1及びマクロ試算5-1を参照。

マクロ試算1 国民年金保険料の納付率の前提を置き換えた場合の影響

- 国民年金保険料の納付率の前提が80%の場合の他に、65%とした場合及び90%とした場合について計算を行った。
- 納付率の前提を高く(低く)設定すれば、基礎年金給付費は若干大きく(小さく)なるが、その変化はそれほど大きくない。
※ 基礎年金全体の加入者数は7,000万人。このうち、国民年金の第1号被保険者は2,100万人であるが、国民年金保険料の納付率は、この2,100万人の中の免除者等を除いた1,600万人に関する納付率であるため、納付率の前提が基礎年金給付費全体に与える影響は小さい。

- 現行制度で国民年金の納付率の前提を置き換えた場合の見通し(名目額)

	基礎年金給付費				うち保険料負担分			
	2009	2015	2025	2050	2009	2015	2025	2050
納付率90%ケース	19	23	28	57	9	12	14	28
納付率80%ケース	19	23	28	56	9	12	14	28
納付率65%ケース	19	23	28	55	9	12	14	27

(注)保険料負担分は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

※ 各試算の保険料水準は、いずれも、

厚生年金 : 18.3% (2017年度～)

国民年金 : 16,900円 (平成16年度価格、2017年度～)

※ マクロ経済スライドにより調整された給付の所得代替率は、

納付率90%ケース : 51. 8%

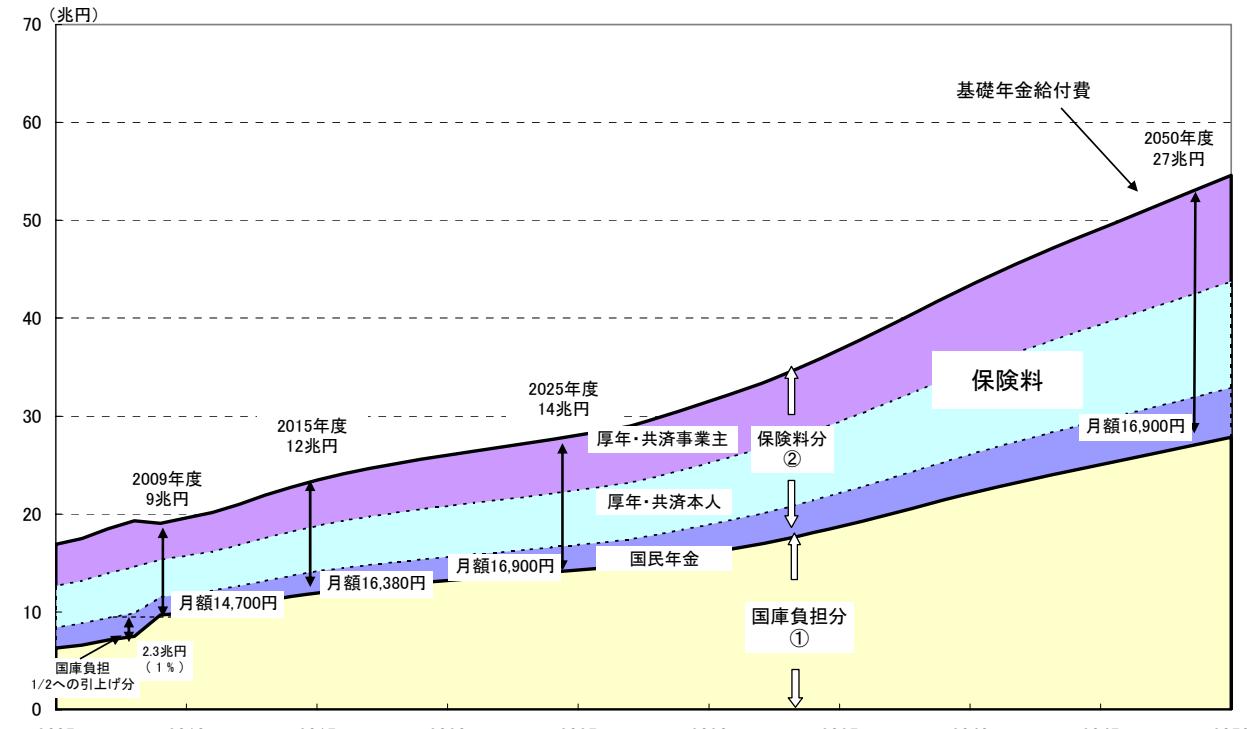
納付率80%ケース : 51. 6%

納付率65%ケース : 51. 1%

※ 経済前提は、ケースⅡ-1を用いている。

[各ケースごとのシミュレーション結果]

国民年金保険料の納付率の前提：65%の場合

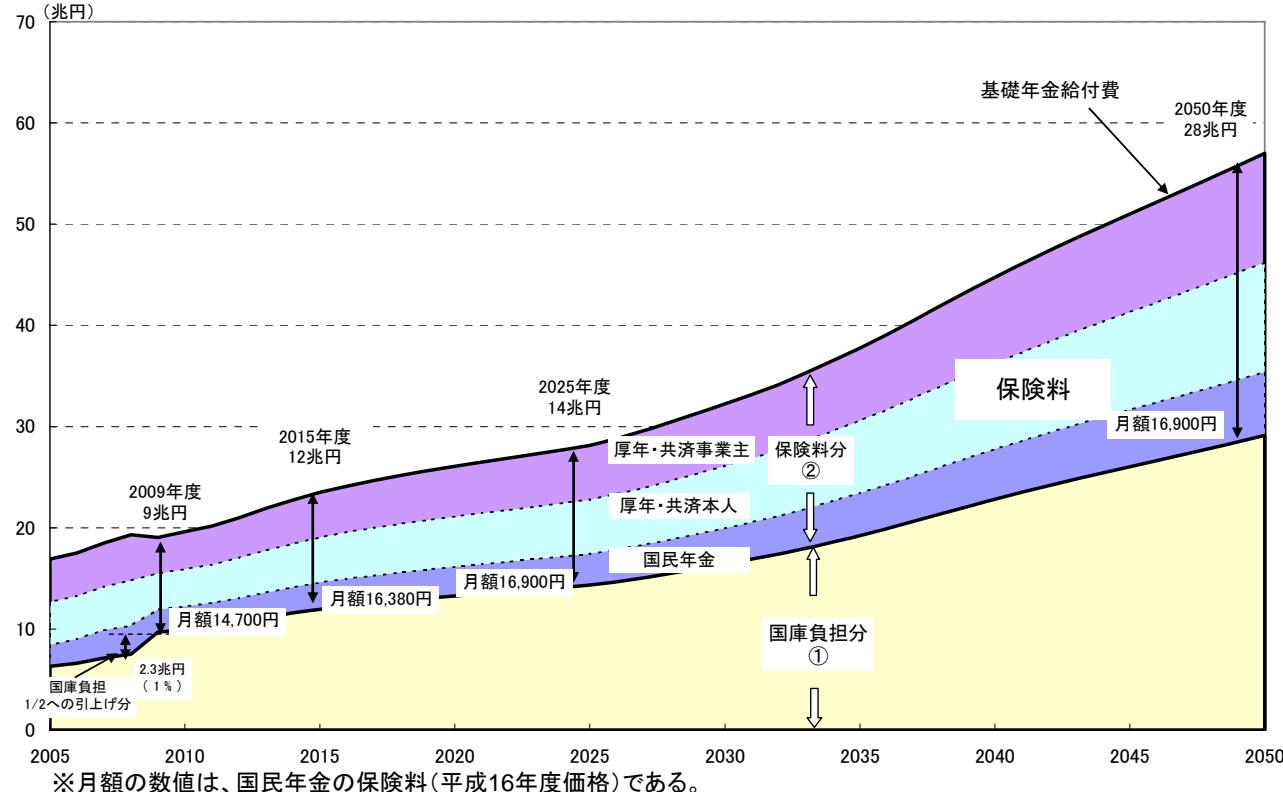


年度	基礎年金 給付費 ①+②	国庫負担 ①	保険料 ②	国民年金分	厚生年金分		共済組合分	
					事業主	本人	事業主	本人
2009	兆円 19	兆円 10	兆円 9	兆円 2	兆円 3	兆円 3	兆円 0	兆円 0
2015	兆円 23	兆円 12	兆円 12	兆円 2	兆円 4	兆円 4	兆円 1	兆円 1
2025	兆円 28	兆円 14	兆円 14	兆円 3	兆円 5	兆円 5	兆円 1	兆円 1
2050	兆円 55	兆円 28	兆円 27	兆円 5	兆円 10	兆円 10	兆円 1	兆円 1

(注)上記の保険料は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

※ 経済前提：ケースⅡ-1の場合

国民年金保険料の納付率の前提：90%の場合



年度	基礎年金 給付費 ①+②	国庫負担 ①	保険料 ②	国民年金分	厚生年金分		共済組合分	
					事業主	本人	事業主	本人
2009	兆円 19	兆円 10	兆円 9	兆円 2	兆円 3	兆円 3	兆円 0	兆円 0
2015	兆円 23	兆円 12	兆円 12	兆円 3	兆円 4	兆円 4	兆円 1	兆円 1
2025	兆円 28	兆円 14	兆円 14	兆円 3	兆円 5	兆円 5	兆円 1	兆円 1
2050	兆円 57	兆円 29	兆円 28	兆円 6	兆円 10	兆円 10	兆円 1	兆円 1

(注)上記の保険料は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

※ 経済前提：ケースⅡ-1の場合

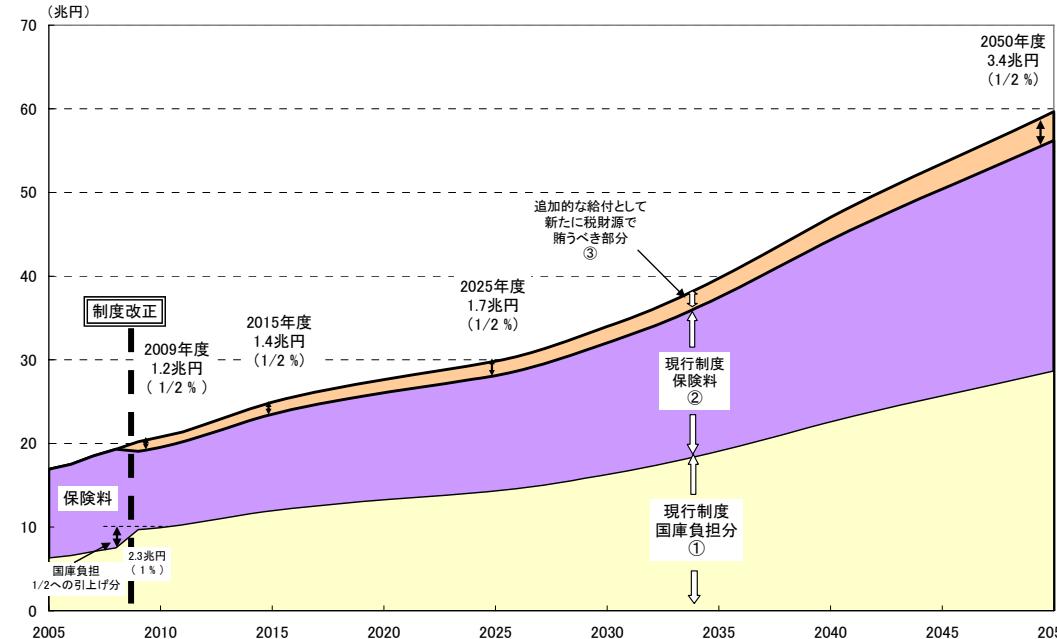
(2) 現行の社会保険方式を前提にした修正案の個別の提案内容の影響評価

マクロ試算2-1 基礎年金の満額を7万円に引き上げる案(提案者:読売新聞社)の影響評価

<計算方法>

現行基礎年金額 × (7万円 - 6.6万円) / 6.6万円

※ マクロ経済スライドは行う前提になっている。



(注)上記の現行制度保険料は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

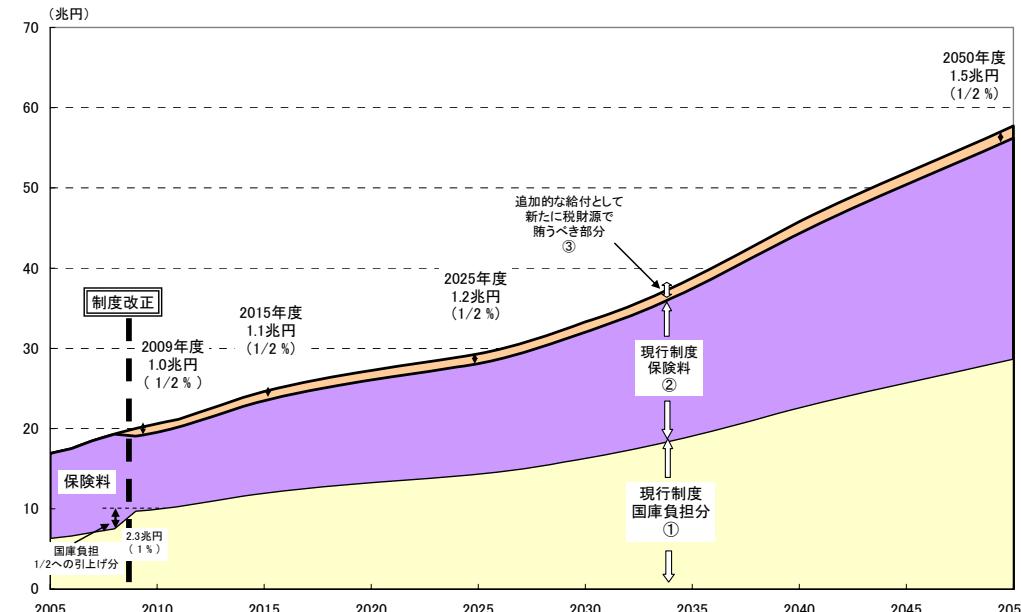
※ 経済前提 : ケース II-1、国民年金保険料の納付率80%の場合

マクロ試算2-2 低年金・低所得の高齢者世帯に5万円の最低保障年金を創設する案 (提案者:読売新聞社)の影響評価

<計算方法>

65歳以上人口全員に支給した場合の基礎年金額と現行基礎年金額との差に、最低保障年金として下支えする部分の割合(約6割)と年収200万円以下の者の割合(約3割)を乗じて算出。

※ 年収200万円の基準は将来の経済成長に合わせて見直され、約3割は変わらないという前提。



(注)上記の現行制度保険料は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

※ 経済前提 : ケース II-1、国民年金保険料の納付率80%の場合

○ その他の提案について

[制度施行時の定量的な影響]

個別の提案内容	提案者	影響評価
受給資格期間の短縮	朝日新聞社 読売新聞社	資格期間を10年に短縮(読売案)の場合、約0.1兆円の給付増 ※無年金者44万人に対し、月額7万円の15/40(加入期間10~25年の者の平均的な加入期間を15年と想定)の年金額を支給すると仮定して算出
子育て世帯の両親の基礎年金 保険料を国が税財源で負担	読売新聞社	約1.1兆円の国庫負担増 ※年間110万人の出生に対し、夫婦二人分毎月14,400円の保険料が3年間軽減されるとして算出

[その他の提案内容]

- ・ 国民年金保険料の免除申請が不要な仕組み … 丹羽衆議院議員、読売新聞社
- ・ 事業主による国民年金保険料の徴収代行 … 丹羽衆議院議員、読売新聞社
- ・ 第3号被保険者制度の廃止 … 朝日新聞社
- ・ 国庫負担の財源は「社会保障税」(消費税を目的税化) … 読売新聞社
- ・ 生活保護を受けやすくするような配慮の検討 … 朝日新聞社

※ 丹羽雄哉衆議院議員の提案は「正論2008年5月号」、朝日新聞社の提案は2008年2月の社説、読売新聞社の提案は2008年4月の社説の内容を基にしている。

(3) 税方式化案のシミュレーション

○ 基礎年金を税方式化する各提案の整理

労使の関係団体からの提言、報道機関の論評、国会での議論などを通じて示されている基礎年金を税方式化する提案には以下のようなものがある。

<政党等>

- ・ 民主党マニフェスト（2007年7月）
- ・ 年金制度を抜本的に考える会（提言とりまとめ（案） 2008年2月）
- ・ 塩川正十郎社会保障国民会議委員（年金制度改革への提言 2008年3月）

<関係団体>

- ・ 経済同友会（活力ある経済社会を支える社会保障制度改革 2005年4月）
- ・ 日本経済団体連合会（公的年金の一元化に関する基本的見解 2005年10月）
- ・ 日本労働組合総連合会（政策・制度 要求と提言 2008～2009 2007年5月）

<報道機関>

- ・ 日本経済新聞社（年金制度改革研究会報告 2008年1月）

前ページの各提案で、基礎年金税方式化に関する内容は以下のとおり。

① 納付制限の有無

- a 全高齢者に同額を給付 … 年金制度を抜本的に考える会、経済同友会
- b 所得の多寡に応じて給付を制限 … 塩川社会保障国民会議委員、民主党、日本労働組合総連合会
- c 居住期間の長短に応じて給付を制限 … 日本労働組合総連合会、日本経済新聞社

② 納付水準

- a 現行(月額6.6万円)程度 … 日本経済新聞社
- b 月額7万円程度 … 年金制度を抜本的に考える会、経済同友会、日本労働組合総連合会
- c 大幅引上げ(例:年額単身200万円、夫婦320万円) … 塩川社会保障国民会議委員

③ 現行制度から税方式への移行に際しての過去の保険料納付実績の取扱い

- a 国民年金積立金を各加入者の納付実績に応じて分配 … 年金制度を抜本的に考える会
- b 未納期間に応じて給付を減額 … 日本経済団体連合会、日本労働組合総連合会、日本経済新聞社
- c 納付期間に応じて給付を加算

④ 財源

- a 専ら消費税 … 年金制度を抜本的に考える会(7%引上げ12%とし、うち9%程度を基礎年金に充当)、
経済同友会(新基礎年金の財源となる年金目的消費税の税率は2010年代から2050年に
かけて9~10%)、
日本経済新聞社(5%前後引上げ、引上げ分を基礎年金に充当)、
民主党(現行の5%を全額年金財源に充当)
- b 一般財源や事業主負担など各種財源の組み合わせ … 日本労働組合総連合会
- c 国会の同意が得られれば特定財源を制度化 … 塩川社会保障国民会議委員

○ シミュレーションを行う税方式化案の前提

- ・ 税方式化案のシミュレーションを行うにあたっては、過去の保険料納付実績の給付への反映について、次の3つの移行パターンに分けて、移行に必要な追加財源規模と消費税率換算、軽減される保険料負担を試算する。
 - A 過去の保険料納付実績については、全く勘案せず、全員に税方式の基礎年金の満額給付を行う(基本的に前ページ③-aの案に相当。現有積立金を分配する効果については、[P71参照](#))
 - B 過去の保険料未納期間に係る分については、その期間分の税方式の基礎年金給付を減額する(前ページ③-bの案に相当)
 - C 過去の保険料納付期間に係る分については、その期間分を税方式の基礎年金に上乗せして給付する(前ページ③-cの案に相当)
加算額については、①保険料相当額(C:3.3万円相当分)及び②給付全額(C':6.6万円相当分)の2パターンとする。
- ・ この場合、上記A、B、C及びC'の共通の前提として、
 - ① 所得等による給付制限は行わず、全高齢者に同額を給付(前ページ①-aの案に相当)
 - ② 給付水準は現行の基礎年金の水準(月額6.6万円でマクロ経済スライドを実施)と同じ(前ページ②-aの案に相当)
 - ③ 平成21年度から基礎年金のための保険料徴収を完全に廃止し、一斉に税財源に切り替える。
- ・ なお、
 - ①の所得等による給付制限を行った場合の試算は、「その他の試算(1)高額所得者に対する基礎年金減額措置(クローバック)を導入した場合の影響について」([P66参照](#))、
 - ②のマクロ経済スライドを行わない場合の試算は、「マクロ試算4-2 税方式化案で、マクロ経済スライドを行わない場合の影響」([P28参照](#))、
 - ③の一斉に税財源に切り替えるのではなく、段階的に移行する場合の試算は、「マクロ試算3-2 基礎年金税方式化への移行にあたり、国庫負担割合を段階的に引き上げ、20年後に税方式に移行する場合の影響」([P21参照](#))として、それぞれ行っている。
- ・ 税方式移行に伴って国庫負担割合2分の1を超えて追加的に必要になる財源規模を仮に消費税率換算するとどの程度になるかを示す。

< 移行パターンのイメージ >

(現役時代の拠出の状況)

(税方式導入後、受給する給付額)

税方式導入時、すでに受給している者



(ケースA) 過去の納付状況に関係なく一律給付

一律の基礎年金

(ケースB) 過去の保険料未納期間に応じて減額

未納期間分を減額

保険料納付期間分の基礎年金

(ケースC) 過去の保険料納付相当分を加算して給付

上乗せ給付

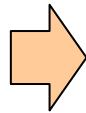
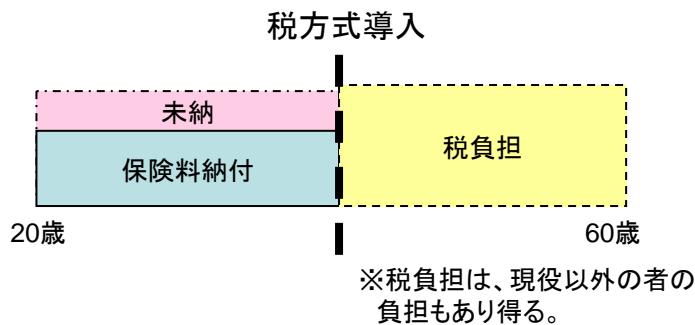
一律の基礎年金

(ケースC') 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算して給付

上乗せ給付

一律の基礎年金

現役時代の途中で税方式導入となった者



(ケースA) 過去の納付状況に関係なく一律給付

一律の基礎年金

(ケースB) 過去の保険料未納期間に応じて減額

未納期間分を減額

保険料納付期間分

一律の基礎年金

(ケースC) 過去の保険料納付相当分を加算して給付

上乗せ給付

一律の基礎年金

(ケースC') 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算して給付

上乗せ給付

一律の基礎年金

導入前期間に見合う給付 ←

→ 導入後期間に見合う給付

○ シミュレーション結果

[マクロ試算3-1]

各移行パターンごとの追加財源の規模と消費税率換算(ごく粗い機械的試算)

[経済前提：ケースⅡ-1]

- ・ 移行パターンA～Cのそれぞれについて、現行制度の基礎年金国庫負担(1/2分)を超えて追加的に必要になる財源を計算し、その消費税換算率を算出した。

基礎年金を税方式にした場合の追加財源の規模と消費税率換算について

年度	ケースA		ケースB		ケースC		ケースC'	
		消費税率換算		消費税率換算		消費税率換算		消費税率換算
2009年度	14兆円 〔現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 5兆円〕	5 %	9兆円 〔現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 0兆円〕	3 1/2 %	24兆円 〔現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 14兆円〕	8 1/2 %	33兆円 〔現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 24兆円〕	12 %
2015年度	17兆円	5 1/2 %	12兆円	3 1/2 %	28兆円	8 1/2 %	39兆円	12 %
2025年度	20兆円	5 %	15兆円	3 1/2 %	31兆円	8 %	42兆円	10 1/2 %
2050年度	35兆円	7 %	32兆円	6 %	42兆円	8 %	50兆円	9 1/2 %

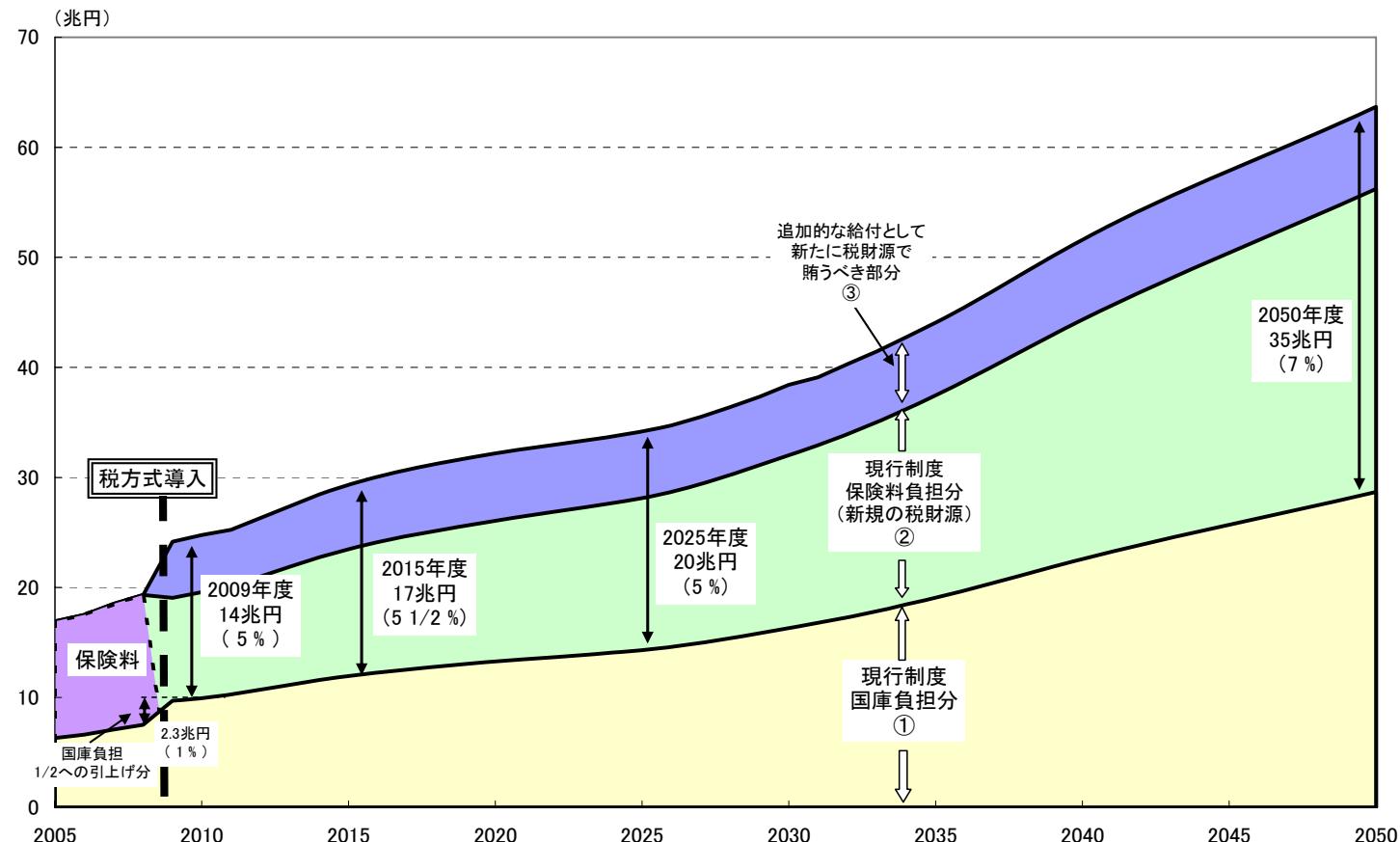
- ・ 平成20年度の予算における基礎年金国庫負担割合は37.3%(1/3 + 40/1000)であることから、上記の消費税率換算の他に、国庫負担割合1/2にまで引き上げるための財源として、約1%が追加的に必要になる。

※ 次ページ以降の計算では、経済前提:ケースⅡ-1の場合における移行パターンの各ケースごとのシミュレーション結果を示している。なお、比較対象とする現行制度における国民年金保険料の納付率の前提是80%の場合としている。経済前提の違いによる影響についてはマクロ試算5-2を参照。

※ 消費税率換算に用いた消費税収は、将来、経済成長率と同程度に伸びるものとして計算している。

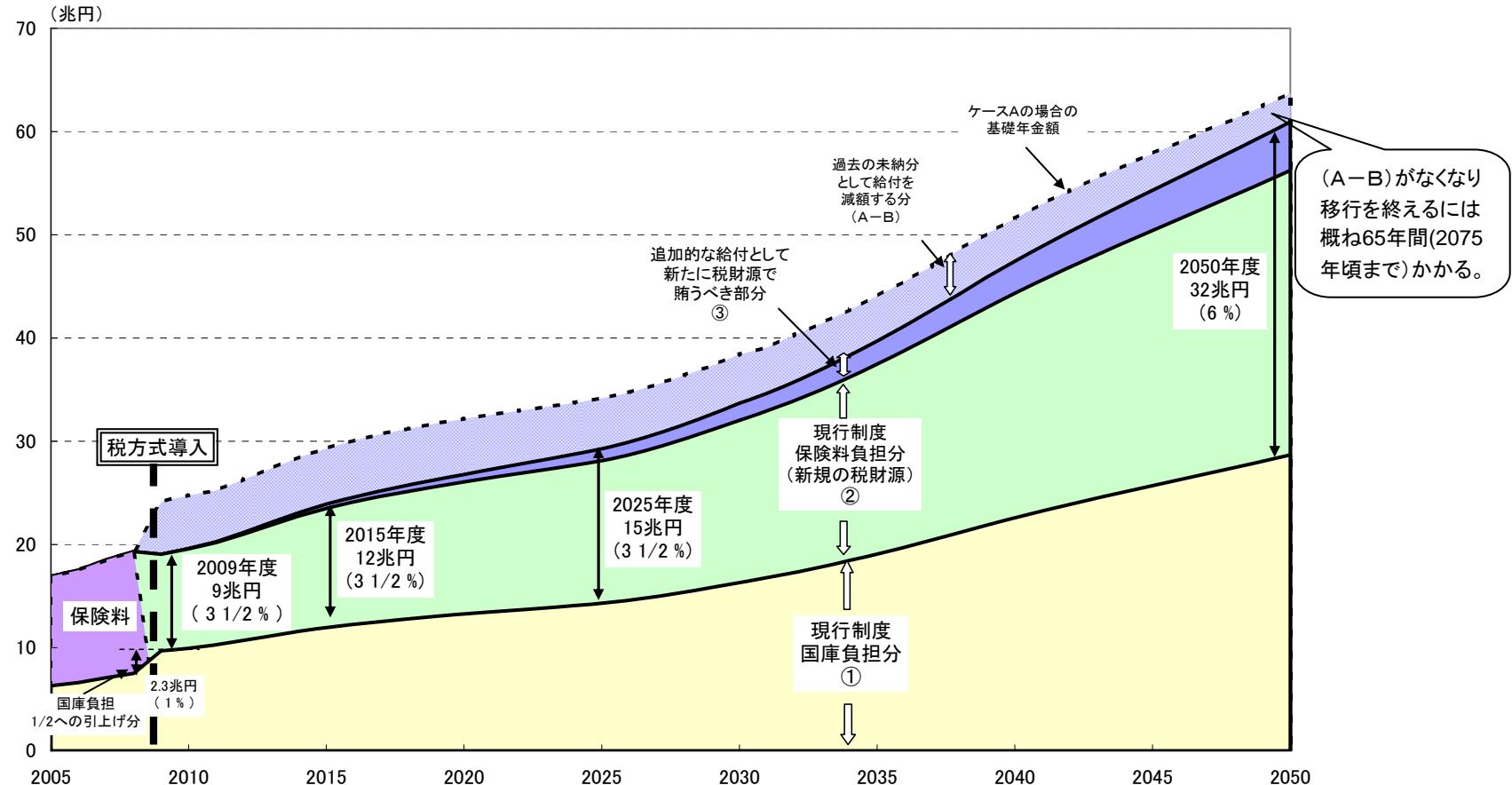
[移行パターンの各ケースごとのシミュレーション結果]

<ケースA> 過去の納付状況に関係なく一律給付



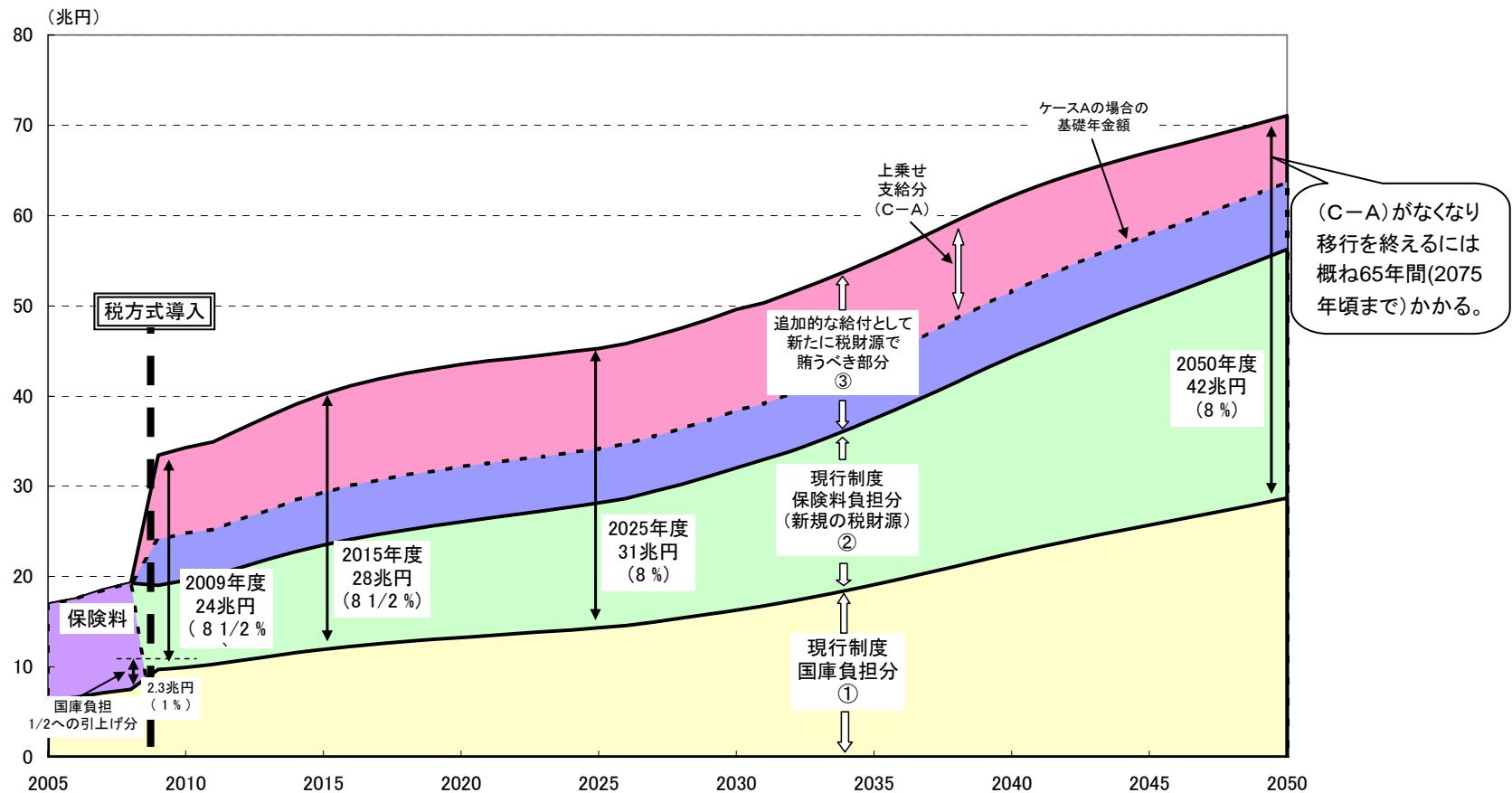
年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付と して新たに税財源で 貯うべき部分 ③	追加税額 ②+③	消費税率換算
2009	兆円 24	兆円 10	兆円 9	兆円 5	兆円 14	% 5
2015	兆円 29	兆円 12	兆円 12	兆円 6	兆円 17	% 5 1/2
2025	兆円 34	兆円 14	兆円 14	兆円 6	兆円 20	% 5
2050	兆円 64	兆円 29	兆円 28	兆円 7	兆円 35	% 7

<ケースB> 過去の保険料未納期間に応じて減額



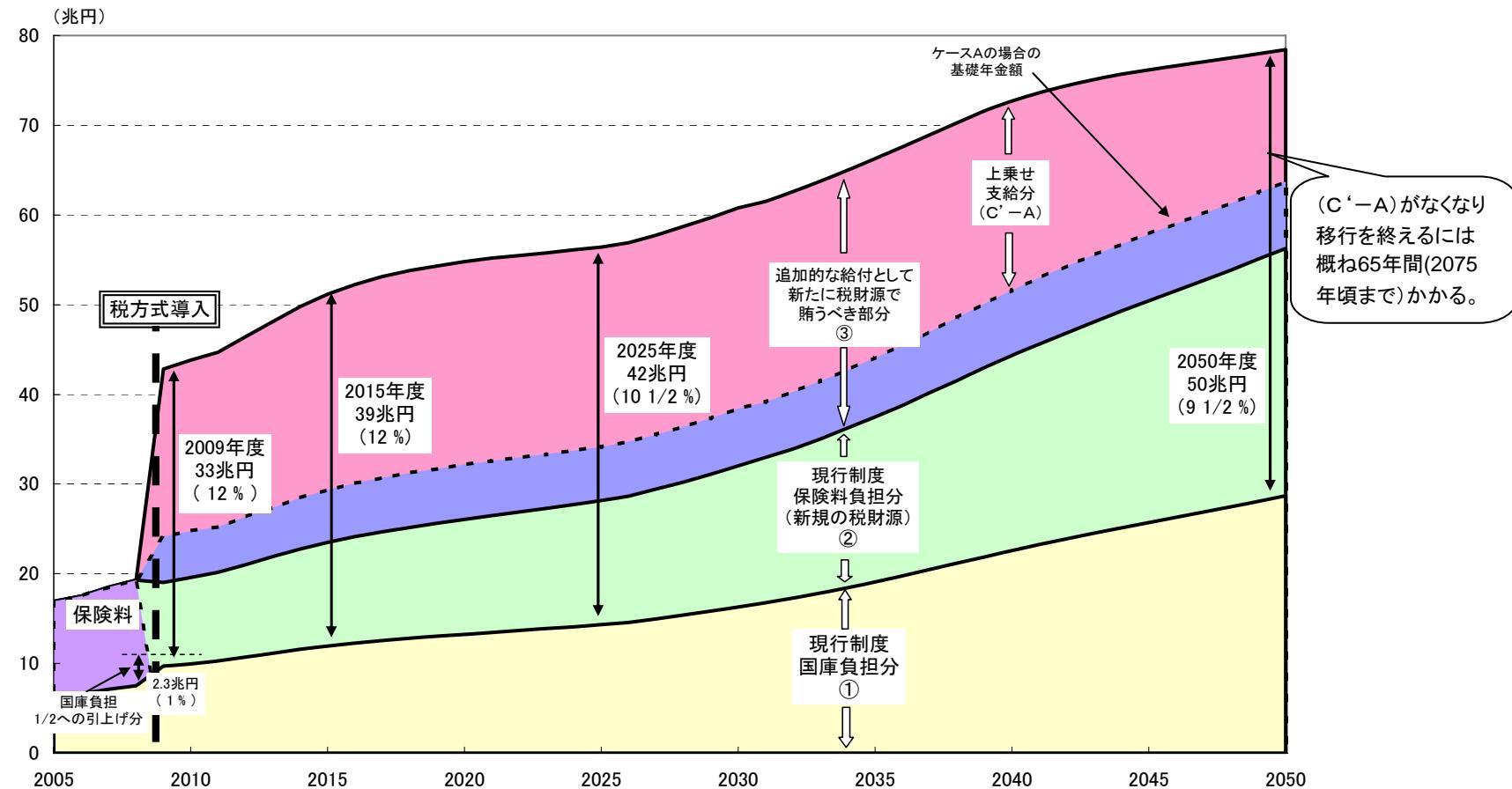
年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付として新たに税財源で賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③	消費税率換算	過去の未納分として給付を減額する分
	兆円	兆円	兆円	兆円			
2009	19	10	9	0	9	3 1/2	▲ 5
2015	24	12	12	0	12	3 1/2	▲ 5
2025	29	14	14	1	15	3 1/2	▲ 5
2050	61	29	28	5	32	6	▲ 3

<ケースC> 過去の保険料納付相当分を加算(3.3万円相当分)して給付



年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付とし て新たに税財源で 賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③	消費税率換算		上乗せ 支給分 (再掲)
						兆円	%	
2009	33	10	9	14	24	24	8 1/2	9
2015	40	12	12	17	28	28	8 1/2	11
2025	45	14	14	17	31	31	8	11
2050	71	29	28	15	42	42	8	7

<ケースC'> 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算(6.6万円相当分)して給付



年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付と して新たに税財源で 賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③	消費税率換算	上乗せ 支給分 (再掲)
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	%	兆円
2009	43	10	9	24	33	12	19
2015	51	12	12	28	39	12	22
2025	56	14	14	28	42	10 1/2	22
2050	78	29	28	22	50	9 1/2	15

マクロ試算3-2 基礎年金税方式化への移行にあたり、国庫負担割合を段階的に引き上げ、 20年後に税方式に移行する場合の影響

- 税方式化への移行に関して、ある時点から一斉に税財源に移行するのではなく、2009年度に国庫負担割合を1/2に引き上げた後、20年間かけて国庫負担割合を100%に近づけていく前提とする。
- この場合、各移行パターンについて、20年間は保険料負担が継続し、
 - a ケースAの場合、20年後には保険料の納付の有無に関わらず一律の給付を行うことを明らかにしつつ、保険料負担を求め続けることとなる。また、20年後の税方式への切替時の負担増がある。
 - b ケースBの場合、概ね65年かかる移行期間が更に20年長くなる。また、20年後の税方式への切替時の負担増はない。
 - c ケースCの場合、概ね65年かかる移行期間が更に20年長くなる。また、20年後の税方式への切替時の負担増がある。

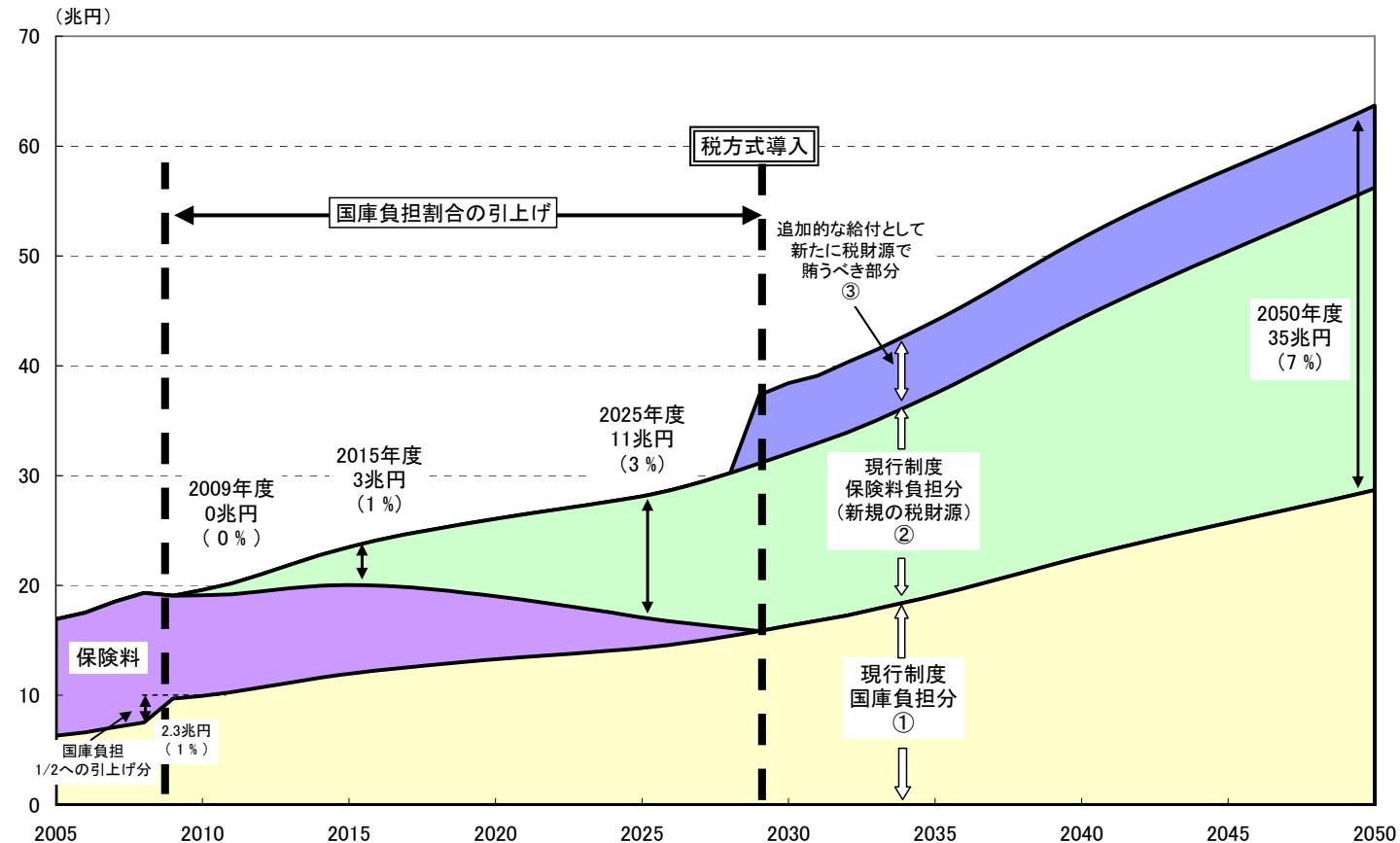
国庫負担割合を段階的に引き上げ、20年後に税方式に移行する場合の保険料と追加税額の推移について

年度	ケースA			ケースB			ケースC			ケースC'		
	保険料	追加税額	消費税率換算	保険料	追加税額	消費税率換算	保険料	追加税額	消費税率換算	保険料	追加税額	消費税率換算
2009年度	9兆円	0兆円	0 %	9兆円	0兆円	0 %	9兆円	0兆円	0 %	9兆円	0兆円	0 %
2015年度	8兆円	3兆円	1 %	8兆円	3兆円	1 %	8兆円	3兆円	1 %	8兆円	3兆円	1 %
2025年度	3兆円	11兆円	3 %	3兆円	11兆円	3 %	3兆円	11兆円	3 %	3兆円	11兆円	3 %
2050年度	0兆円	35兆円	7 %	0兆円	30兆円	6 %	0兆円	49兆円	9 1/2 %	0兆円	62兆円	12 %

※ 経済前提：ケース II-1、20年間の国民年金保険料納付率の前提：80%の場合

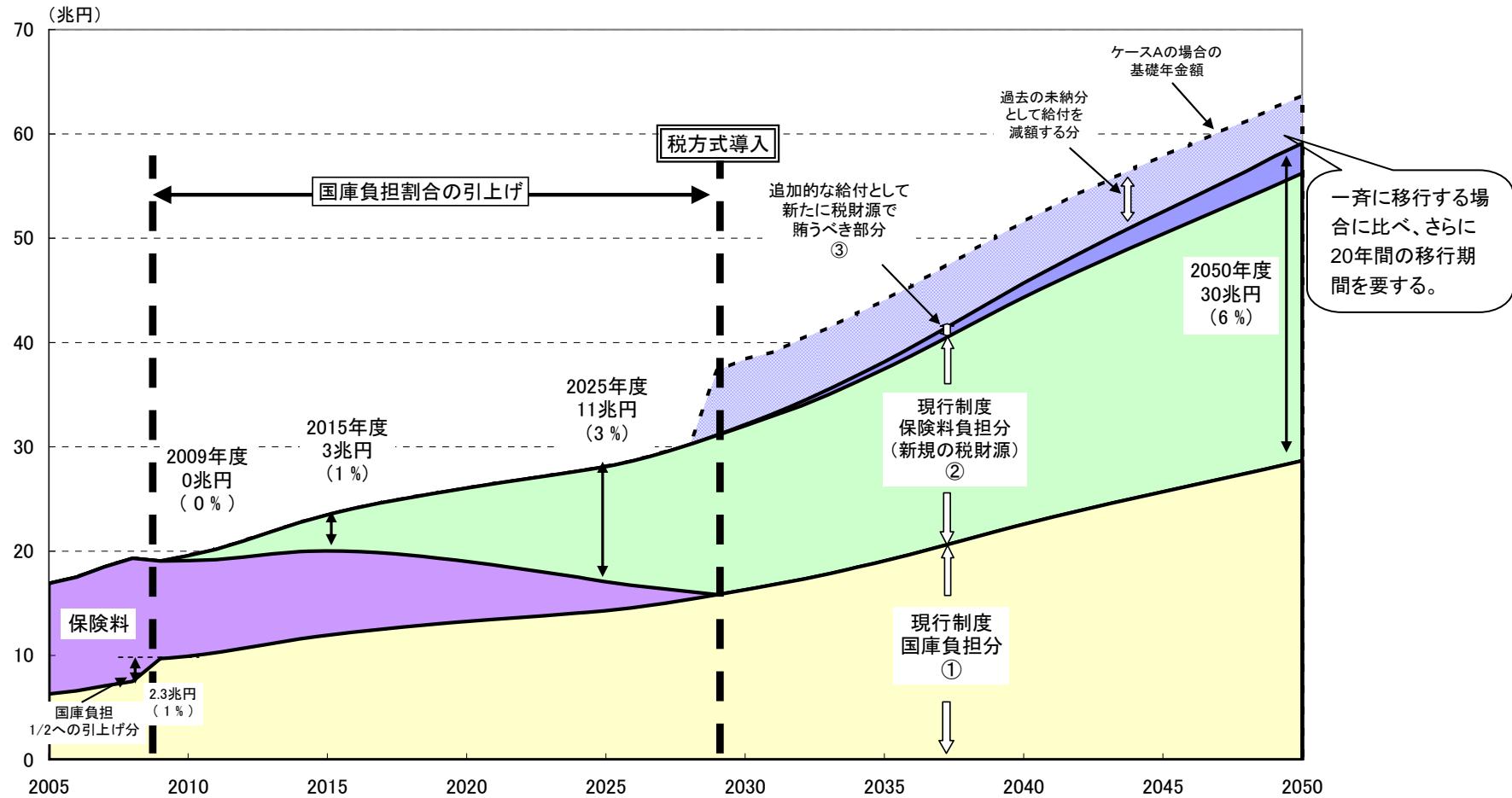
[移行パターンの各ケースごとのシミュレーション結果]

<税方式ケースA> 過去の納付状況に関係なく一律給付



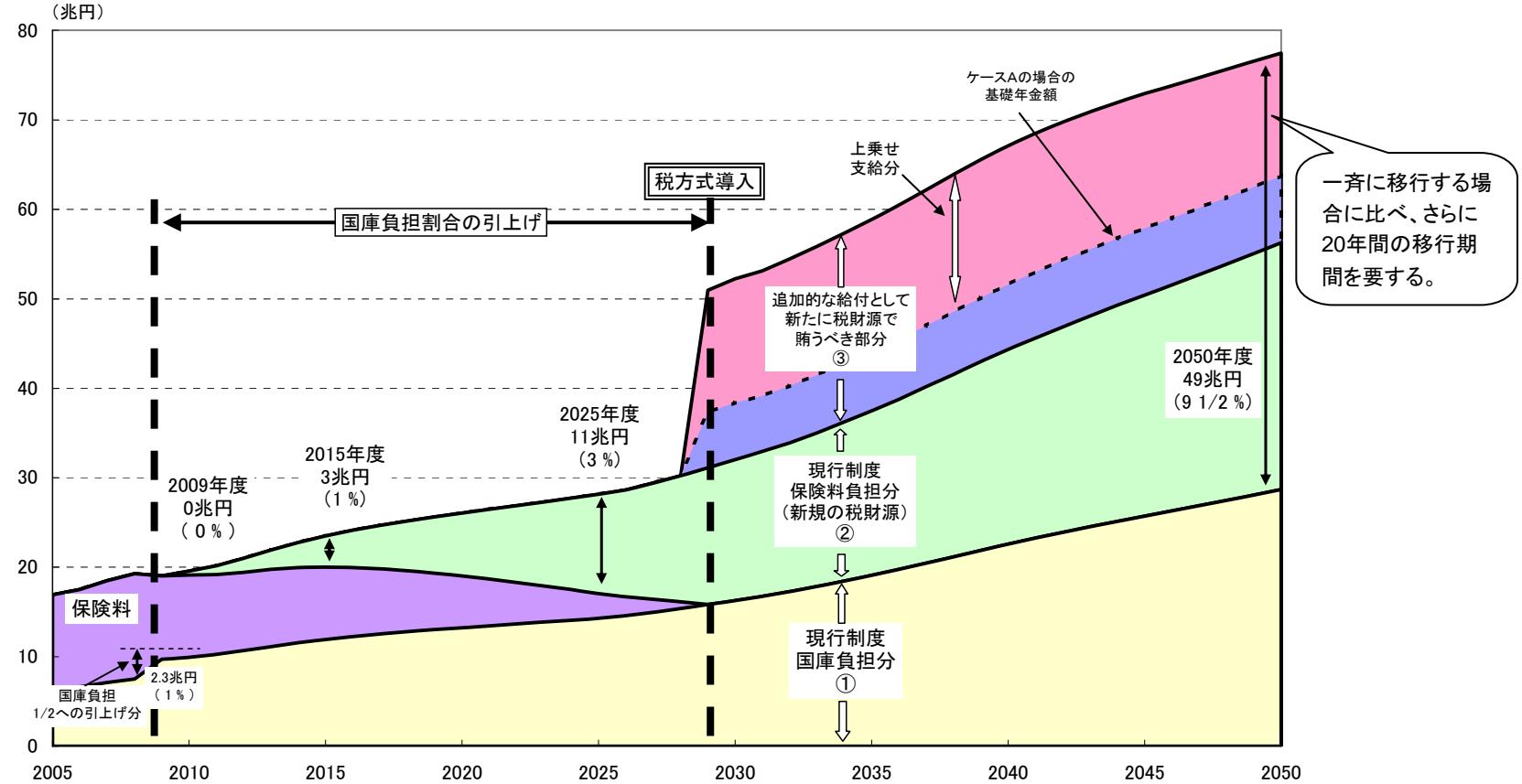
年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付とし て新たに税財源で 賄うべき部分 ③	移行期間における 保険料収入 ④	追加税額 ②+③-④	消費税率換算
2009	兆円 19	兆円 10	兆円 9	兆円 0	兆円 9	兆円 0	% 0
2015	兆円 23	兆円 12	兆円 12	兆円 0	兆円 8	兆円 3	% 1
2025	兆円 28	兆円 14	兆円 14	兆円 0	兆円 3	兆円 11	% 3
2050	兆円 64	兆円 29	兆円 28	兆円 7	兆円 0	兆円 35	% 7

＜税方式ケースB＞ 過去の保険料未納期間に応じて減額



年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付とし て新たに税財源で 賄うべき部分 ③	移行期間における 保険料収入 ④	追加税額 ②+③-④	消費税率換算	過去の未納分 として給付を 減額する分
2009	兆円 19	兆円 10	兆円 9	兆円 0	兆円 9	兆円 0	% 0	兆円 0
2015	兆円 23	兆円 12	兆円 12	兆円 0	兆円 8	兆円 3	% 1	兆円 0
2025	兆円 28	兆円 14	兆円 14	兆円 0	兆円 3	兆円 11	% 3	兆円 0
2050	兆円 59	兆円 29	兆円 28	兆円 3	兆円 0	兆円 30	% 6	▲ 5

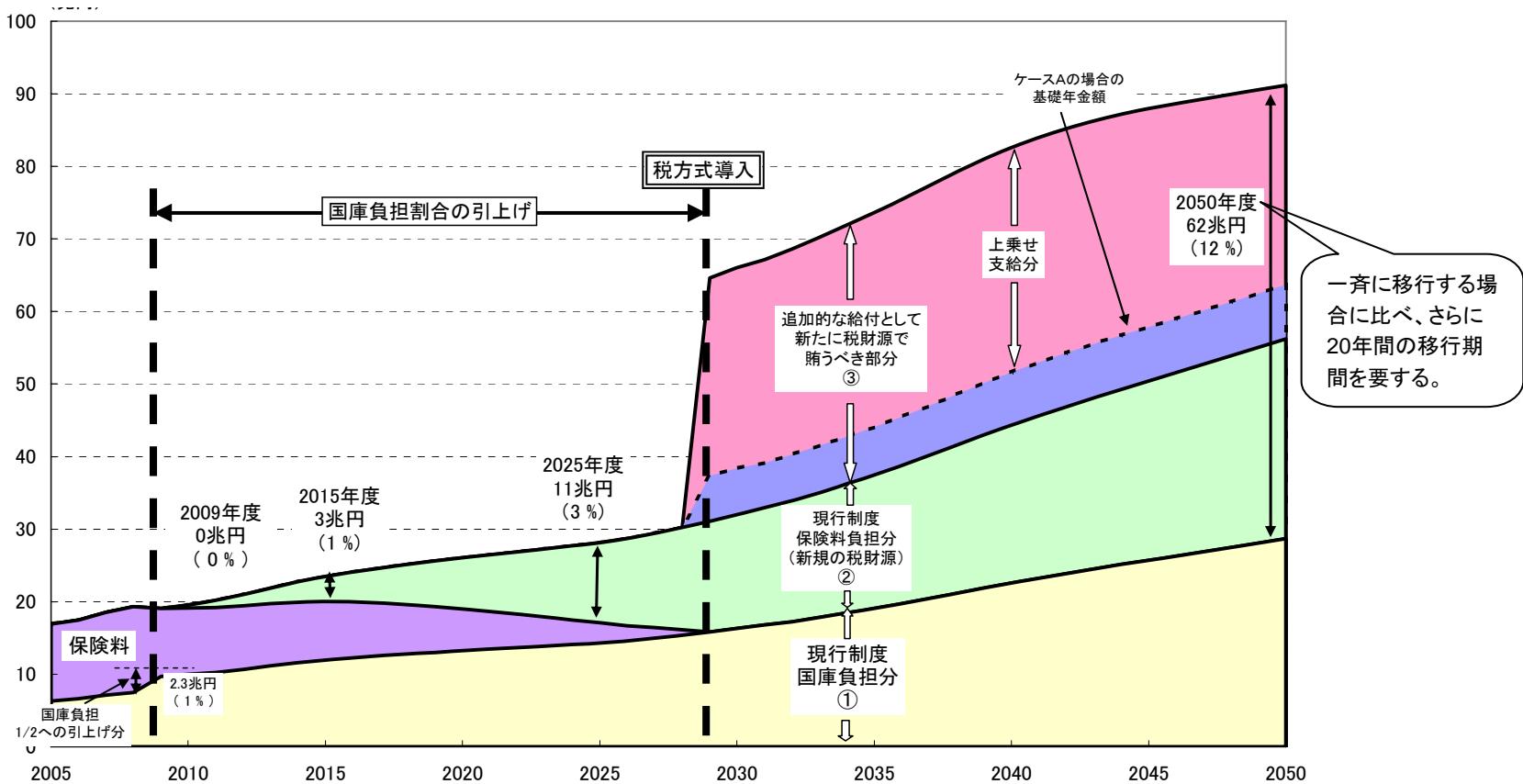
<税方式ケースC> 過去の保険料納付相当分を加算(3.3万円相当分)して給付



年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付として 新たに税財源で 貯うべき部分 ③	移行期間における 保険料収入 ④	追加税額 ②+③-④	消費税率換算	上乗せ 支給分 (再掲)
2009	兆円 19	兆円 10	兆円 9	兆円 0	兆円 9	兆円 0	% 0	兆円 0
2015	兆円 23	兆円 12	兆円 12	兆円 0	兆円 8	兆円 3	% 1	兆円 0
2025	兆円 28	兆円 14	兆円 14	兆円 0	兆円 3	兆円 11	% 3	兆円 0
2050	兆円 77	兆円 29	兆円 28	兆円 21	兆円 0	兆円 49	% 9 1/2	兆円 14

※ 上記の試算では、当面20年間の保険料納付分については、例えば、国庫負担割合4分の3、保険料負担割合4分の1になったときには、6.6万円の4分の1の1.65万円が支給されるといったように、保険料額に相当する分だけが上乗せ支給されるという前提で計算している。

<税方式ケースC‘’> 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算(6.6万円相当分)して給付



年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③	移行期間における 保険料収入 ④	追加税額 ②+③-④	消費税率換算	上乗せ支給分 (再掲)
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	%	兆円
2009	19	10	9	0	9	0	0	0
2015	23	12	12	0	8	3	1	0
2025	28	14	14	0	3	11	3	0
2050	91	29	28	35	0	62	12	27

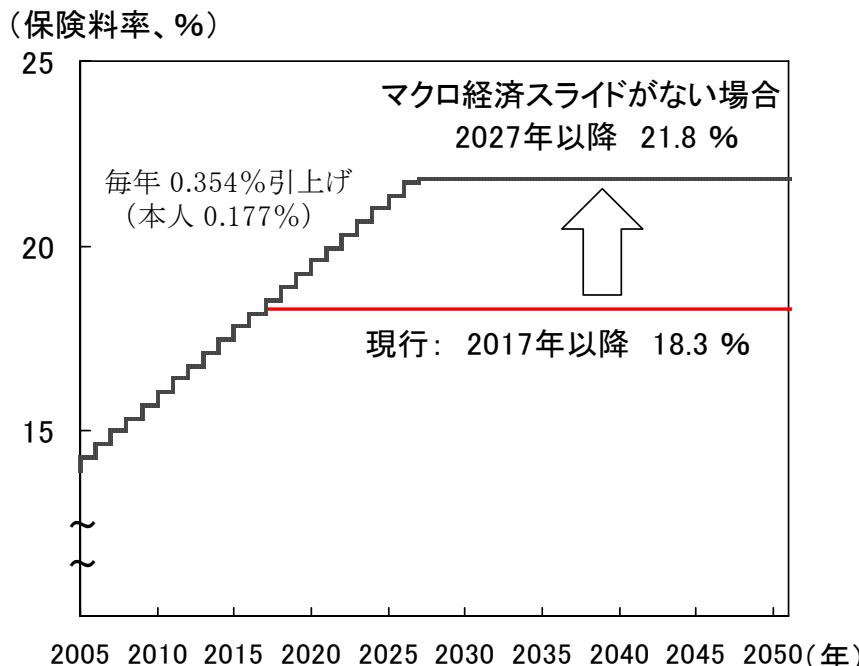
※ このケースの前提として、国庫負担割合が段階的に引き上がり保険料納付分が小さくなっても、上乗せ支給として6.6万円相当額を支給する案も考えられるが、ここでは、当面20年間の保険料納付分については、保険料負担相当分の給付を支給するケースCの2倍の給付を支給するという前提で計算している。(例えば、国庫負担割合4分の3、保険料負担割合4分の1の場合は、 $1.65\text{万円} \times 2 = 3.3\text{万円}$)

(4) マクロ経済スライドを行わない場合

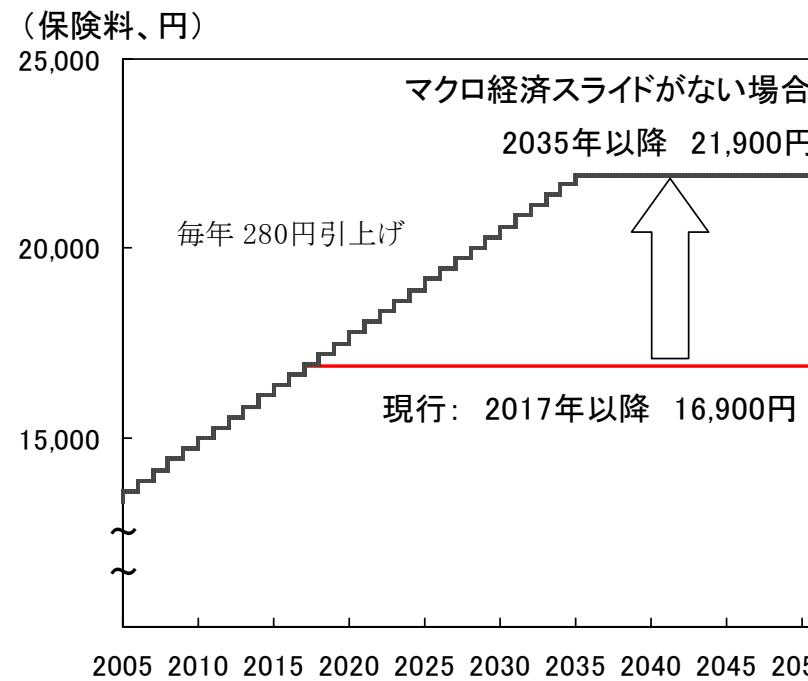
マクロ試算4-1 現行制度で、マクロ経済スライドを行わず、保険料を引き上げるとした場合の影響

- 現行制度では、平成16年改正でマクロ経済スライドが導入され、厚生年金の保険料率は18.3%(2017年度～)、国民年金の保険料は16,900円(平成16年度価格、2017年度～)となっている。
- しかし、マクロ経済スライドを行わない場合には、保険料水準の引上げが必要となり、暫定試算・基本ケースでは、厚生年金は21.8%(2027年度～)、国民年金は21,900円(平成16年度価格、2035年度～)となる。

【 厚生年金の保険料率 】

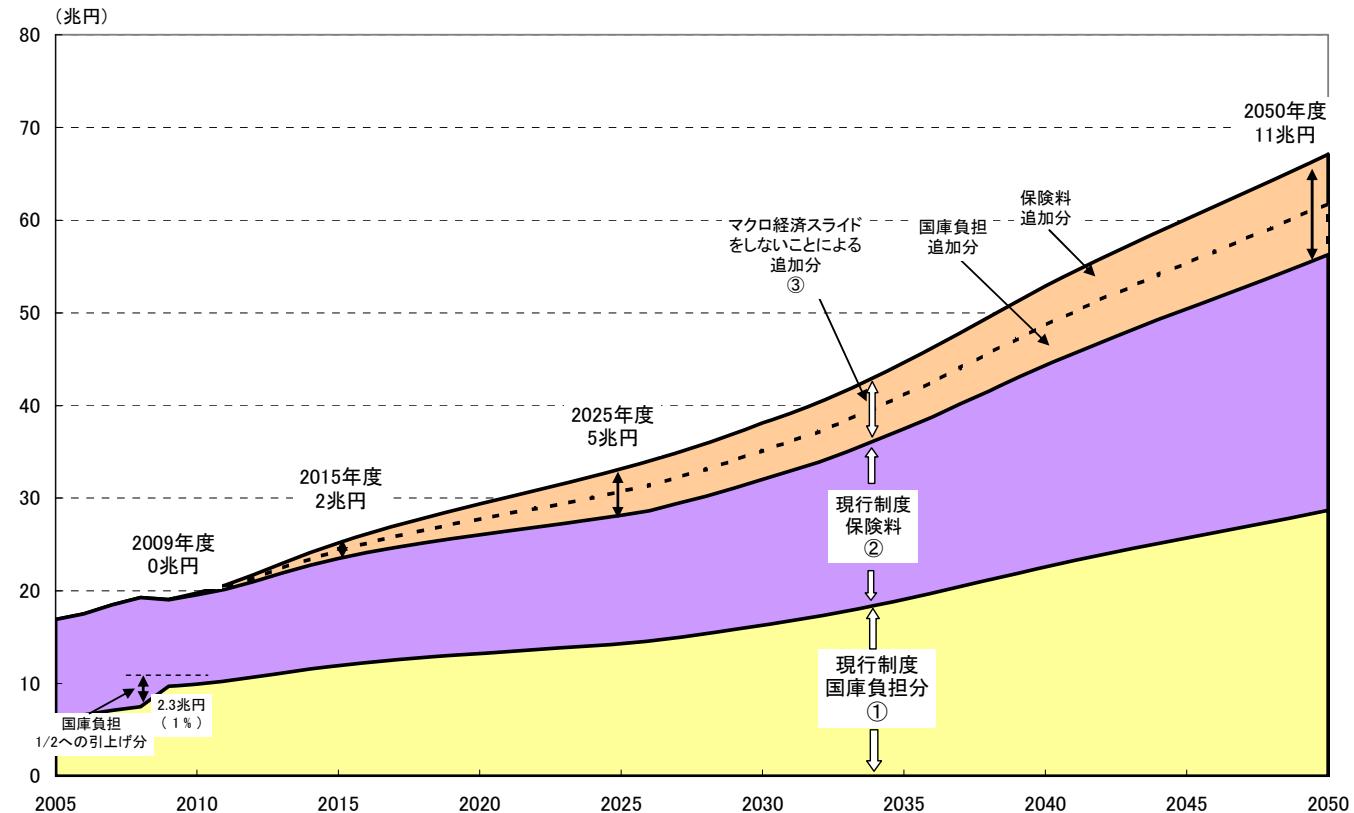


【 国民年金の保険料 】



※ 経済前提 : ケースⅡ-1、国民年金保険料納付率の前提 : 80%の場合

現行制度で、マクロ経済スライドを行わず、保険料を引き上げるとした場合における
基礎年金にかかる国庫負担と保険料の推移



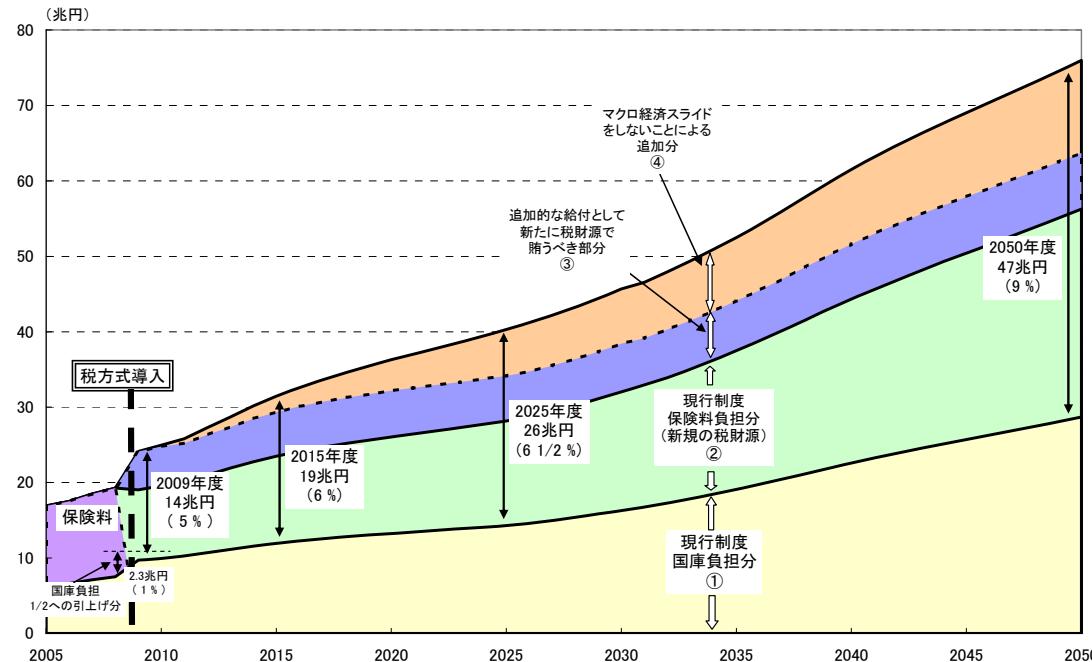
年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料 ②	マクロ経済スライド をしないことによる 追加分 ③	うち国庫負担追加分	うち保険料追加分
2009	兆円 19	兆円 10	兆円 9	兆円 0	兆円 0	兆円 0
2015	兆円 25	兆円 12	兆円 12	兆円 2	兆円 1	兆円 1
2025	兆円 33	兆円 14	兆円 14	兆円 5	兆円 3	兆円 2
2050	兆円 67	兆円 29	兆円 28	兆円 11	兆円 6	兆円 5

(注)上記の現行制度保険料は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

マクロ試算4-2 税方式化案で、マクロ経済スライドを行わない場合の影響

- 基礎年金を税方式化した場合において、税方式移行後、マクロ経済スライドを行わなければ、さらに、追加の財源が必要となる。(消費税率換算は、2025年度で $1\frac{1}{2}\%$ 、2050年度で $2\frac{1}{2}\%$ 程度)

<ケースAの前提でマクロ経済スライドを行わない場合>



※1 ケースBにおいて、税方式導入後期間に基づく給付についてのみマクロ経済スライドを行わない場合は、④の追加分は小さくなる。
 ※2 ケースC及びC'において、上乗せ部分についてもマクロ経済スライドを行わない場合は、④の追加分はさらに大きくなる。

(5) 経済前提を置き換えた場合

マクロ試算5－1 現行制度で、経済前提を置き換えた場合の影響

- 現行制度において、経済前提を置き換えた場合の影響について、基礎年金給付費の名目額の変化及び最終的な所得代替率の見通しを試算した。

- 現行制度で経済前提を置き換えた場合の見通し(名目額)

ケース	基礎年金給付費				うち保険料負担分			
	2009	2015	2025	2050	2009	2015	2025	2050
I -1	19	24	31	83	9	12	15	40
I -2	19	24	28	57	9	12	14	28
II -1	19	23	28	56	9	12	14	28
II -2	19	23	28	45	9	12	14	22

(注)保険料負担分は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

〔 保険料水準 〕

いずれの経済前提の場合においても、保険料水準は、いずれも、

厚生年金 : 18.3% (2017年度～) 国民年金 : 16,900円 (平成16年度価格、2017年度～)

〔 給付水準 〕

経済前提の各ケースごとのマクロ経済スライドにより調整された給付の最終的な所得代替率は、

ケース I -1

51. 5%

ケース I -2

50. 7%

ケース II -1

51. 6% (暫定試算)

ケース II -2

46. 9%

※ 国民年金の納付率の前提是、80%(暫定試算の前提)としている。

マクロ試算5－2 税方式化案で、経済前提を置き換えた場合の影響

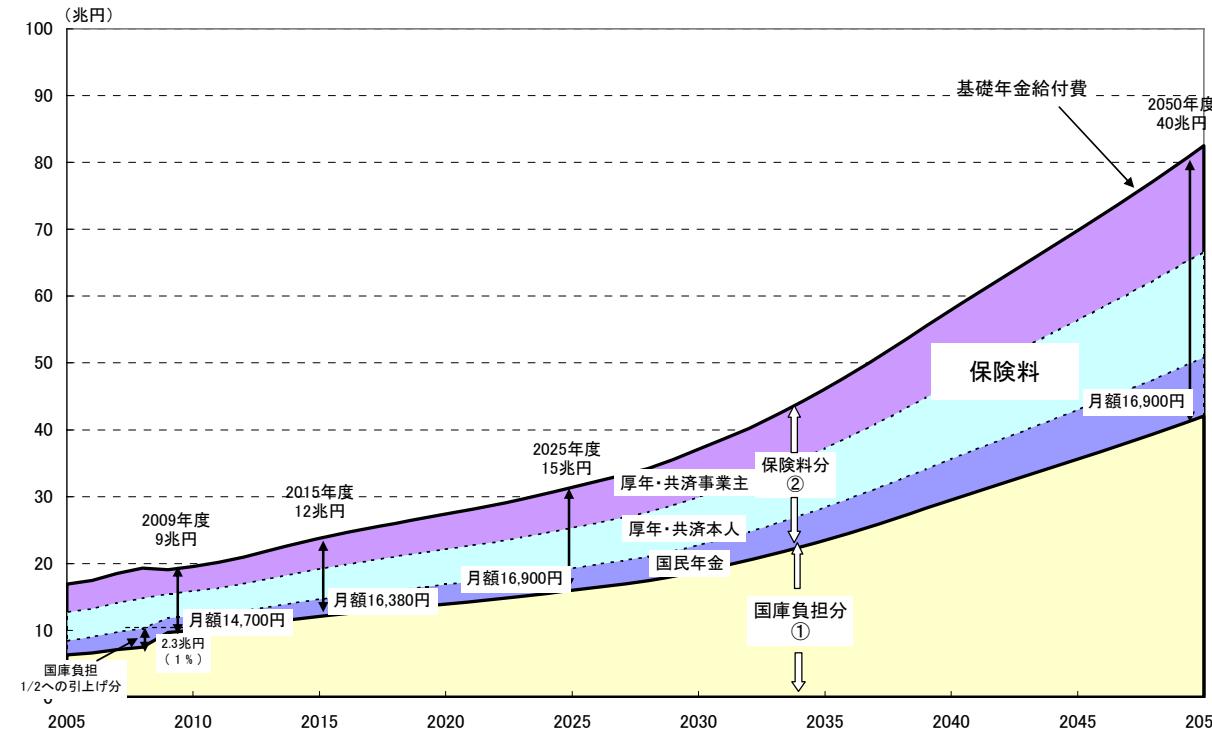
- 税方式化案において、経済前提を置き換えた場合の影響について、基礎年金給付費の名目額は経済の伸びに合わせて大小するが、税方式化した場合の追加的税財源の消費税率換算については、いずれの経済前提においても、結果はほとんど変わらない。
- これは、① 消費税収が経済成長率に連動すると考えられること、② 税方式化案においても現行制度にあわせてマクロ経済スライドを行うこととしていることといった要因による。

- 現行制度及び税方式化案で経済前提を置き換えた場合の見通し

	基礎年金給付費 〔（ ）内は現行制度の保険料額〕								消費税率換算				（兆円）	（%）
	2009	2015	2025	2050	2009	2015	2025	2050	2009	2015	2025	2050		
<現行制度>														
I -1	19	24	31	83	(9)	(12)	(15)	(40)						
I -2	19	24	28	57	(9)	(12)	(14)	(28)						
II -1	19	23	28	56	(9)	(12)	(14)	(28)						
II -2	19	23	28	45	(9)	(12)	(14)	(22)						
<ケースA>														
I -1	24	30	38	94	14	18	22	52	5	5	5	5	6 1/2	
I -2	24	29	35	65	14	17	20	35	5	5 1/2	5	5	6 1/2	
II -1	24	29	34	64	14	17	20	35	5	5 1/2	5	7		
II -2	24	29	34	51	14	17	20	28	5	5 1/2	5	5	6 1/2	
<ケースB>														
I -1	19	24	33	90	9	12	17	48	3 1/2	3 1/2	3 1/2	6		
I -2	19	24	30	62	9	12	15	33	3 1/2	3 1/2	3 1/2	6		
II -1	19	24	29	61	9	12	15	32	3 1/2	3 1/2	3 1/2	6		
II -2	19	24	29	49	9	12	15	26	3 1/2	3 1/2	4	6		
<ケースC>														
I -1	33	41	51	105	24	29	35	63	8 1/2	8 1/2	7 1/2	7 1/2		
I -2	33	40	46	72	24	28	31	43	8 1/2	8 1/2	7 1/2	8		
II -1	33	40	45	71	24	28	31	42	8 1/2	8 1/2	8	8		
II -2	33	40	45	57	24	28	31	34	8 1/2	9	8	7 1/2		
<ケースC'>														
I -1	43	52	63	116	33	40	47	73	12	11 1/2	10	9		
I -2	43	51	57	80	33	39	43	50	12	12	10 1/2	9 1/2		
II -1	43	51	56	78	33	39	42	50	12	12	10 1/2	9 1/2		
II -2	43	51	56	63	33	39	42	40	12	12	11	9		

[各ケースごとのシミュレーション結果] ※ 経済前提 II-1の場合は、P5及びP17～P20参照
 (経済前提: I -1)

< 現行制度 >

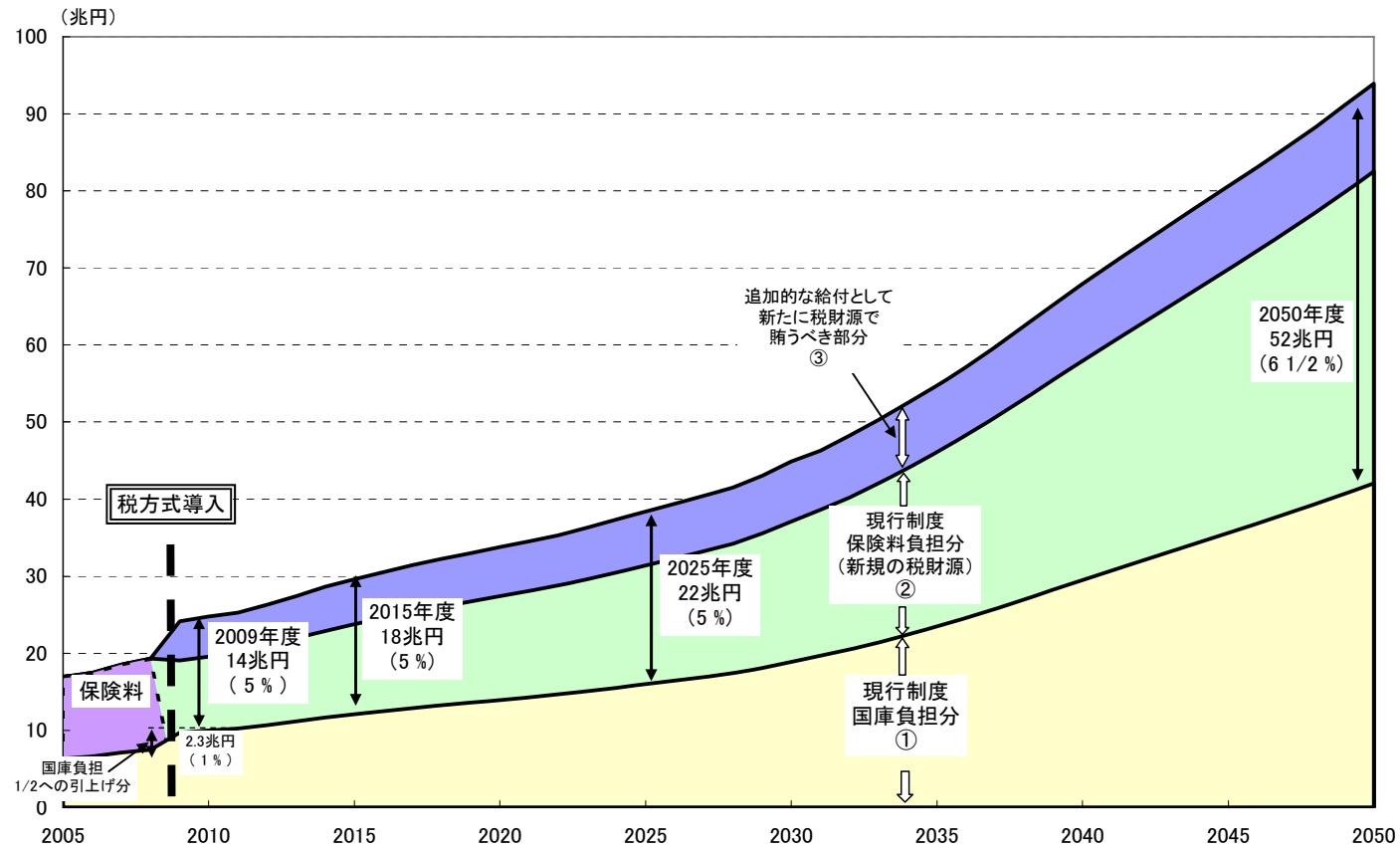


※月額の数値は、国民年金の保険料(平成16年度価格)である。

年度	基礎年金 給付費 ①+②	国庫負担 ①	保険料 ②	国民年金分	厚生年金分		共済組合分	
					事業主	本人	事業主	本人
2009	19	10	9	2	3	3	0	0
2015	24	12	12	3	4	4	1	1
2025	31	16	15	3	5	5	1	1
2050	83	42	40	9	14	14	2	2

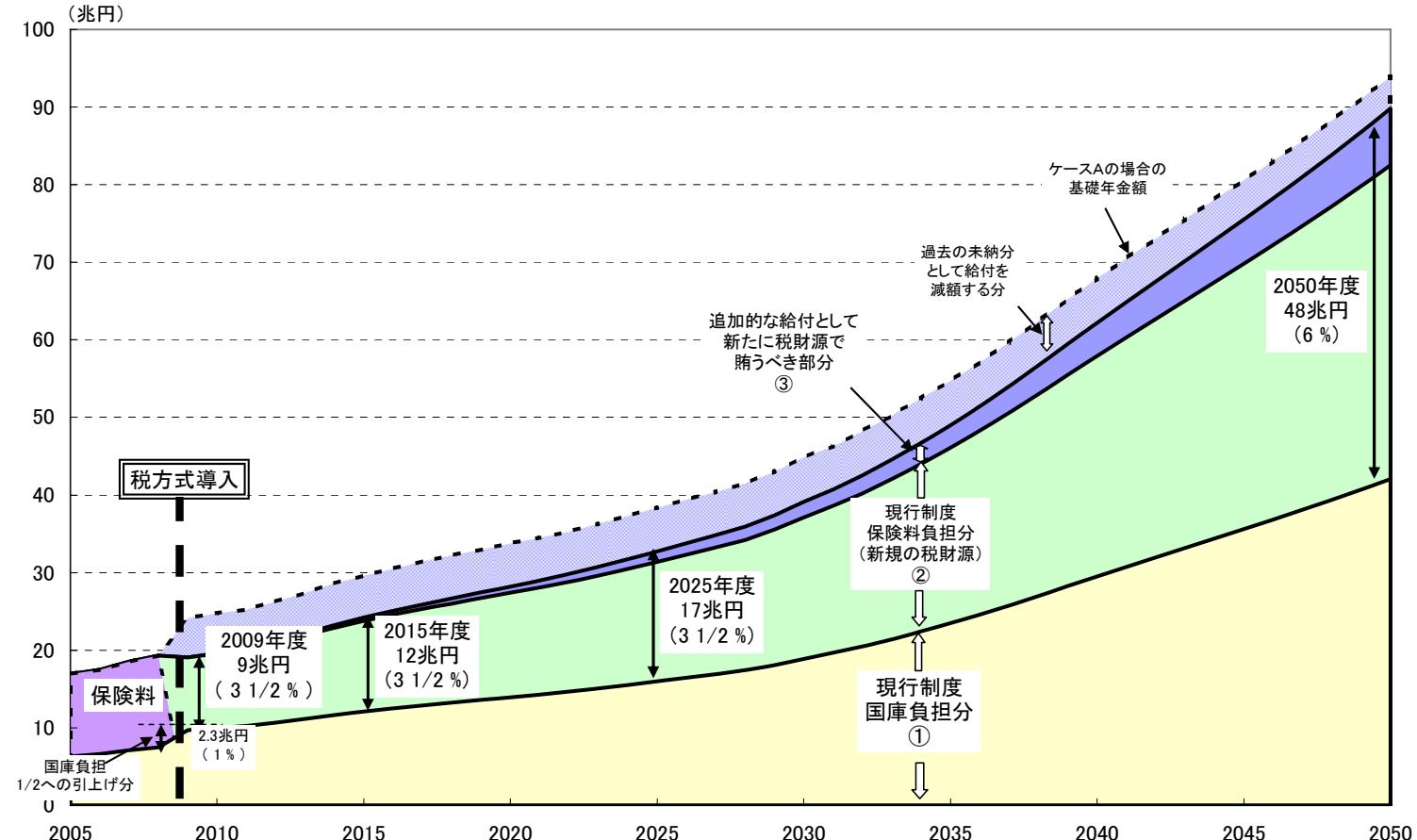
(注)上記の保険料は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

<税方式ケースA> 過去の納付状況に関係なく一律給付



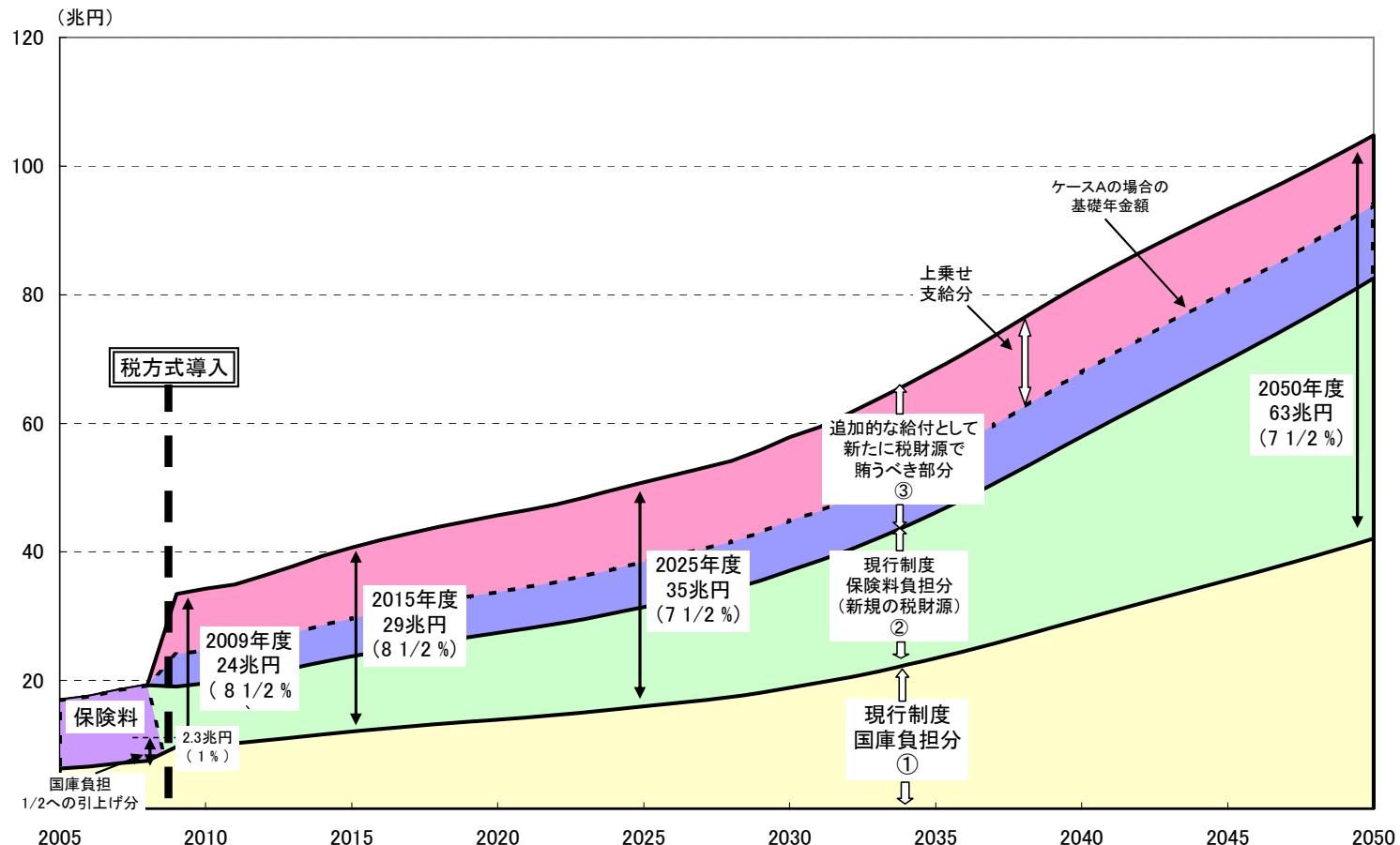
年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付と して新たに税財源で 賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③	消費税率換算	
						兆円	%
2009	24	10	9	5	14	14	5
2015	30	12	12	6	18	18	5
2025	38	16	15	7	22	22	5
2050	94	42	40	11	52	52	6 1/2

<税方式ケースB> 過去の保険料未納期間に応じて減額



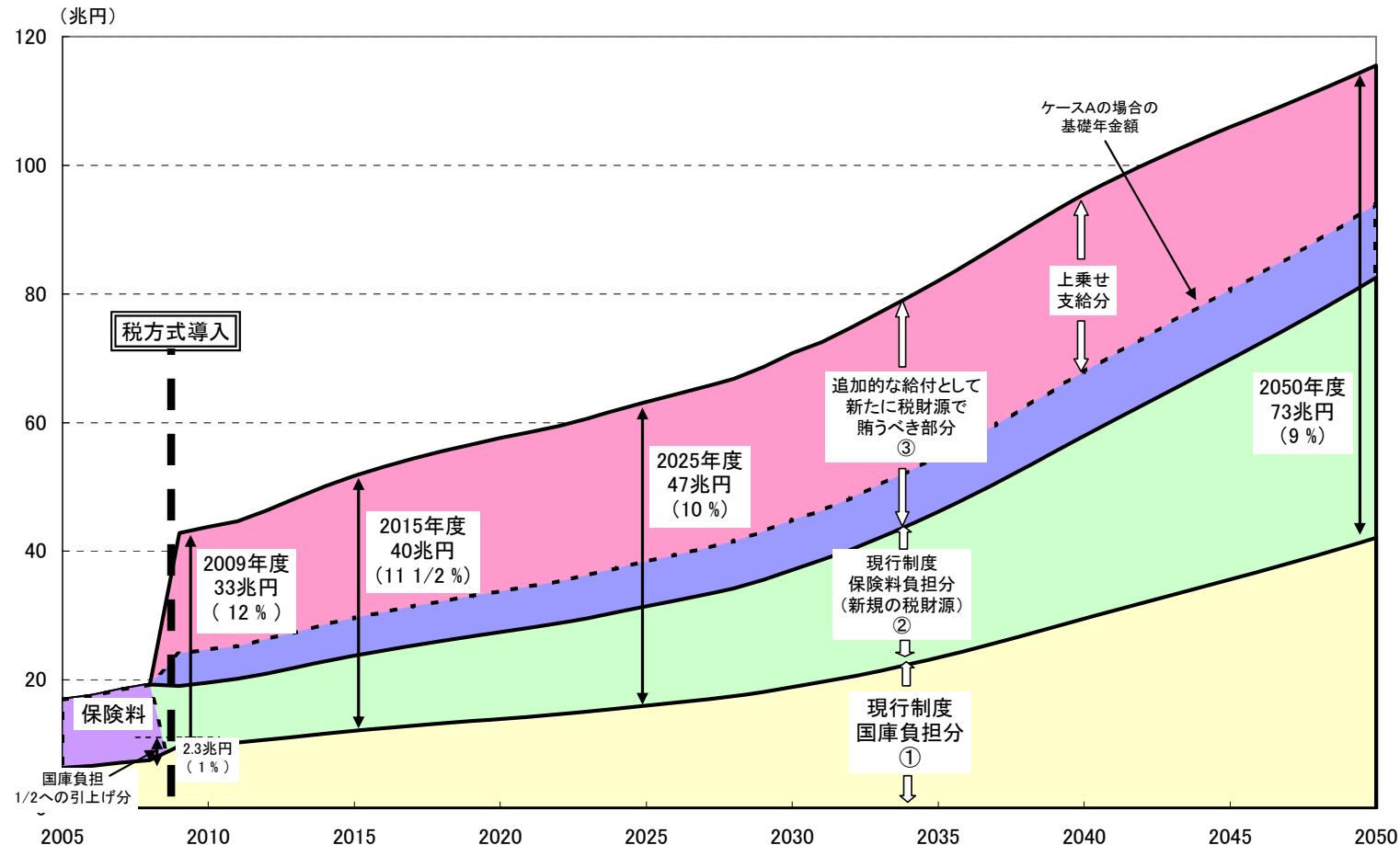
年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③			過去の未納分 として給付を 減額する分
						消費税率換算	%	
2009	兆円 19	兆円 10	兆円 9	兆円 0	兆円 9	兆円 3 1/2	▲ 5	兆円
2015	兆円 24	兆円 12	兆円 12	兆円 0	兆円 12	兆円 3 1/2	▲ 5	兆円
2025	兆円 33	兆円 16	兆円 15	兆円 1	兆円 17	兆円 3 1/2	▲ 6	兆円
2050	兆円 90	兆円 42	兆円 40	兆円 7	兆円 48	兆円 6	▲ 4	兆円

<税方式ケースC> 過去の保険料納付相当分を加算(3.3万円相当分)して給付



年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③	消費税率換算		上乗せ 支給分 (再掲)
						兆円	%	
2009	33	10	9	14	24	8 1/2	9	
2015	41	12	12	17	29	8 1/2	11	
2025	51	16	15	19	35	7 1/2	12	
2050	105	42	40	22	63	7 1/2	11	

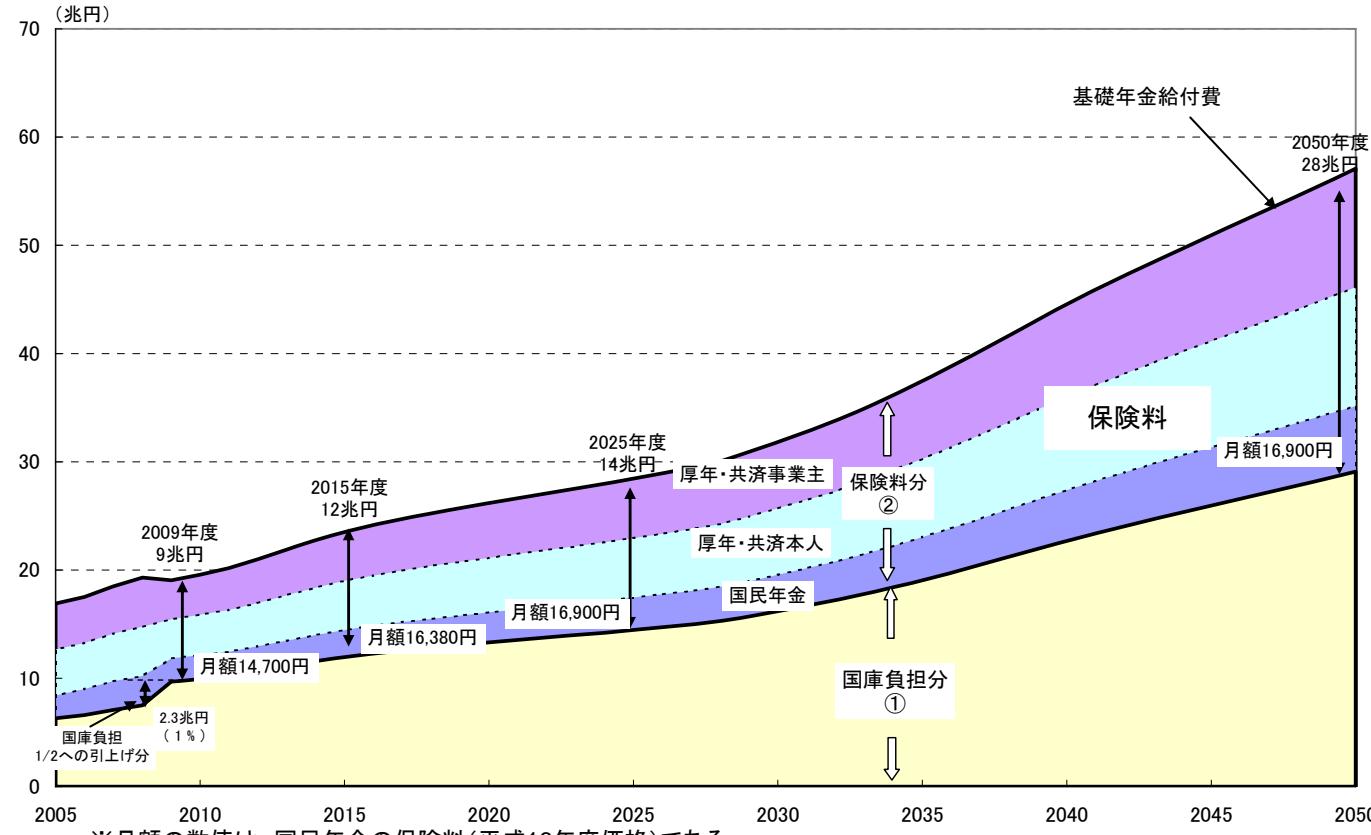
<税方式ケースC'> 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算(6.6万円相当分)して給付



年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③	消費税率換算		上乗せ 支給分 (再掲)
						兆円	兆円	
2009	43	10	9	24	33	12	19	
2015	52	12	12	28	40	11 1/2	22	
2025	63	16	15	32	47	10	25	
2050	116	42	40	33	73	9	22	

(経済前提: I -2)

< 現行制度 >

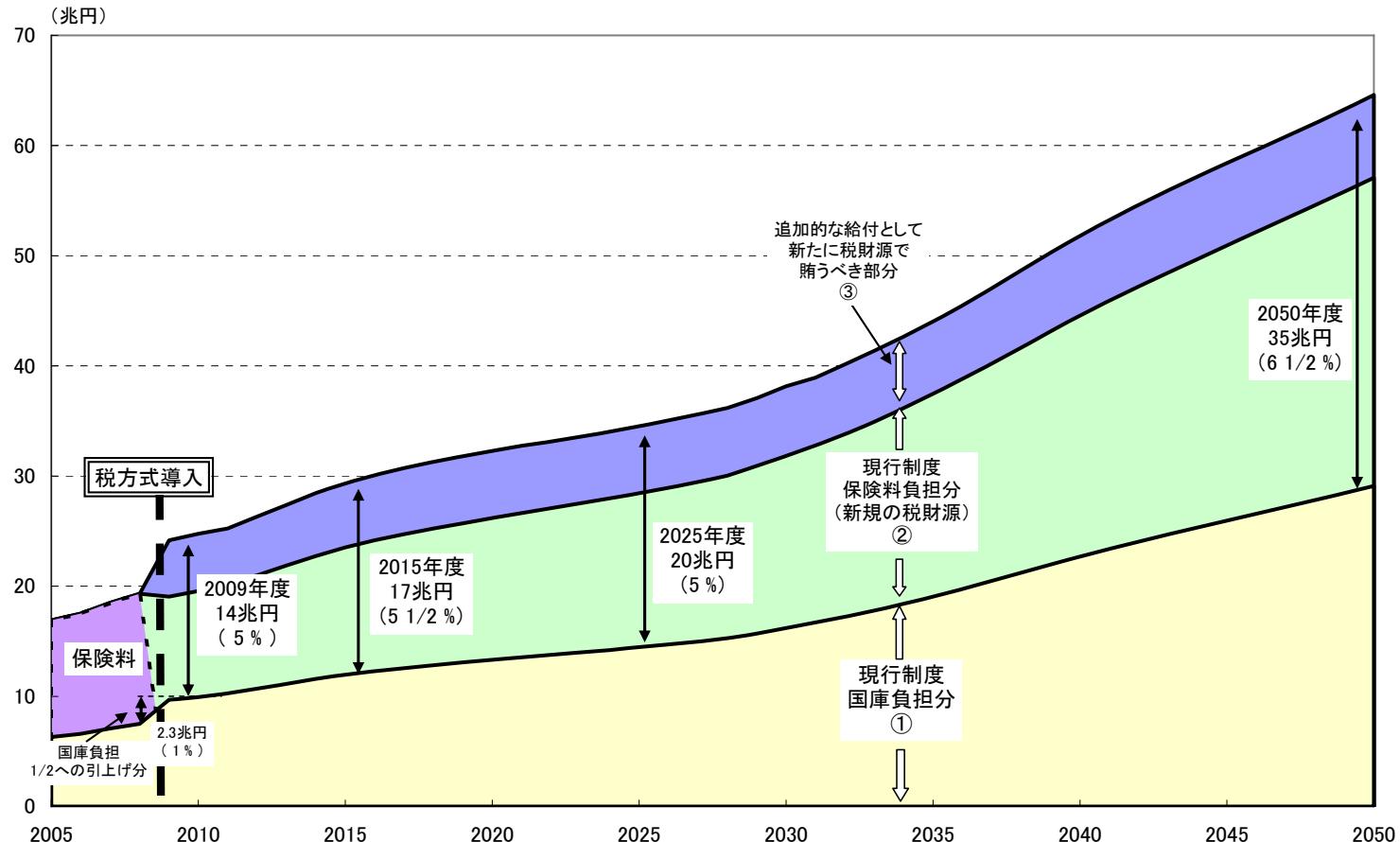


※月額の数値は、国民年金の保険料(平成16年度価格)である。

年度	基礎年金 給付費 ①+②	国庫負担 ①	保険料 ②	国民年金分	厚生年金分		共済組合分	
					事業主	本人	事業主	本人
2009	兆円 19	兆円 10	兆円 9	兆円 2	兆円 3	兆円 3	兆円 0	兆円 0
2015	兆円 24	兆円 12	兆円 12	兆円 3	兆円 4	兆円 4	兆円 1	兆円 1
2025	兆円 28	兆円 14	兆円 14	兆円 3	兆円 5	兆円 5	兆円 1	兆円 1
2050	兆円 57	兆円 29	兆円 28	兆円 6	兆円 10	兆円 10	兆円 1	兆円 1

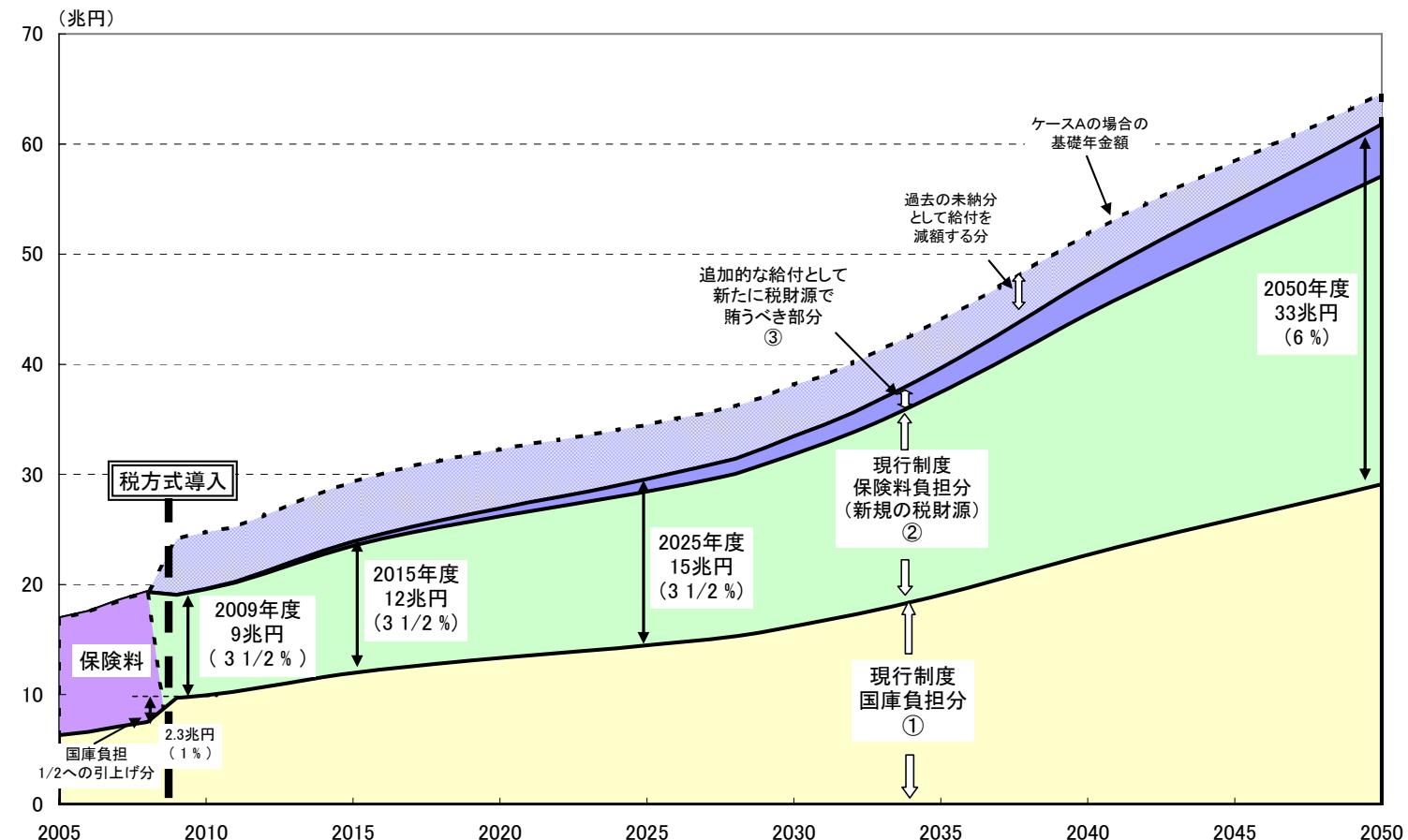
(注)上記の保険料は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

<税方式ケースA> 過去の納付状況に関係なく一律給付



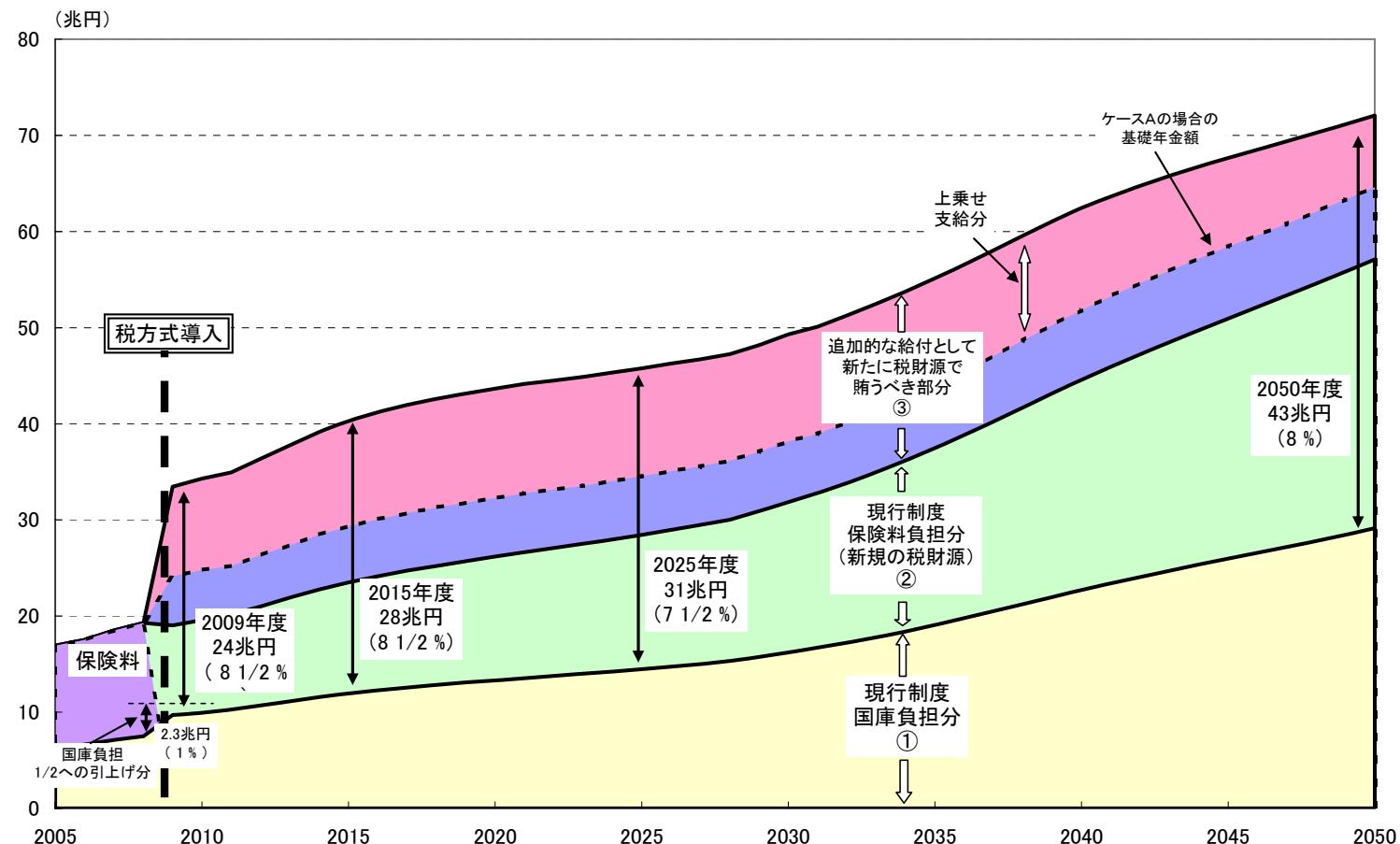
年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付とし て新たに税財源で 賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③	消費税率換算
2009	兆円 24	兆円 10	兆円 9	兆円 5	兆円 14	% 5
2015	兆円 29	兆円 12	兆円 12	兆円 6	兆円 17	% 5 1/2
2025	兆円 35	兆円 14	兆円 14	兆円 6	兆円 20	% 5
2050	兆円 65	兆円 29	兆円 28	兆円 8	兆円 35	% 6 1/2

<税方式ケースB> 過去の保険料未納期間に応じて減額



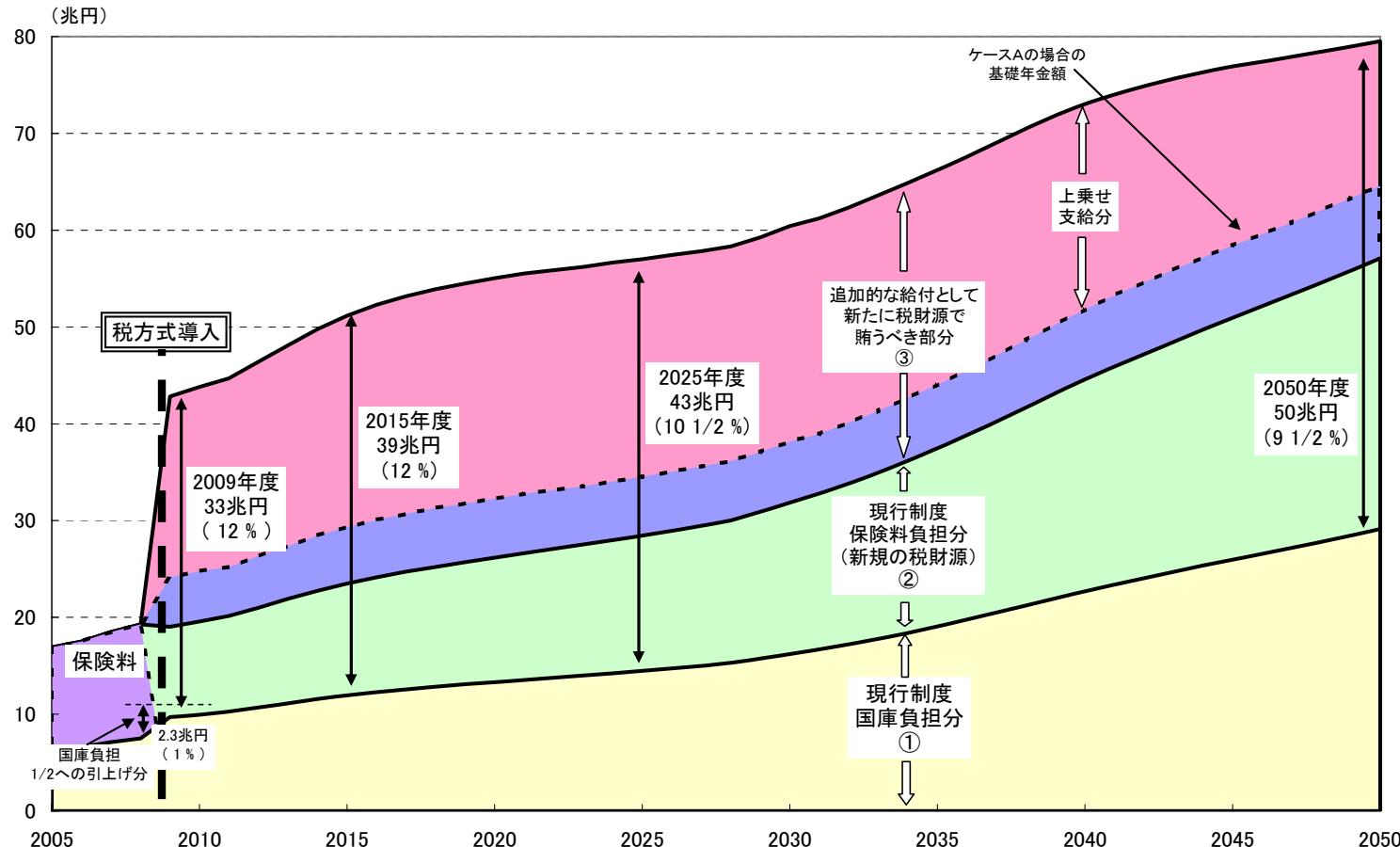
年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付と して新たに税財源で 賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③	消費税率換算	過去の未納分 として給付を 減額する分
							% 兆円
2009	19	10	9	0	9	3 1/2	▲ 5
2015	24	12	12	0	12	3 1/2	▲ 5
2025	30	14	14	1	15	3 1/2	▲ 5
2050	62	29	28	5	33	6	▲ 3

<税方式ケースC> 過去の保険料納付相当分を加算(3.3万円相当分)して給付



年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③	消費税率換算	上乗せ支給分 (再掲)	
							%	兆円
2009	33	10	9	14	24	8 1/2	9	
2015	40	12	12	17	28	8 1/2	11	
2025	46	14	14	17	31	7 1/2	11	
2050	72	29	28	15	43	8	7	

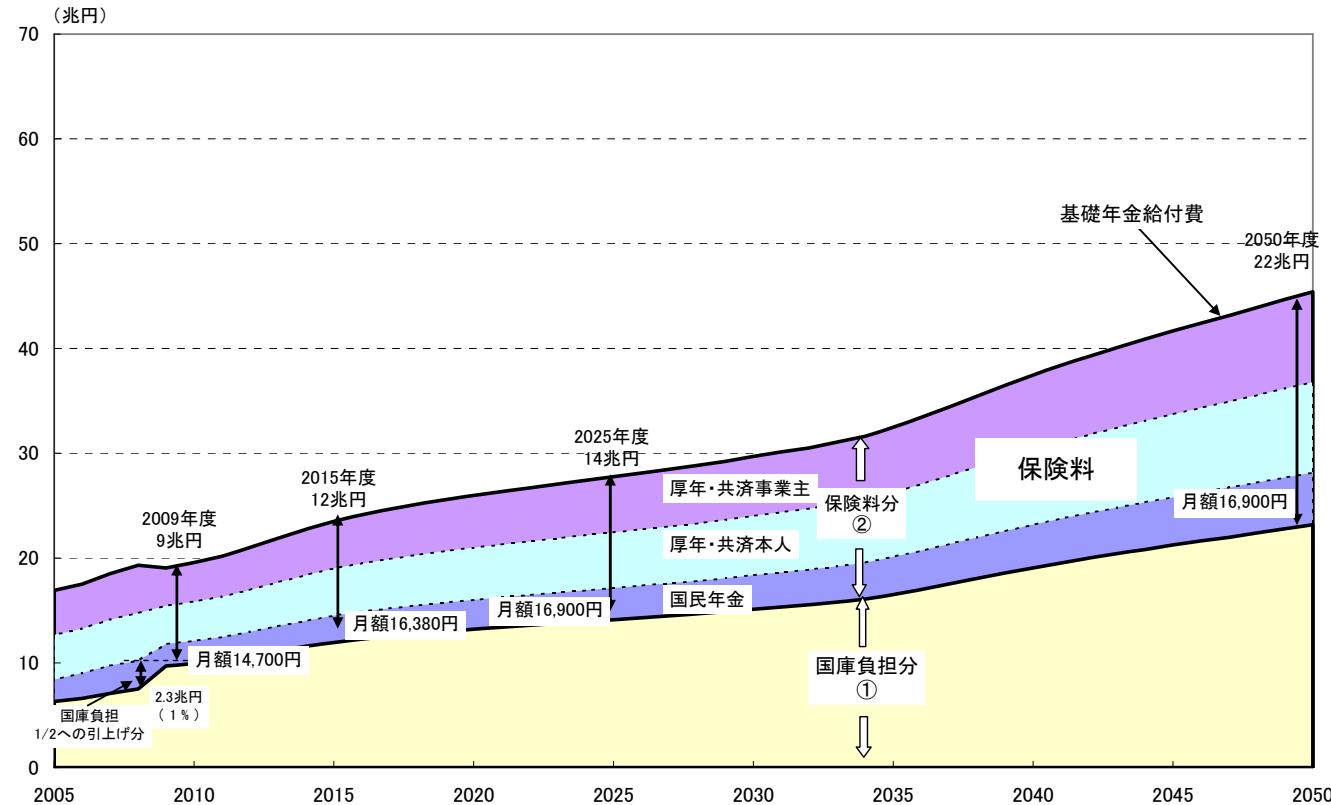
<税方式ケースC'> 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算(6.6万円相当分)して給付



年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付と して新たに税財源で 賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③	消費税率換算	上乗せ 支給分 (再掲)	
							%	兆円
2009	43	10	9	24	33	12	19	
2015	51	12	12	28	39	12	22	
2025	57	14	14	29	43	10 1/2	22	
2050	80	29	28	22	50	9 1/2	15	

(経済前提: II-2)

< 現行制度 >

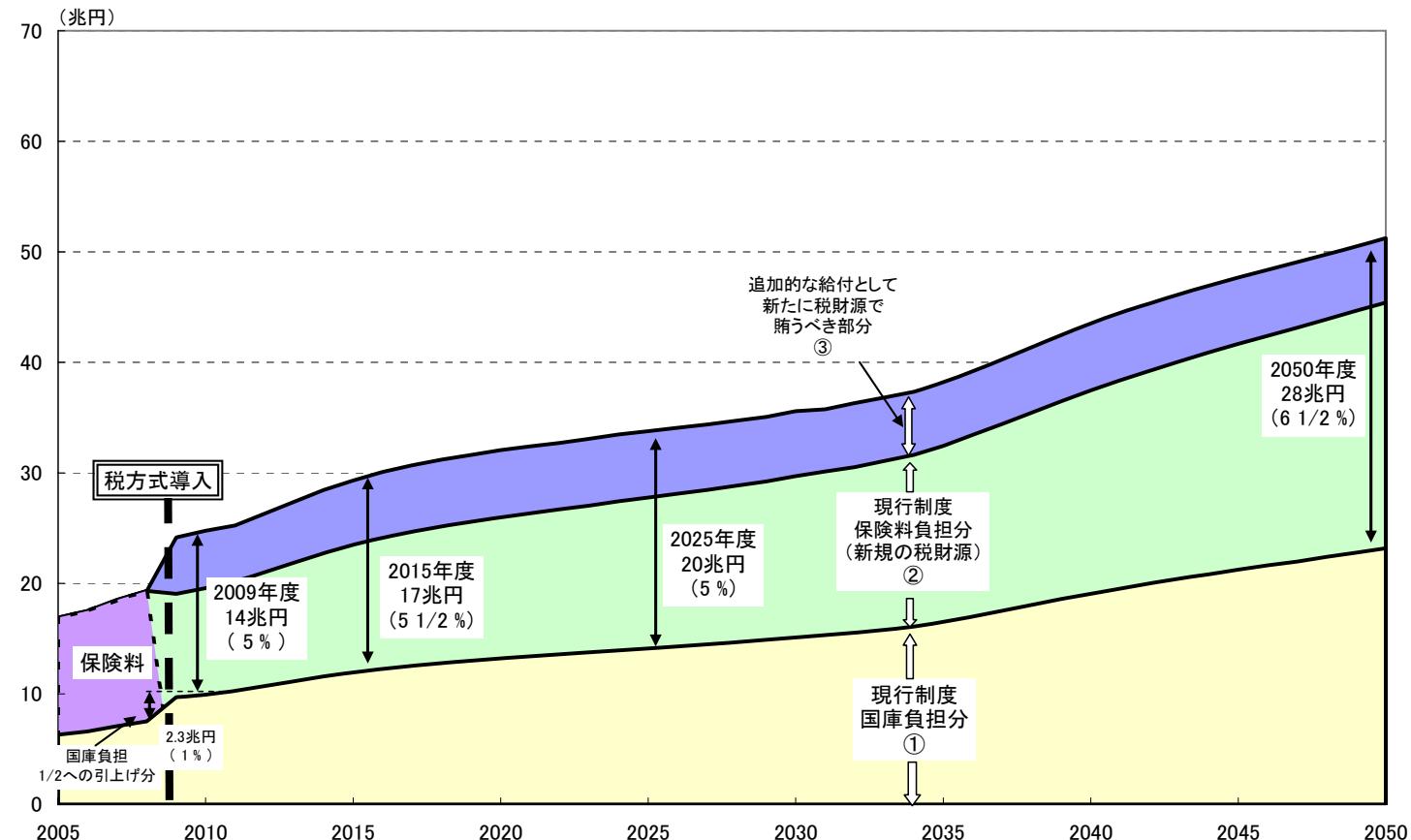


※月額の数値は、国民年金の保険料(平成16年度価格)である。

年度	基礎年金 給付費 ①+②	国庫負担 ①	保険料 ②	国民年金分	厚生年金分		共済組合分	
					事業主	本人	事業主	本人
2009	兆円 19	兆円 10	兆円 10	兆円 2	兆円 3	兆円 3	兆円 0	兆円 0
2015	兆円 23	兆円 12	兆円 12	兆円 3	兆円 4	兆円 4	兆円 1	兆円 1
2025	兆円 28	兆円 14	兆円 14	兆円 3	兆円 5	兆円 5	兆円 1	兆円 1
2050	兆円 45	兆円 23	兆円 22	兆円 5	兆円 8	兆円 8	兆円 1	兆円 1

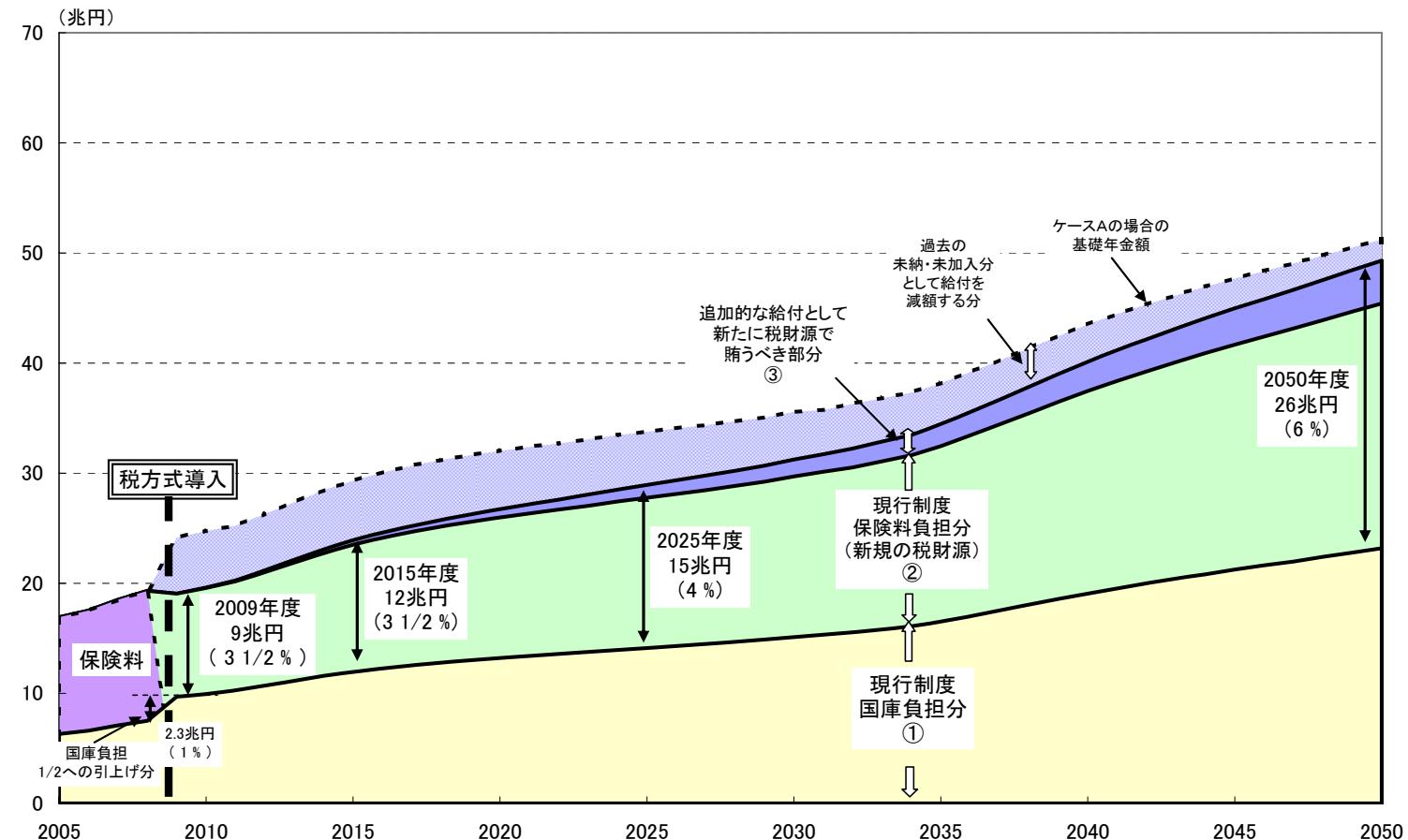
(注)上記の保険料は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

<税方式ケースA> 過去の納付状況に関係なく一律給付



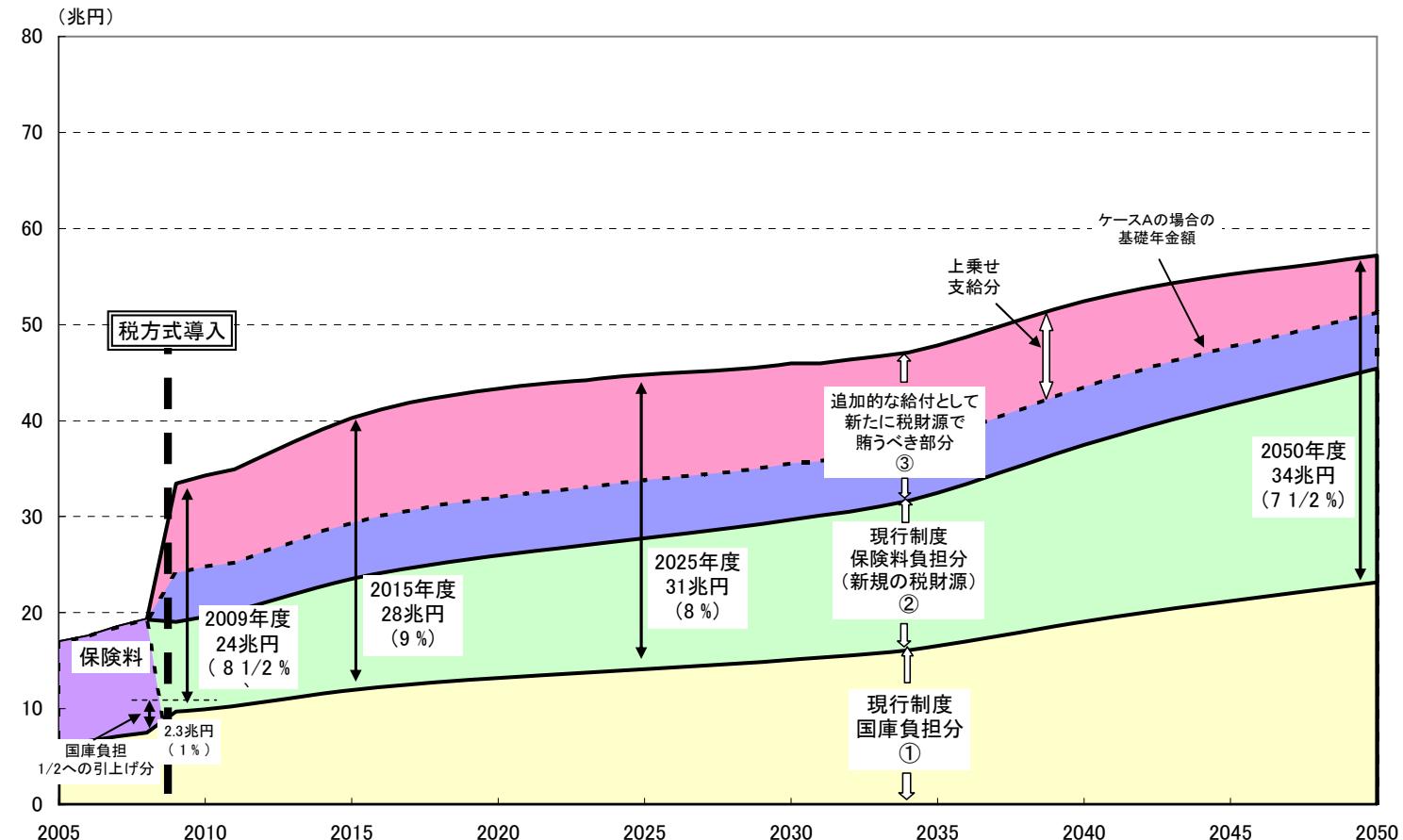
年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付とし て新たに税財源で 賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③	消費税率換算
2009	兆円 24	兆円 10	兆円 9	兆円 5	兆円 14	% 5
2015	兆円 29	兆円 12	兆円 12	兆円 6	兆円 17	% 5 1/2
2025	兆円 34	兆円 14	兆円 14	兆円 6	兆円 20	% 5
2050	兆円 51	兆円 23	兆円 22	兆円 6	兆円 28	% 6 1/2

<税方式ケースB> 過去の保険料未納期間に応じて減額

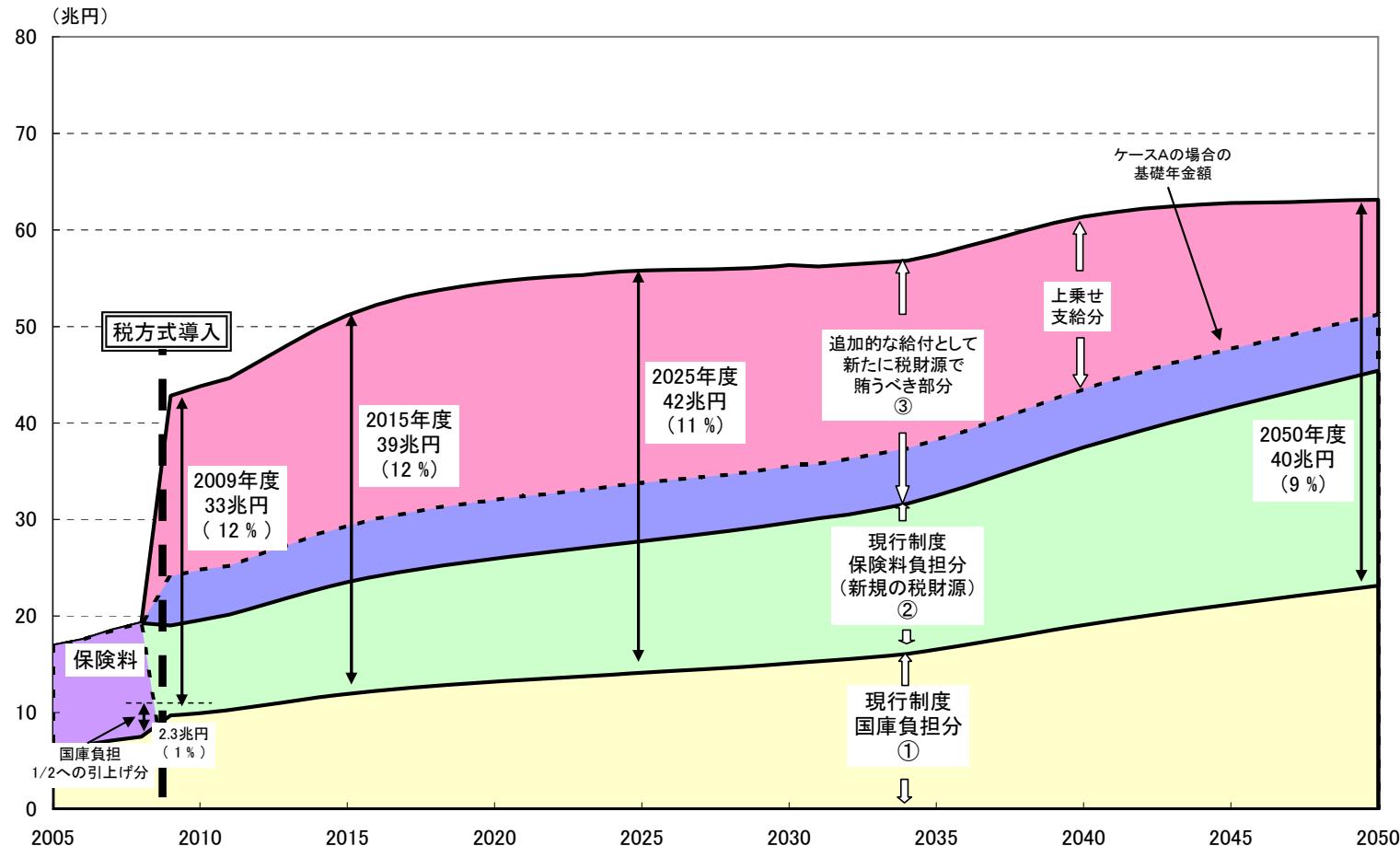


年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付と して新たに税財源で 賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③	消費税率換算	過去の未納分 として給付を 減額する分
2009	兆円 19	兆円 10	兆円 9	兆円 0	兆円 9	% 3 1/2	兆円 ▲ 5
2015	兆円 24	兆円 12	兆円 12	兆円 0	兆円 12	% 3 1/2	兆円 ▲ 5
2025	兆円 29	兆円 14	兆円 14	兆円 1	兆円 15	% 4	兆円 ▲ 5
2050	兆円 49	兆円 23	兆円 22	兆円 4	兆円 26	% 6	兆円 ▲ 2

<税方式ケースC> 過去の保険料納付相当分を加算(3.3万円相当分)して給付



<税方式ケースC'> 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算(6.6万円相当分)して給付



ミクロ試算

(現行制度と税方式化案がそれぞれ家計・企業に与える影響を示したミクロ的な試算)

《 ミクロ試算を行う上で必要となる前提》

- 仮に、基礎年金を税方式化し、その財源を消費税で賄うこととした場合に、

① 現行制度で負担している基礎年金相当分の保険料軽減額

- ※ 勤労者世帯では、家計調査における勤労者世帯の公的年金保険料支払額を全て厚生年金の保険料額とみなして、これに基礎年金分の保険料割合(4.0%/14.996%)を乗じた額を基礎年金相当分の保険料軽減額とする。
(国庫負担割合を2分の1に引き上げることを前提とした2009年度における厚生年金の基礎年金拠出金(保険料負担分)は料率換算で4.0%)
- ※ 厚生年金保険料が減少することにより、企業負担は約3~4兆円(保険料率2.0%相当分)軽減される。
- ※ 自営業者等世帯では、国民年金被保険者実態調査によると1世帯当たりの国民年金第1号被保険者数は1.7人となっているため、国民年金保険料(2007年度14,100円)の1.7倍を基礎年金相当分の保険料軽減額とする。

② 消費税負担の増加分

をそれぞれ、家計ベースで計算し、両者の差額をみることで、税方式化が家計に与える影響を試算した。

- マクロ的な試算における移行ケースのA、B、C及びC'を前提として、それぞれのケースを試算。このとき、移行時点で追加的に必要な当面の消費税率は、ケースA：5%、ケースB：3½%、ケースC：8½%、ケースC'：12%となる(マクロ試算の結果参照([P16](#))。
- 家計のデータは、「家計調査」(総務省統計局)の2007年平均の数値を用いる。家計調査において、収入・支出の両面が調査されている勤労者世帯については、年間収入5分位階級別にみた家計、世帯主の年齢階級別にみた家計、妻の就業状況別にみた家計、単身世帯の家計について、それぞれ試算する。また、一般的な高齢者世帯として、高齢夫婦無職世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦二人のみの無職世帯)についても試算する。
- 収入面の調査がない自営業世帯については、勤労者世帯と同じ収入であれば同じ程度に消費するという割り切った仮定を置き、消費税負担の増加額を計算し、その収入に応じた国民年金保険料の負担額と対比した。なお、パート・アルバイト等で厚生年金の適用となっていない被用者で国民年金の第1号被保険者の世帯の場合も、このケースと同様の影響となる。
- なお、本試算においては消費税率の増加分がそのまま価格に転嫁される前提にしているが、それによって消費者物価が上昇し、家計における消費行動に変化が生じることや、高齢者の年金額が改定されることによる高齢者の収入の増加の影響は織り込んでいない。

〔家計ベースの影響試算の留意点〕

- 国民経済計算(SNA)のマクロ統計と家計調査とは必ずしも整合的になっていないという観点から、結果の解釈には十分な留意が必要。

マクロ統計であるSNAにおける平成18年度の国内家計最終消費支出は約283兆円となっている。

一方、家計調査における1世帯当たりの消費支出は年間310万円であり、これに世帯数の5,000万を乗じても約150兆円にしかならないことから、今回の試算のように、家計調査を用いて計算した消費税負担額は、SNAとの対比でみて、明らかに過小に見込まれていると考えられる。

例えば、家計における消費支出に基づく試算には、住宅購入時における家屋分の消費税負担が含まれていない。

住宅購入の場合にも家屋分については消費税が課税されるが、住宅購入に係る支出は家計調査では家屋分も含め全体が消費支出ではなく、財産購入という整理になっている。

上記の状況に鑑み、家計調査の消費支出を用いて消費税負担額を正確に計算することは困難であるが、今回の試算では、

- ① 消費支出に一律の消費税率を乗じることにより得た額
- ② 消費支出のうち、明らかに消費税が課税されないものとして、「家賃・地代」、「保健医療サービス」、「授業料等」、「仕送り金」を控除した消費支出に一律の消費税率を乗じることより得た額

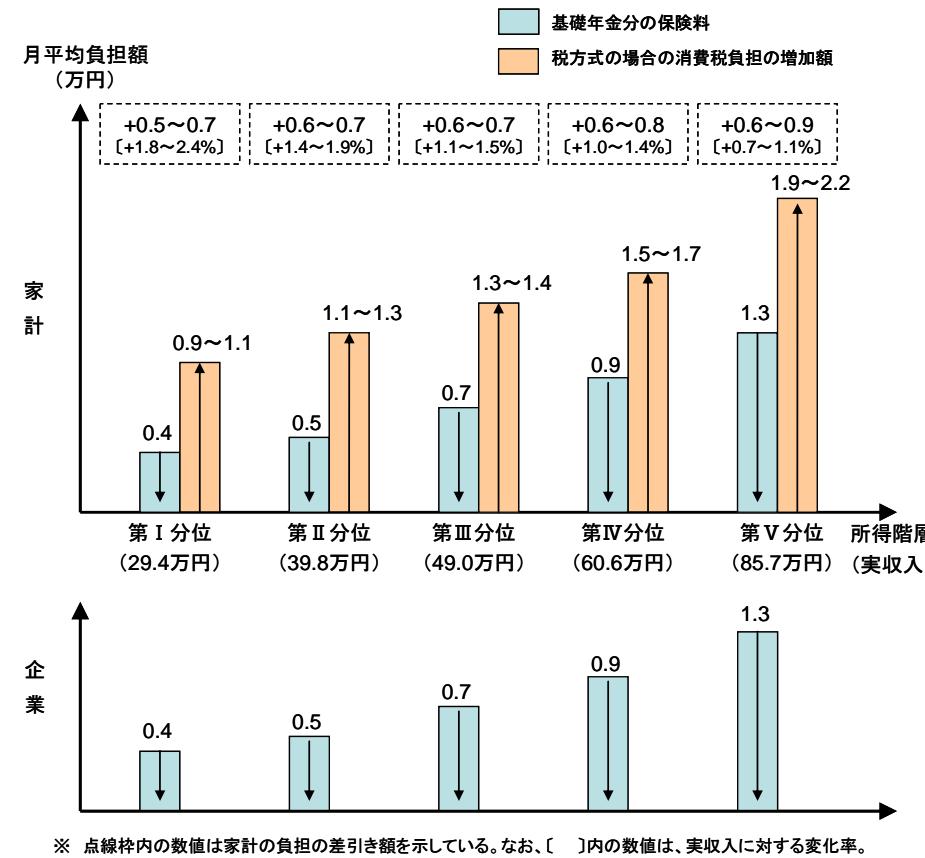
の両方を計算し、その両者を幅で表示したところである。

[ミクロ試算1 移行パターンのケースA(過去の納付状況に関係なく一律給付)の場合]

(1) 所得階層別にみた影響

[勤労者世帯モデルのケース]

- 勤労者世帯は、どの収入階級においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなる。
- 実収入に対する比率をみると、所得階層の低い方が増加率が大きくなっている、低所得層の負担が相対的に大きくなる。



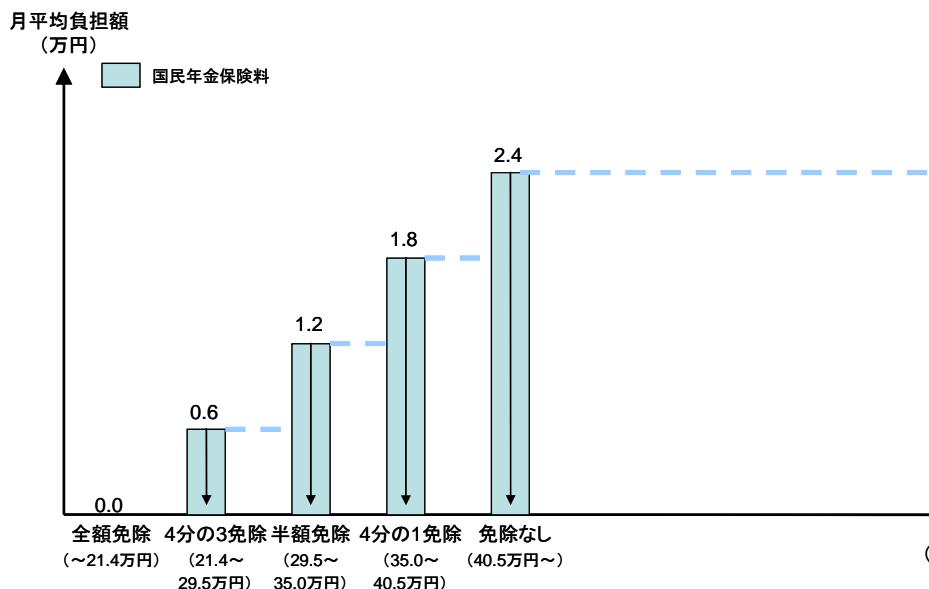
※1 「勤労者世帯」の定義は「世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯」となっており、妻が専業主婦の世帯や共働き世帯など様々な形態の世帯が含まれている。平成19年家計調査では、平均世帯人員3.45人、平均有業人員1.66人となっている。

※2 基礎年金分の保険料は、家計調査における勤労者世帯の公的年金保険料支払額に基礎年金分の保険料割合(4.0%/14.996%)を乗じた額としている。 49

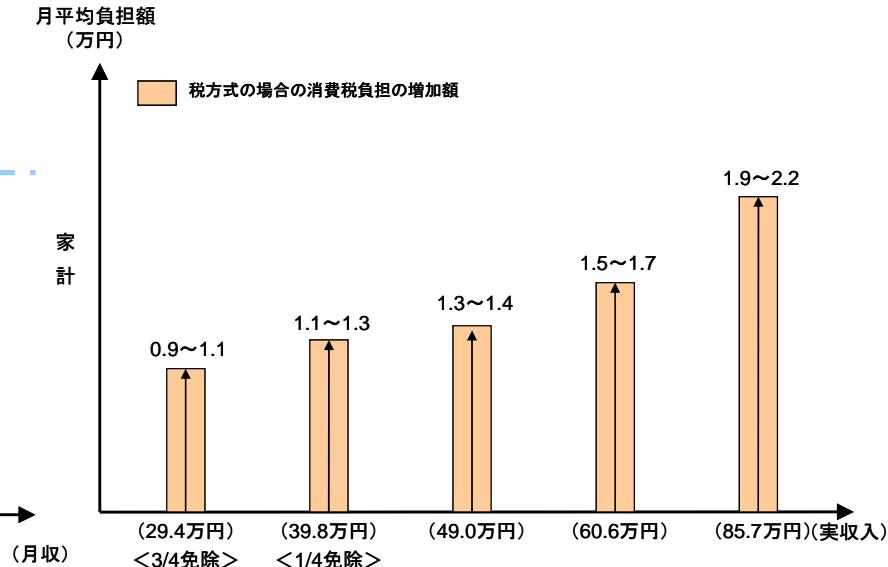
〔自営業者等世帯モデルのケース〕

- 自営業者等世帯モデルでは、家計調査において自営業世帯の収入データがないなどの制約から、勤労者世帯と同じ収入であれば、同じ程度に消費するという割り切った仮定を置いて、消費税負担の増加を計算している。
- その結果、月収100万円を超えるような高所得階層の者を除き、全般的には、消費税負担の増加額よりも保険料負担の軽減額の方が大きくなるが、低所得で保険料免除の対象となっている世帯にとっては、消費税負担の増加により負担が増加する。

国民年金保険料の軽減額



収入階級別にみた消費税負担の増加額



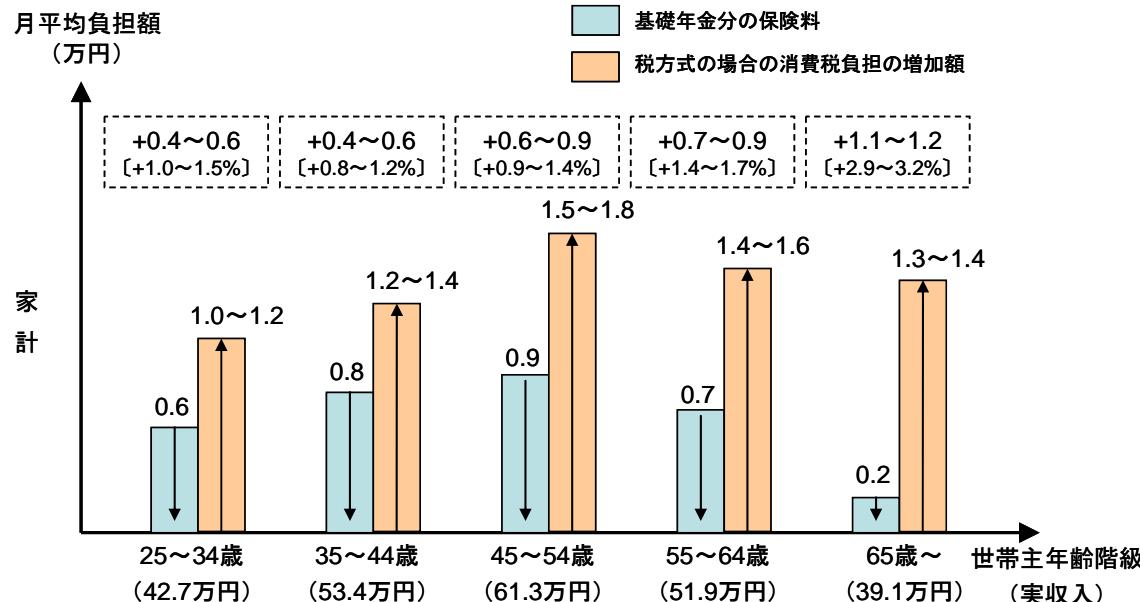
※1 国民年金被保険者実態調査によると1世帯当たりの国民年金第1号被保険者数は1.7人となっているため、保険料軽減額は国民年金保険料の1.7倍としている。また、保険料免除の適用区分の月収は、4人世帯における免除基準により設定している。

※2 パート・アルバイト等で厚生年金の適用となっていない者の世帯についても、このケースと同様になる。ただし、所得階層が比較的低い世帯が多いものと考えられる。

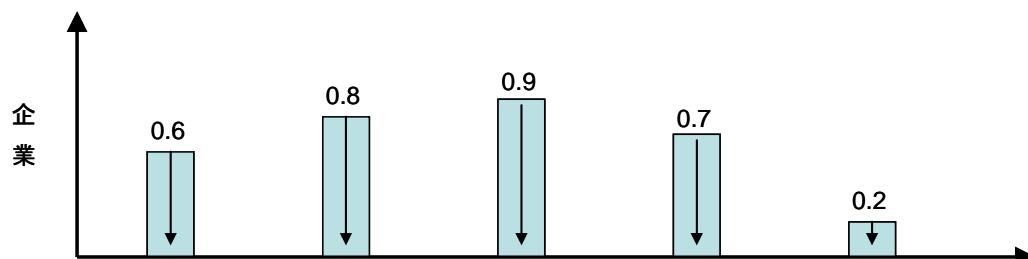
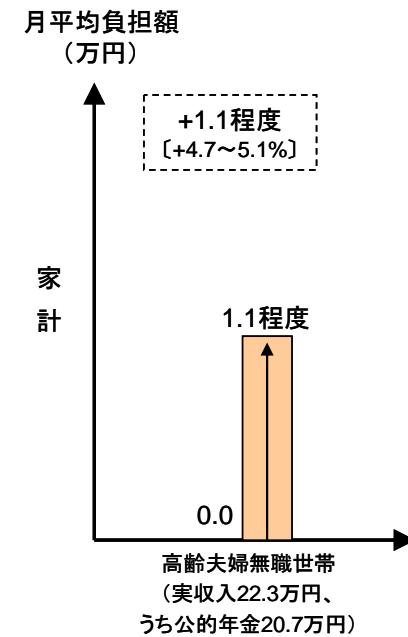
(2) 年齢階級別にみた影響

- 勤労者世帯を年齢階級別にみても、どの年齢階級においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなる。
特に、65歳以上の場合、保険料が軽減される額が小さくなり、消費税負担の増加額との差が大きくなる。
- また、65歳以上の年金受給者についてみると、消費税負担の増加により負担が増加する。

< 勤労者世帯 >



< 年金受給世帯 >



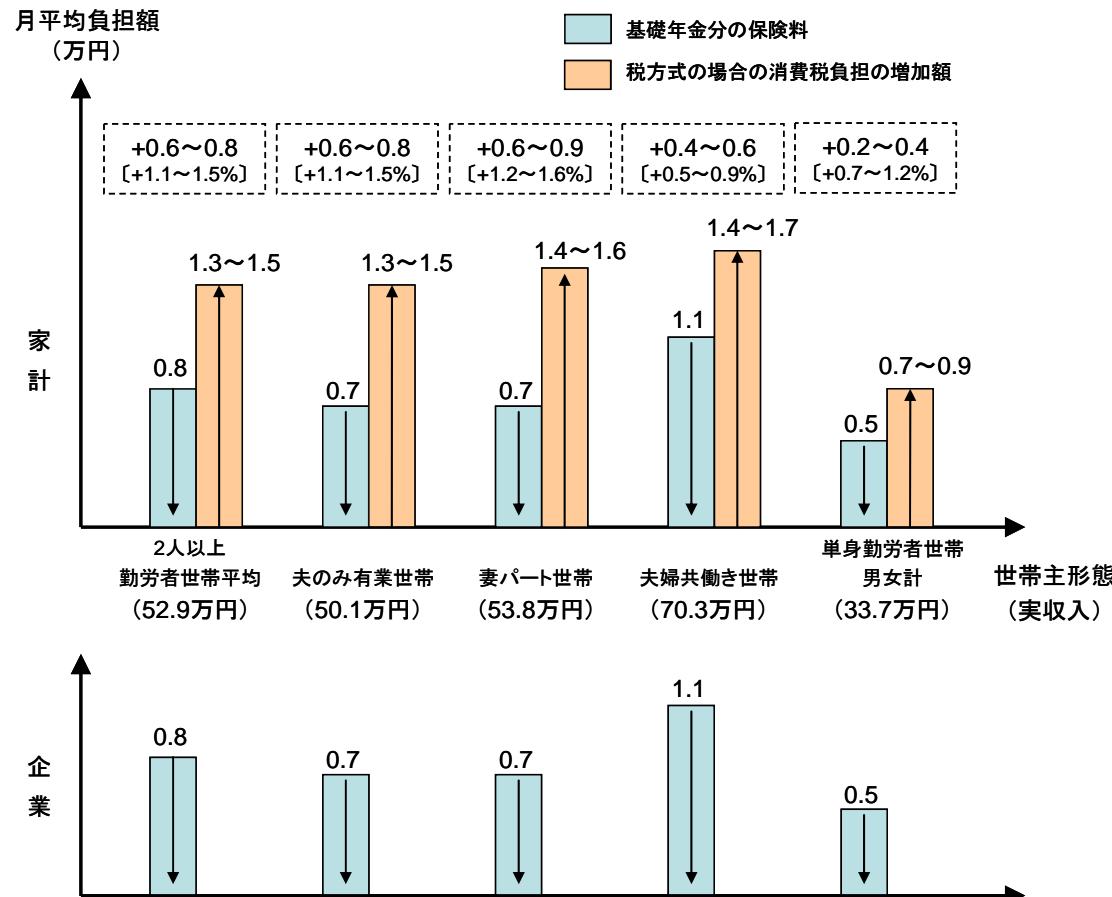
※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引き額を示している。なお、〔 〕内の数値は、実収入に対する変化率。

※ ケースAでは、過去の拠出実績を全く勘案せず、全員に全額支給を行うため、移行に伴って、低年金・無年金だった者の場合は、年金給付額が増加する。

(3) 世帯形態別にみた影響

- 勤労者世帯を妻の働き方の別にみると、いずれの世帯形態においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなるが、夫婦共働きの場合には、相対的に差引額が小さくなっている。
- また、単身世帯においても、保険料軽減額に比べて消費税負担の増加額の方が多くなっている。

< 勤労者世帯 >

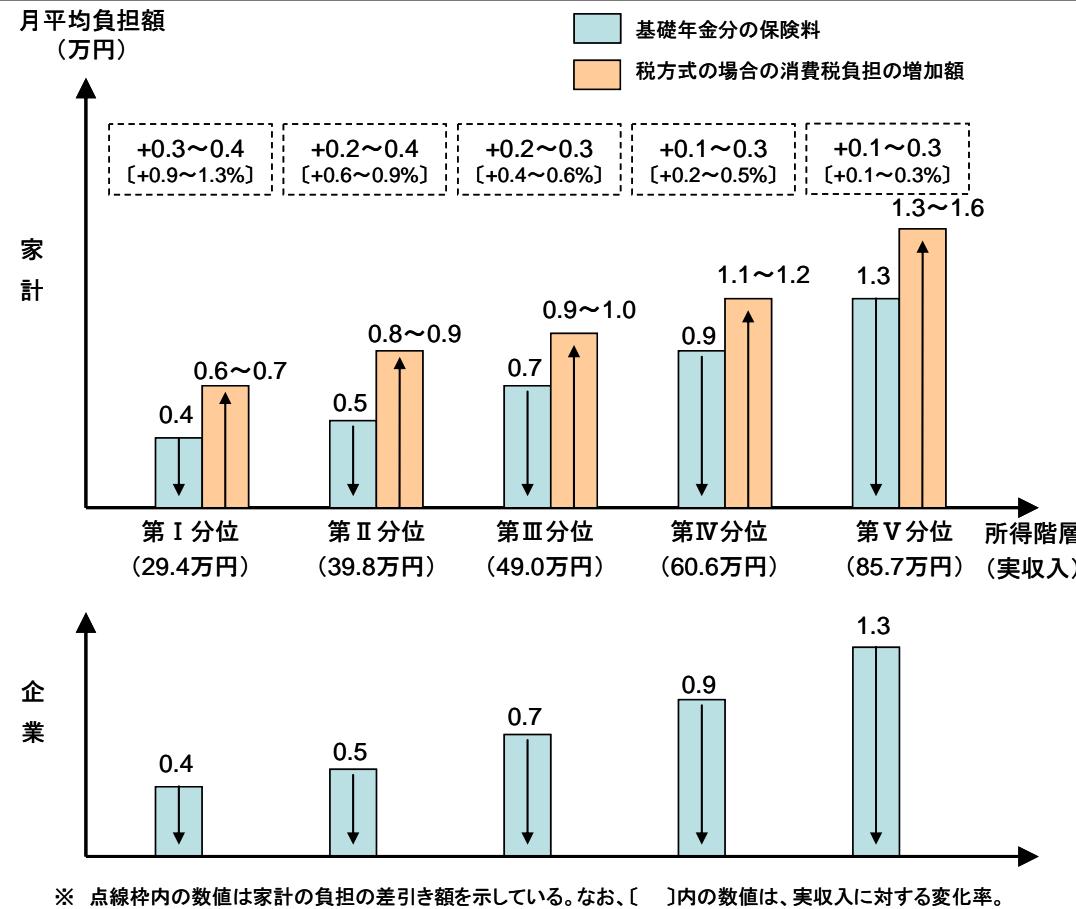


[ミクロ試算2 移行パターンのケースB(過去の保険料未納期間に応じて減額)の場合]

(1) 所得階層別にみた影響

[勤労者世帯モデルのケース]

- 勤労者世帯は、どの収入階級においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなる。
- 実収入に対する比率をみると、所得階層の低い方が増加率が大きくなっている、低所得層の負担が相対的に大きくなる。



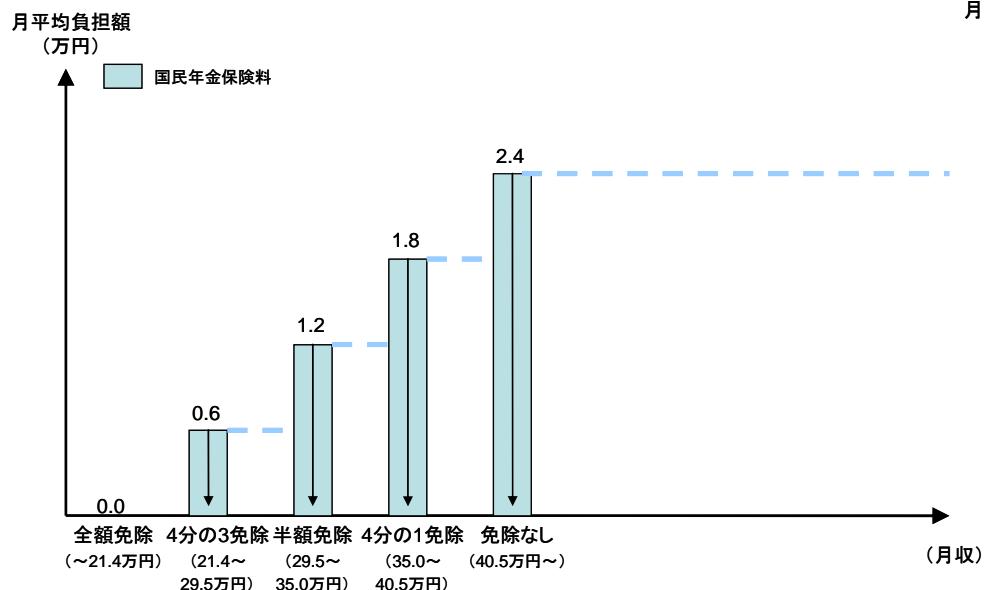
※1 「勤労者世帯」の定義は「世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯」となっており、妻が専業主婦の世帯や共働き世帯など様々な形態の世帯が含まれている。平成19年家計調査では、平均世帯人員3.45人、平均有業人員1.66人となっている。

※2 基礎年金分の保険料は、家計調査における勤労者世帯の公的年金保険料支払額に基礎年金分の保険料割合(4.0%/14.996%)を乗じた額としている。 53

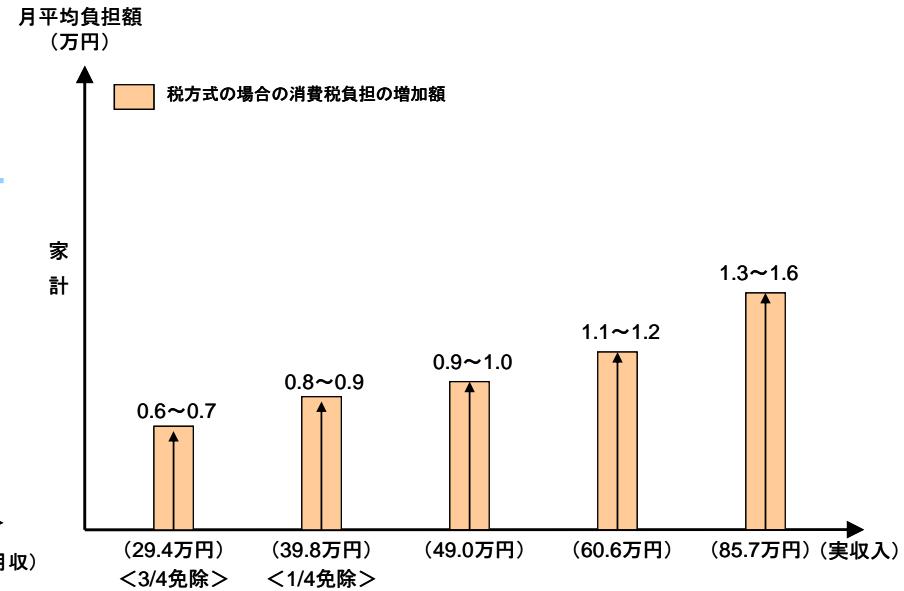
[自営業者等世帯モデルのケース]

- 自営業者等世帯モデルでは、家計調査において自営業者世帯の収入データがないなどの制約から、勤労者世帯と同じ収入であれば、同じ程度に消費するという割り切った仮定を置いて、消費税負担の増加を計算している。
- その結果、全般的には、消費税負担の増加額よりも保険料負担の軽減額の方が大きくなるが、低所得で保険料免除の対象となっている世帯にとっては、消費税負担の増加により負担が増加する。

国民年金保険料の軽減額



収入階級別にみた消費税負担の増加額



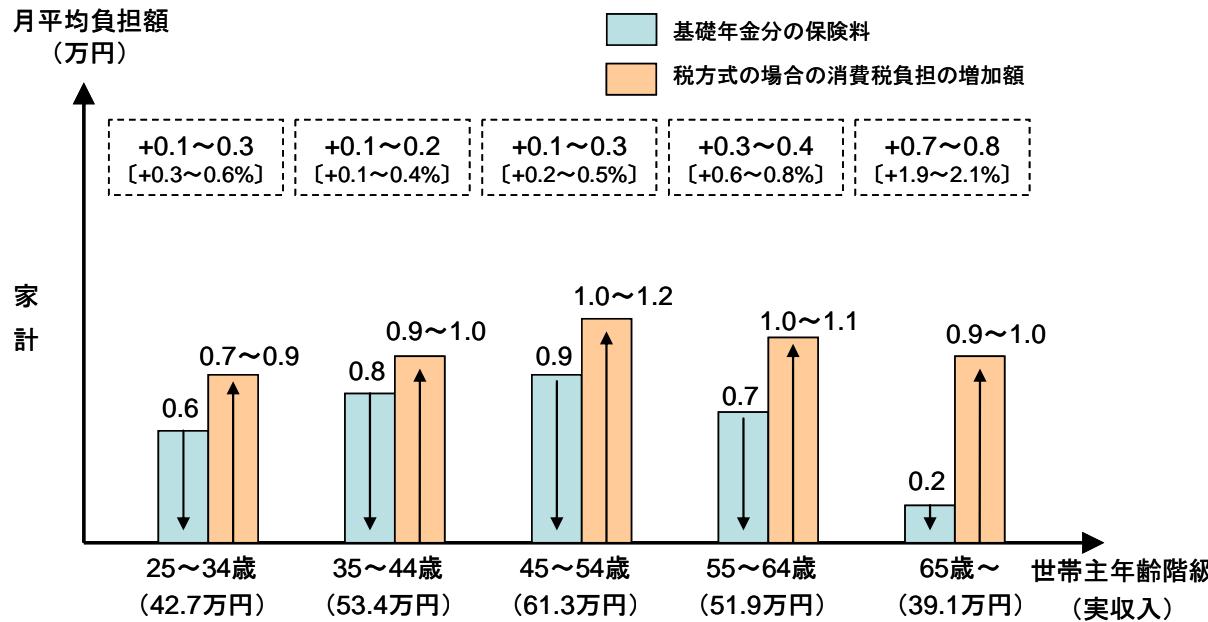
※1 国民年金被保険者実態調査によると1世帯当たりの国民年金第1号被保険者数は1.7人となっているため、保険料軽減額は国民年金保険料の1.7倍としている。また、保険料免除の適用区分の月収は、4人世帯における免除基準により設定している。

※2 パート・アルバイト等で厚生年金の適用となっていない者の世帯についても、このケースと同様になる。ただし、所得階層が比較的低い世帯が多いものと考えられる。

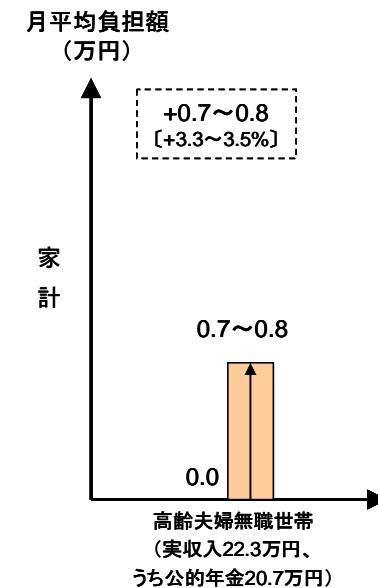
(2) 年齢階級別にみた影響

- 勤労者世帯を年齢階級別にみても、どの年齢階級においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなる。
特に、65歳以上の場合、保険料が軽減される額が小さくなり、消費税負担の増加額との差が大きくなる。
- また、65歳以上の年金受給者についてみると、消費税負担の増加により負担が増加する。

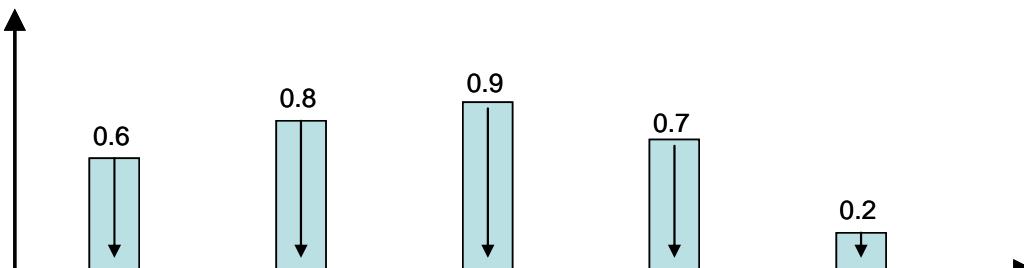
< 勤労者世帯 >



< 年金受給世帯 >



企業



※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引き額を示している。なお、〔 〕内の数値は、実収入に対する変化率。

(3) 世帯形態別にみた影響

- 勤労者世帯を妻の働き方の別にみると、妻が無職またはパートの場合には、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなるが、夫婦共働きの場合には、保険料軽減額と消費税負担の増加額が概ね同程度となる。
- また、単身世帯については、保険料軽減額に比べて消費税負担の増加額の方がやや多くなっている。

< 勤労者世帯 >

月平均負担額
(万円)

基礎年金分の保険料

税方式の場合の消費税負担の増加額

家計

+0.2~0.3 [+0.3~0.6%]	+0.2~0.3 [+0.4~0.7%]	+0.2~0.4 [+0.4~0.7%]	▲0.1~+0.1 [▲0.1~+0.2%]	0.0~+0.1 [0.0~+0.4%]
-------------------------	-------------------------	-------------------------	---------------------------	-------------------------

0.9~1.1

2人以上

勤労者世帯平均
(52.9万円)

0.8

※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引き額を示している。なお、[]内の数値は、実収入に対する変化率。

0.9~1.0

夫のみ有業世帯
(50.1万円)

0.7

※ 妻パート世帯は有業者が夫婦のみの世帯で妻の収入が8万円未満、夫婦共働き世帯は妻の収入が8万円以上の世帯

1.0~1.1

妻パート世帯
(53.8万円)

0.7

1.1~1.2

夫婦共働き世帯
(70.3万円)

1.1

単身勤労者世帯
男女計
(33.7万円)

0.5

0.5~0.6

世帯主形態
(実収入)

企業

0.8

0.7

0.7

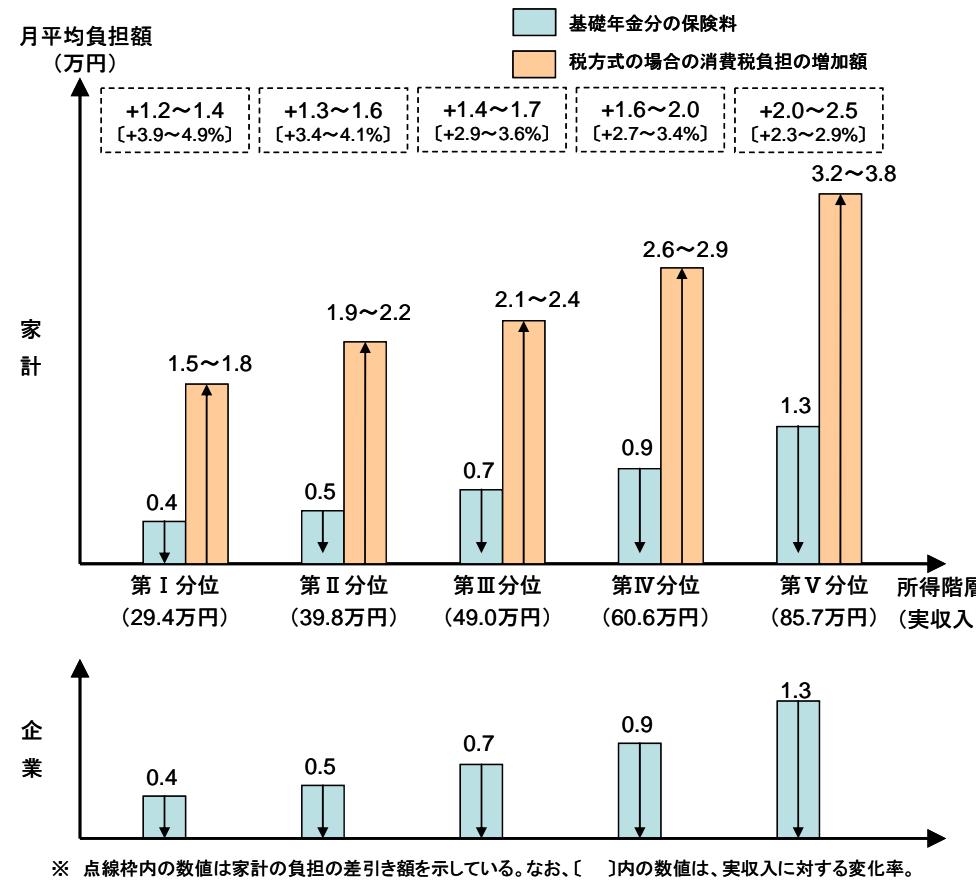
0.5

[ミクロ試算3 移行パターンのケースC(過去の保険料納付相当分を加算(3.3万円相当分)して給付)の場合]

(1) 所得階層別にみた影響

[勤労者世帯モデルのケース]

- 勤労者世帯は、どの収入階級においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなる。
- 実収入に対する比率をみると、所得階層の低い方が増加率が大きくなっている、低所得層の負担が相対的に大きくなる。



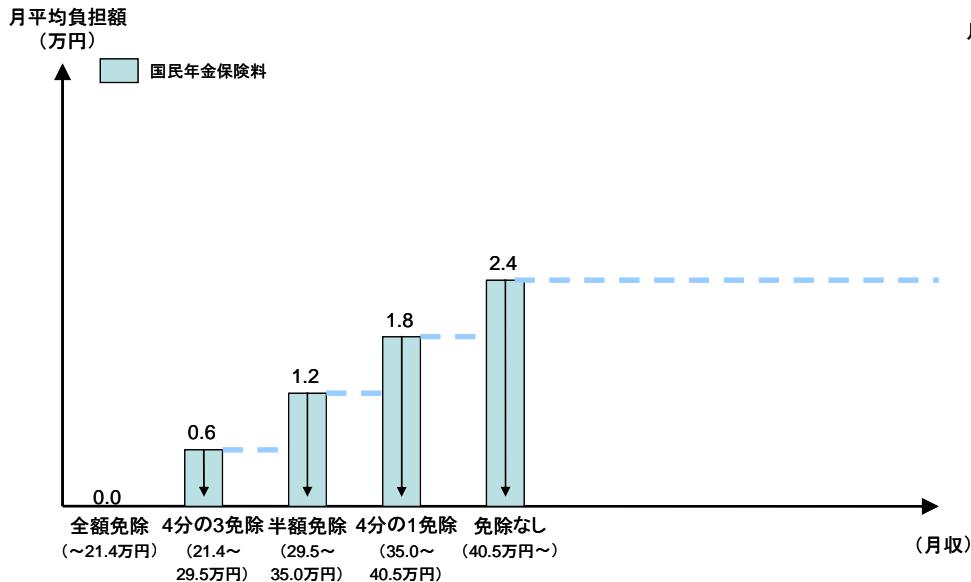
※1 「勤労者世帯」の定義は「世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯」となっており、妻が専業主婦の世帯や共働き世帯など様々な形態の世帯が含まれている。平成19年家計調査では、平均世帯人員3.45人、平均有業人員1.66人となっている。

※2 基礎年金分の保険料は、家計調査における勤労者世帯の公的年金保険料支払額に基礎年金分の保険料割合(4.0%/14.996%)を乗じた額としている。 57

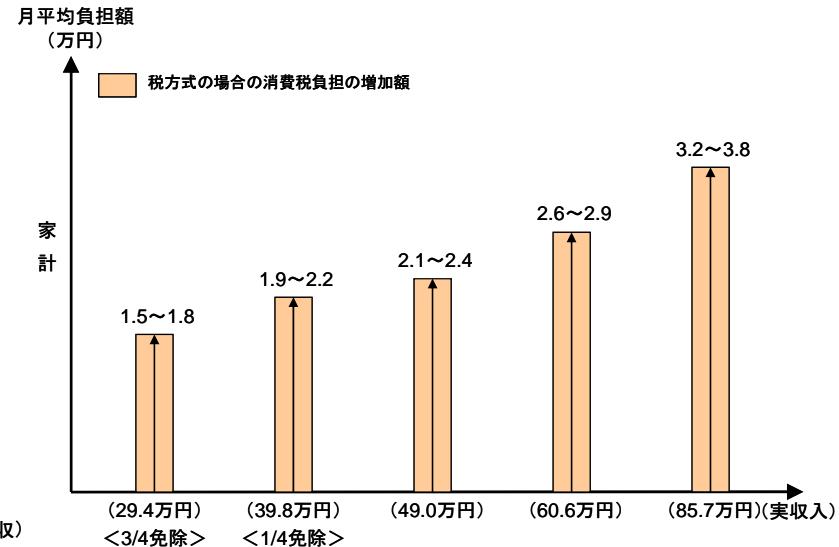
[自営業者等世帯モデルのケース]

- 自営業者等世帯モデルでは、家計調査において自営業世帯の収入データがないなどの制約から、勤労者世帯と同じ収入であれば、同じ程度に消費するという割り切った仮定を置いて、消費税負担の増加を計算している。
- その結果、所得階層が49万円程度の世帯では、消費税負担の増加額よりも保険料負担の軽減額の方が大きくなるが、その他の所得階層では、保険料負担の軽減額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなっている。

国民年金保険料の軽減額



収入階級別にみた消費税負担の増加額



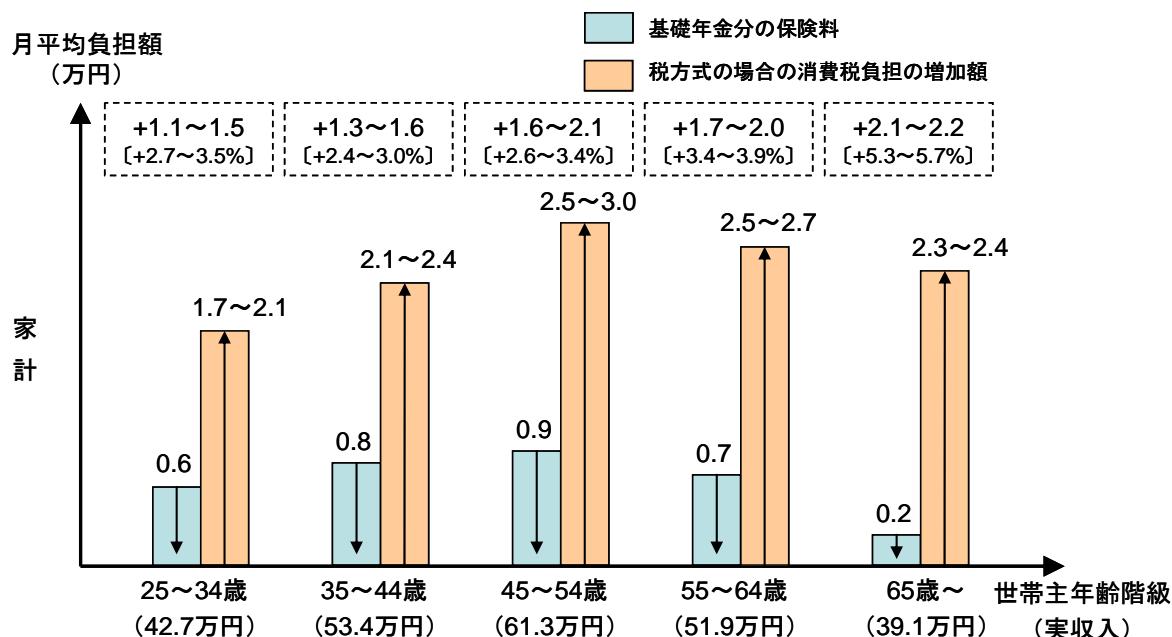
※1 国民年金被保険者実態調査によると1世帯当たりの国民年金第1号被保険者数は1.7人となっているため、保険料軽減額は国民年金保険料の1.7倍としている。また、保険料免除の適用区分の月収は、4人世帯における免除基準により設定している。

※2 パート・アルバイト等で厚生年金の適用となっていない者の世帯についても、このケースと同様になる。ただし、所得階層が比較的低い世帯が多いものと考えられる。

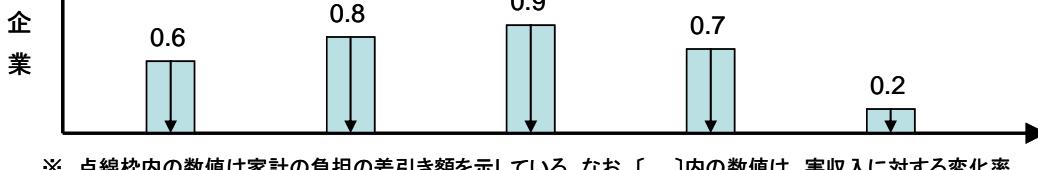
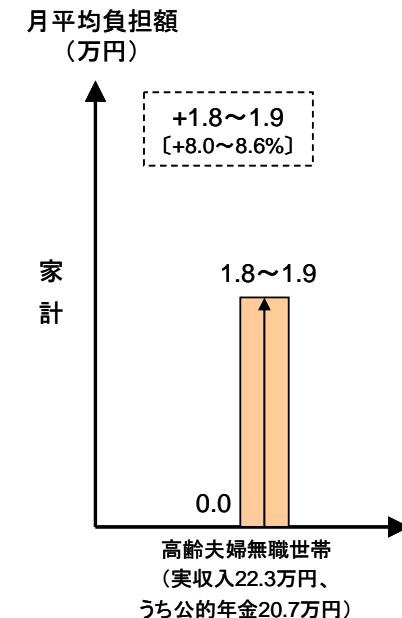
(2) 年齢階級別にみた影響

- 勤労者世帯を年齢階級別にみても、どの年齢階級においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなる。
特に、65歳以上の場合、保険料が軽減される額が小さくなり、消費税負担の増加額との差が大きくなる。
- また、65歳以上の年金受給者についてみると、消費税負担の増加により負担が増加する。

< 勤労者世帯 >



< 年金受給世帯 >

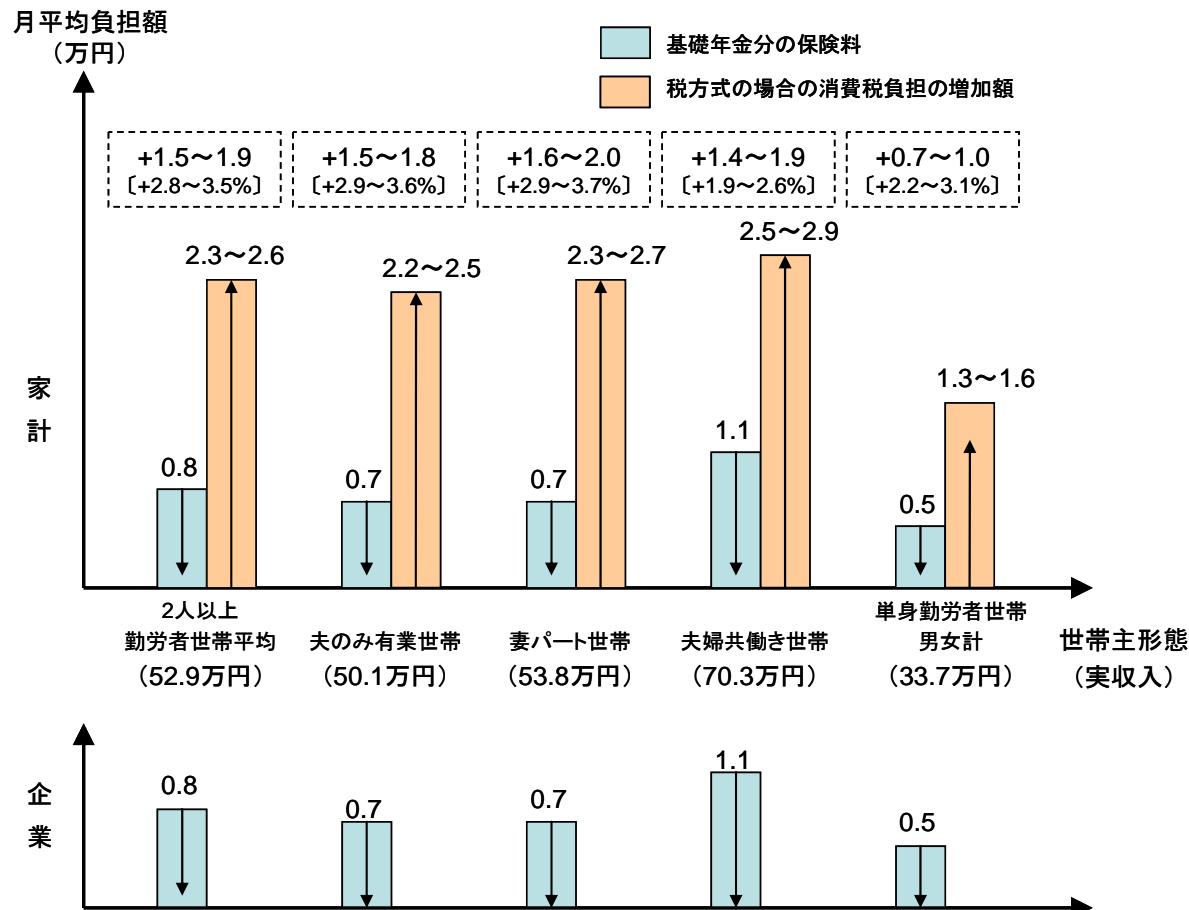


※ ケースCでは、全員に全額支給を行った上で、過去の保険料納付者には、負担分(3.3万円相当分)を上乗せするため、移行に伴って、低年金・無年金だった者の場合は満額の基礎年金が支給されるとともに、過去の保険料納付に見合った加算が行われ、年金給付額が増大する。

(3) 世帯形態別にみた影響

- 勤労者世帯を妻の働き方の別にみると、いずれの世帯形態においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなるが、夫婦共働きの場合には、相対的に差引額が小さくなっている。
- また、単身世帯においても、保険料軽減額に比べて消費税負担の増加額の方が多くなっている。

< 勤労者世帯 >

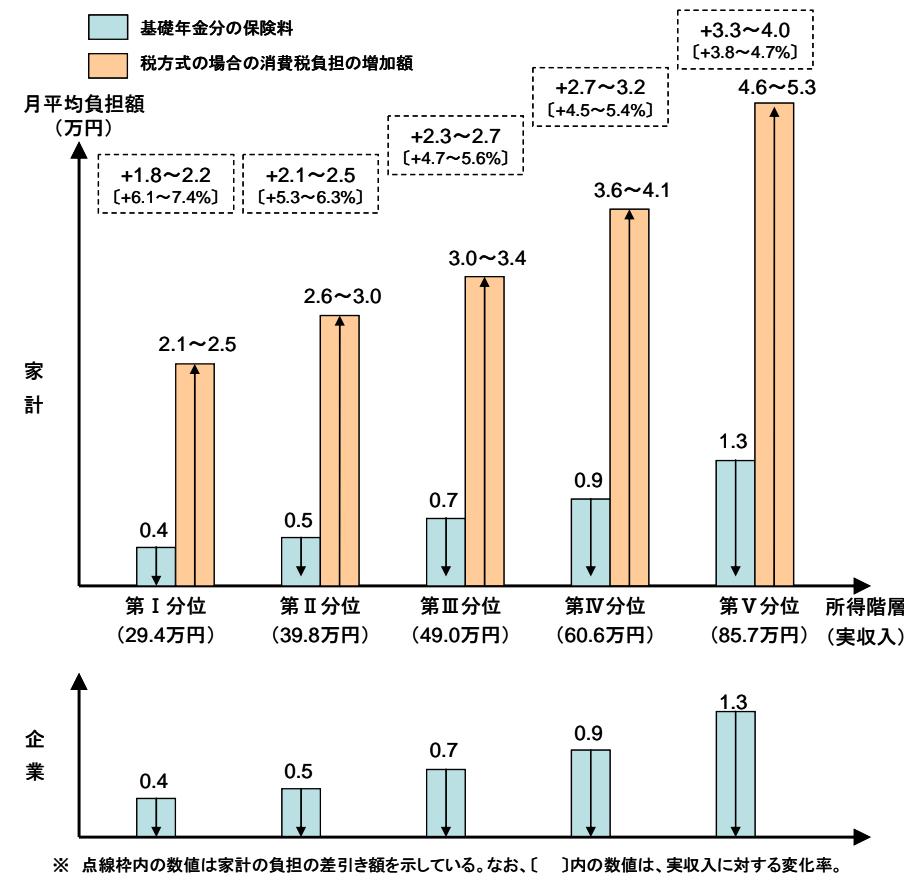


[ミクロ試算4 移行パターンのケースC‘(過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算(6.6万円相当分)して給付)の場合]

(1) 所得階層別にみた影響

[勤労者世帯モデルのケース]

- 勤労者世帯は、どの収入階級においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなる。
- 実収入に対する比率をみると、所得階層の低い方が増加率が大きくなっている、低所得層の負担が相対的に大きくなる。



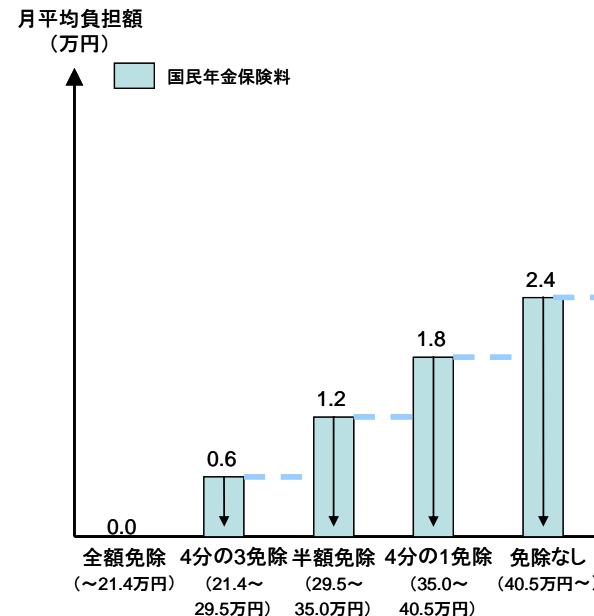
※1 「勤労者世帯」の定義は「世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯」となっており、妻が専業主婦の世帯や共働き世帯など様々な形態の世帯が含まれている。平成19年家計調査では、平均世帯人員3.45人、平均有業人員1.66人となっている。

※2 基礎年金分の保険料は、家計調査における勤労者世帯の公的年金保険料支払額に基礎年金分の保険料割合(4.0%/14.996%)を乗じた額としている。 61

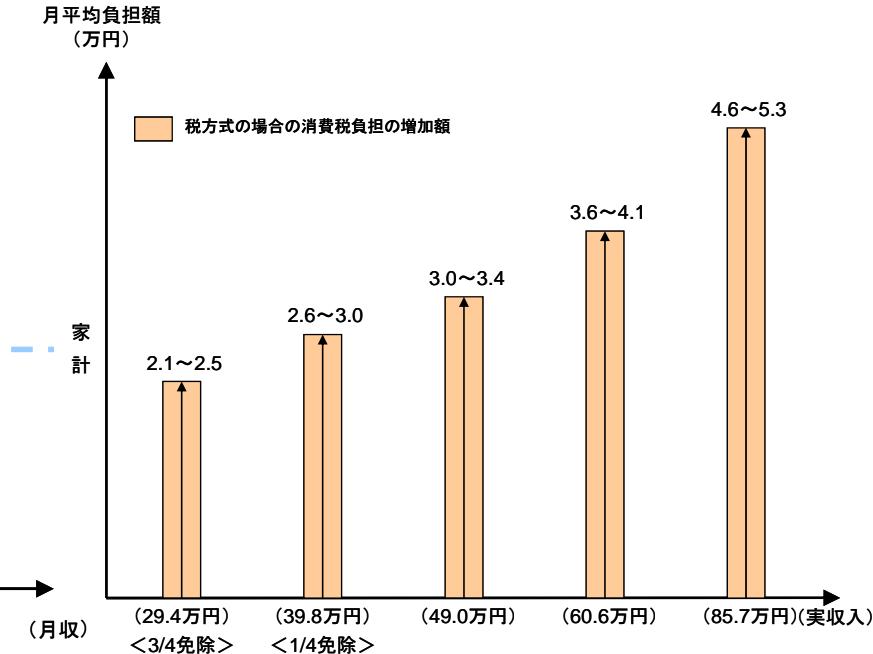
〔自営業者等世帯モデルのケース〕

- 自営業者等世帯モデルでは、家計調査において自営業世帯の収入データがないなどの制約から、勤労者世帯と同じ収入であれば、同じ程度に消費するという割り切った仮定を置いて、消費税負担の増加を計算している。
- その結果、すべての所得階層において、保険料負担の軽減額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなっている。

国民年金保険料の軽減額



収入階級別にみた消費税負担の増加額



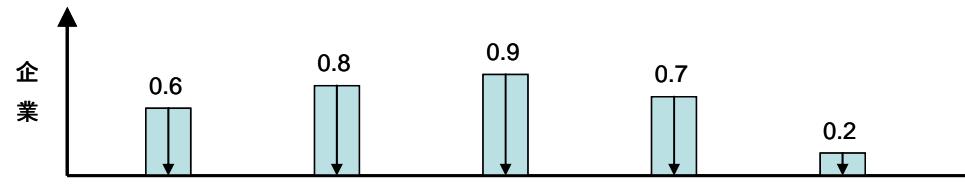
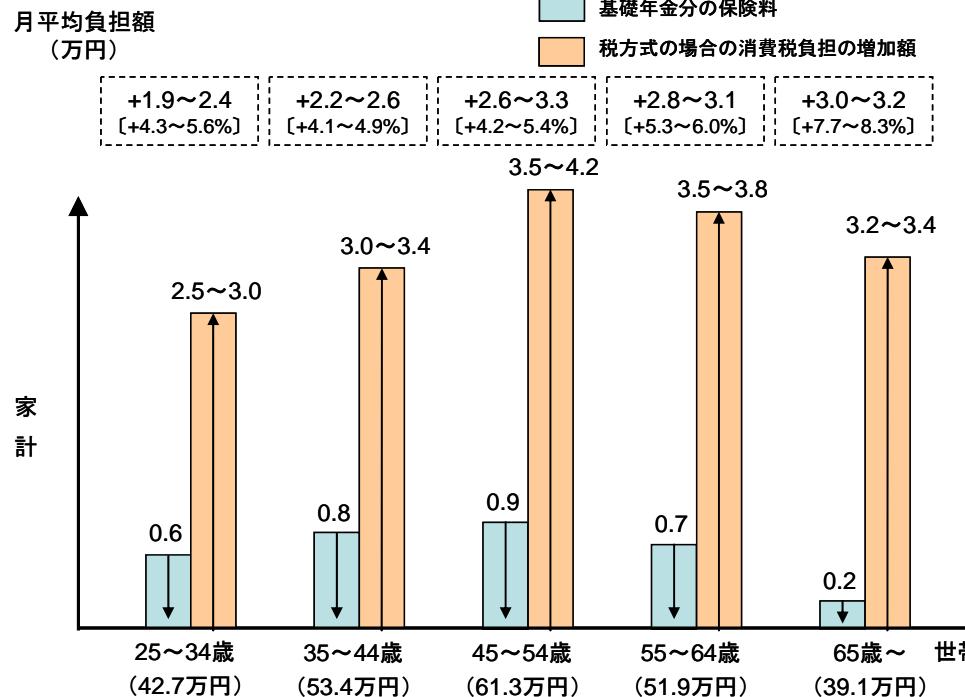
※1 国民年金被保険者実態調査によると1世帯当たりの国民年金第1号被保険者数は1.7人となっているため、保険料軽減額は国民年金保険料の1.7倍としている。また、保険料免除の適用区分の月収は、4人世帯における免除基準により設定している。

※2 パート・アルバイト等で厚生年金の適用となっていない者の世帯についても、このケースと同様になる。ただし、所得階層が比較的低い世帯が多いものと考えられる。

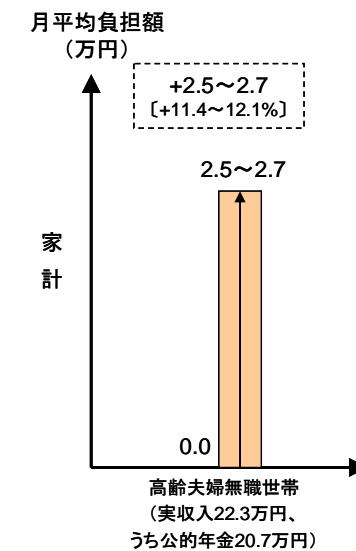
(2) 年齢階級別にみた影響

- 勤労者世帯を年齢階級別にみても、どの年齢階級においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなる。
特に、65歳以上の場合、保険料が軽減される額が小さくなり、消費税負担の増加額との差が大きくなる。
- また、65歳以上の年金受給者についてみると、消費税負担の増加により負担が増加する。

< 勤労者世帯 >



< 年金受給世帯 >

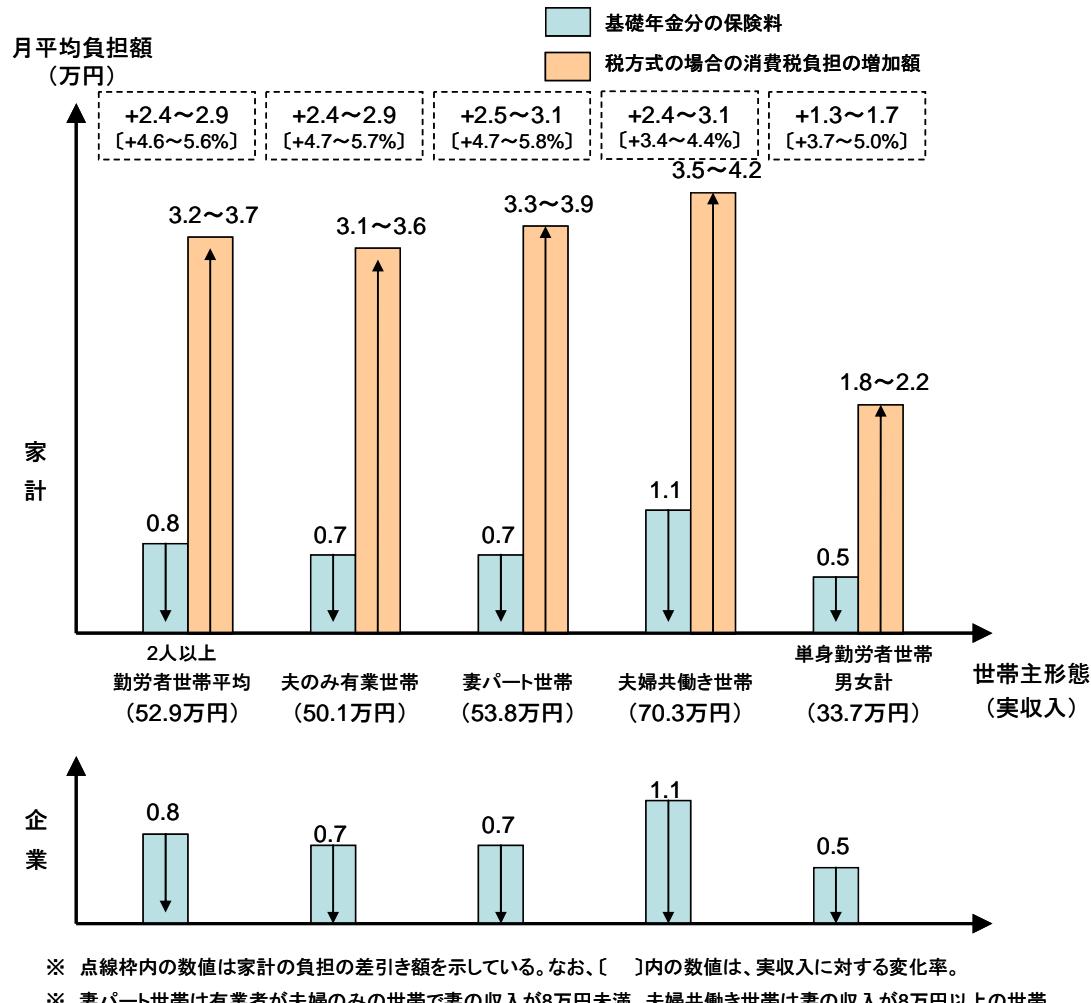


※ ケースCでは、全員に全額支給を行った上で、過去の保険料納付者には、負担分(6.6万円相当分)を上乗せするため、移行に伴って、低年金・無年金だった者の場合は満額の基礎年金が支給されるとともに、過去の保険料納付に見合った加算が行われ、年金給付額が増大する。

(3) 世帯形態別にみた影響

- 勤労者世帯を妻の働き方の別にみると、いずれの世帯形態においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなるが、夫婦共働きの場合には、相対的に差引額が小さくなっている。
- また、単身世帯においても、保険料軽減額に比べて消費税負担の増加額の方が多くなっている。

< 勤労者世帯 >



その他の試算

(基礎年金をとりまく様々な状況や提案等に関連するその他の試算)

(1) 高額所得者に対する基礎年金減額措置(クローバック)を導入した場合の影響について

[前提]

高齢期(65歳以上)において、年収600万円以上の者について所得に応じて基礎年金を減額(クローバック)すること(減額率を年収600万円の0%から年収1,000万円の100%へと次第に上昇させていき、年収1,000万円以上の者には基礎年金を全く支給しない)とした場合の基礎年金給付総額の削減率を計算。

※ クローバックとは、カナダの公的年金の老齢保障制度(Old Age Security)に設けられている高額所得者に対する年金額減額措置。

※ 600万円、1,000万円という前提は、カナダにおける基準に照らしつつ、有識者等の意見を踏まえて設定。

[財政効果]

老齢年金受給者実態調査に基づく年金受給者の所得分布(次ページの分布図参照)に基づいて計算すると

- ・ クローバックの対象となる者(年収600万円以上)は、全体の約2.4%
- ・ 全額がクローバックされる者(年収1,000万円以上)は、全体の約0.6%

となる。また、このようなクローバックにより、基礎年金給付費は約1.3%削減されるものと見込まれる。

クローバックによる基礎年金の削減額の推移は、クローバックの基準年収額を将来どのように変動させていくかに依存するためにその推計を行うことは難しいが、仮に基礎年金給付費の削減率(約1.3%)が将来にわたくって一定であると仮定した場合には、基礎年金削減額の見通しは以下の通り。

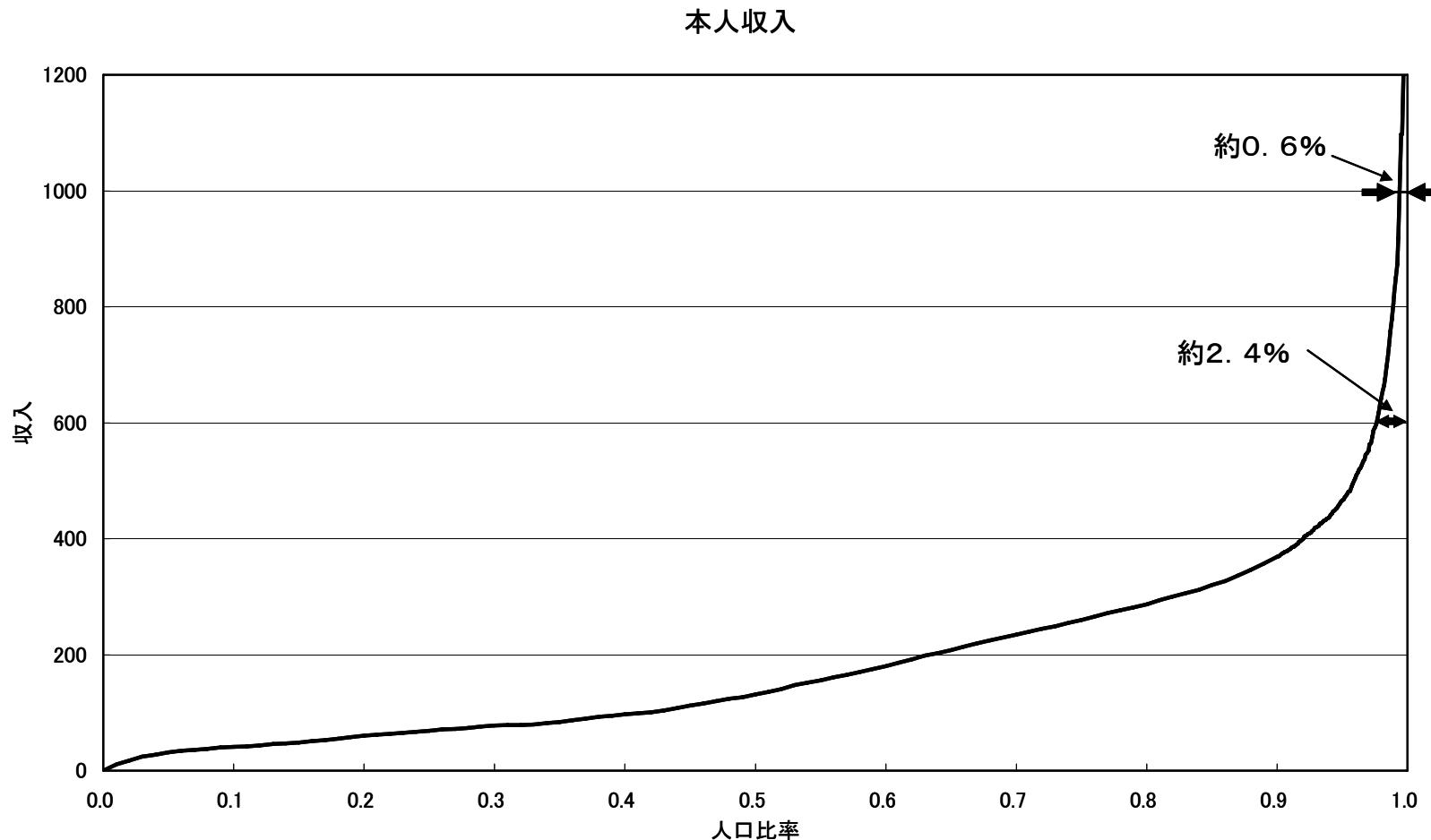
(単位:兆円)

年度	2009	2015	2025	2050
基礎年金給付費(ケースA)	24	29	34	63
クローバックによる削減額	0.3	0.4	0.4	0.8

(参考) 年金受給者の収入の分布の状況

平成18年度「老齢年金受給者実態調査」(厚生労働省)によれば、老齢年金受給権者の本人収入の分布は、下図の通り。

この分布に基づき、600万円を超える収入1万円につき0.25%ずつ年金額を減額し、1000万円以上の者には100%減額することとした場合、全員に一律に支給する場合に比べて、1.3%給付が削減される。



(2) パート・アルバイトに厚生年金を適用した場合の年金財政への影響(制度成熟時を想定した
単年度収支への影響額の粗い試算)

- 週所定労働時間20時間以上の短時間労働者を厚生年金適用とした場合。

※ 対象者数は310万人程度(このうち第1号被保険者からの適用対象者は4割程度)と推定。

対象者の総報酬月額の平均	厚生年金財政の 保険料収入の増加 (労使合計) ①	厚生年金財政の 支出の増加 ②	収支差の変化 (①-②)
6万円と仮定する場合	4, 100 億円	4, 800 億円	△700 億円
8万円と仮定する場合	5, 400 億円	5, 600 億円	△200 億円
10万円と仮定する場合	6, 800 億円	6, 400 億円	400 億円

(注1) 平成18年度における厚生年金全体の保険料収入は 21.0兆円、支出(実質的な支出総費用額)は 32.2兆円。

(注2) 6万円、8万円のケースは、現行の標準報酬月額の下限(98,000円)を見直して適用することを想定している。

- 上記の半数(155万人程度)を厚生年金適用とすると影響額も半分程度(次表のとおり)となる。

対象者の総報酬月額の平均	厚生年金財政の 保険料収入の増加 (労使合計) ①	厚生年金財政の 支出の増加 ②	収支差の変化 (①-②)
6万円と仮定する場合	2, 000 億円	2, 400 億円	△400 億円
8万円と仮定する場合	2, 700 億円	2, 800 億円	△100 億円
10万円と仮定する場合	3, 400 億円	3, 200 億円	200 億円

※ 日本労働組合総連合会の提言では、「当面は、適用基準を労働時間要件「2分の1(20時間)以上」、ないし年収要件「65万円以上」(給与所得控除の最低保障額)として、いずれかの要件に該当すれば、厚生年金を適用する。」となっている。

(参考)算出方法について

- 対象者1人あたりの厚生年金財政への影響(年額)を以下の通り算定。

【第1号被保険者からの厚生年金適用の場合】

対象者の総報酬月額 の平均	厚生年金財政の 保険料収入の増加 (労使合計)	厚生年金財政の 支出増分	基礎年金分	報酬比例分
6万円と仮定する場合	13.2万円	27.7万円	20.3万円	7.5万円
8万円と仮定する場合	17.6万円	30.2万円	20.3万円	9.9万円
10万円と仮定する場合	22.0万円	32.7万円	20.3万円	12.4万円

【第3号被保険者等からの厚生年金適用の場合】

対象者の総報酬月額 の平均	厚生年金財政の 保険料収入の増加 (労使合計)	厚生年金財政の 支出増分	基礎年金分	報酬比例分
6万円と仮定する場合	13.2万円	7.5万円	0円	7.5万円
8万円と仮定する場合	17.6万円	9.9万円	0円	9.9万円
10万円と仮定する場合	22.0万円	12.4万円	0円	12.4万円

ただし、上表の算定にあたっては、

- (1)保険料収入は、制度成熟時を想定して、厚生年金の最終保険料率18.3%を各々の総報酬月額に乗じて12倍。
- (2)基礎年金分の支出増分は、国民年金の最終保険料月額16,900円(平成16年度価格)を用い、対象者のうち第1号被保険者については、厚生年金が新たにこの額を負担することになるものとして算定。
(16,900円 × 12月 = 20.3万円)
- (3)報酬比例分の支出増分は、当該総報酬月額で1年間加入することに伴い増加する年金の総額(平成16年度価格)を受給期間26年として算出。なお、算出にあたっては、可処分所得割合の変化率として0.95、裁定後における年金額の改定が物価スライドであることの財政効果(約1割)、マクロ経済スライドによる給付水準調整割合(約15%)を反映。
(8万円 × 5.481 / 1000 × 12月 × 26年 × 0.95 × 0.9 × 0.85 = 9.9万円)

(3) 税方式にした場合に、低年金・無年金問題が解消されることによる生活保護受給者数及び給付規模の縮小の影響

- 65歳以上の生活保護受給者数は59万人。このうち、無年金者は31万人となっている。
- 税方式にして、低年金・無年金の者にも一律の基礎年金を支給すれば、この59万人のうち一定数は生活保護受給者ではなくなる。
- 仮に65歳以上の生活保護受給者がゼロになった場合でも、生活保護費が縮小する影響は3,500億円程度。

[生活保護受給者]

- 平成18年度時点で、全生活保護受給者147万人のうち、65歳以上の生活保護受給者は約59万人。年金受給状況を見ると、65歳以上の生活保護受給者のうち、無年金者は約31万人。（資料）被保護者全国一斉調査より集計

(注) 世帯構成や地域の違い、あるいは医療や介護の必要性等によって、その世帯の生活保護水準（最低生活費）はまちまちであるため、全員に満額の基礎年金を支給することによって直ちに全ての高齢者が生活保護の適用を受けなくなるわけではない。

[65歳以上の者に支給されている生活扶助額（機械的試算）]

- 生活保護は世帯を対象として給付されること等により、単純に高齢者に対する生活扶助費を算出することはできないものの、仮に1人当たりの保護費が65歳以上の者と65歳未満の者で等しいと仮定するとすれば、65歳以上の者に対する生活扶助費の総額は約3,500億円程度。

(注) 生活保護制度においては、年金をはじめとした収入が増加した場合、まずは生活扶助費を減額することとされている。

生活扶助費 (平成20年度予算) 8,600億円	65歳以上 生活保護受給者 (平成18年度) 59万人	全生活保護 受給者 (平成18年度) 147万人	= 約3,500億円 (国:約2,600億円、地方:約900億円)
--------------------------------	--------------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

生活保護費総額 2兆6,200億円(平成20年度予算)



※ 費用の負担割合は、国3／4、地方1／4である。

※ 社会保障給付費全体に占める割合でみると、生活保護費総額で約3%、生活扶助費で約1%程度。

(4) 税方式にした場合に、厚生年金・国民年金の積立金を活用する場合の影響

- 税方式にした場合の厚生年金・国民年金の積立金の活用方法については、マクロ的試算の移行パターンのA～Cのいずれを採用するかに依存するので、それぞれのパターンごとに影響を評価する。(A～Cについては、P14参照)

<ケースA>

ケースAは、過去の保険料納付実績については、全く勘案せず、全員に税方式の基礎年金の満額給付を行う場合であるため、その場合の積立金は、過去の保険料納付実績に応じて分配することによる活用する案が考えられる。「年金制度を抜本的に考える会」の提言では、「納付状況に応じた分配を行う。」とされている。)

過去の国民年金保険料納付実績に応じて国民年金(第1号被保険者分)の積立金を分配すると、40年間保険料を完納した者の場合の分配額は、年金額に換算して月額5千円程度と見込まれる。

$$\begin{array}{cccccc} \text{基礎年金額} & \text{国民年金の積立金} & \text{国民年金の過去期間に係る給付債務} \\ & (\text{第1号被保険者分}) & (\text{第1号被保険者分}) \\ 6.6\text{万円} & \times & 10\text{兆円}_{\text{※}} & \div & 120\text{兆円}_{\text{※}} & = & \text{約5千円} \end{array}$$

※平成16年財政再計算ベースの2004年度末の数値

<ケースB>

ケースBは、過去の保険料未納期間に係る分については、その期間分の税方式の基礎年金給付を減額することとしており、この場合の積立金は、ケースAのような分配を行う必要がないため、保険料による収入がなくなり増税が必要となることによる激変緩和に充てる案が考えられる。

被用者年金を含めた基礎年金分の積立金は2006年度末で60兆円と見込まれるため、ケースBの場合の追加税額(2009年度で9兆円)にこれを充てるとすれば6年分程度となる。

$$\begin{array}{cccccc} \text{基礎年金分の積立金(2006年度末)} & \text{追加税額(2009年度)} \\ & \div & & = & 6.7 & (\text{積立金の運用収入等は考慮していない}) \\ 60\text{兆円} & & 9\text{兆円} & & & \\ (\text{被用者年金分を含む}) & & & & & \end{array}$$

<ケースC及びC'>

ケースC及びC'は、過去の保険料納付期間に係る分については、その期間分を税方式の基礎年金に上乗せして給付することから、上乗せ分について当面は積立金を充当する案が考えられる。

基礎年金分の積立金60兆円をケースC及びC'の上乗せ支給分に充てるとすれば、Cの場合で6年分程度、C'の場合で3年分程度となる。

$$\begin{array}{cccccc} \text{基礎年金分の積立金(2006年度末)} & \text{上乗せ支給分(2009年度)} \\ & \div & & = & & \\ \text{ケースC} & 60\text{兆円} & & 9\text{兆円} & = & 6.7 (\text{積立金の運用収入等は考慮していない}) \\ \text{ケースC'} & 60\text{兆円} & \div & 19\text{兆円} & = & 3.2 ("") \end{array}$$